

点検・評価結果

令和2年度点検・評価 対象施策・事業一覧表

大 柱	中 柱	項目名	
I 生涯学習社会における人づくり	1 思いやる力やたくましく生きる力を身に付ける自分づくりへの支援の充実	① 魅力ある生涯学習の環境整備	
		② 実践的防災教育の推進	
		③ 人権教育の推進	
II 共生社会づくりにかかわる人づくり	2 社会とかかわる力を身に付ける自分づくりへの支援の充実	④ 読書活動の推進	
		3 生涯にわたる自分づくりの推進に向けた協働・連携の拡大・充実	① 「シチズンシップ教育」の更なる推進
			① 「かながわ教育ビジョン」の着実な推進
III 学びを通じた地域の教育力の向上	1 豊かな心を育む教育の充実と、不登校、いじめ・暴力行為への対応の強化		① いのちの尊重に関する教育の推進
		② いじめ・暴力行為などを防止するための普及啓発の推進	
		③ 不登校、いじめなどに対する相談体制や支援の充実	
IV 子育て・家庭教育への支援	2 インクルーシブ教育の推進	① 多様な学びの場のしくみづくり	
		② 専門的な指導や支援の充実	
		3 「外国につながる児童・生徒」への指導・支援の充実	① 「外国につながる児童・生徒」への更なる指導・支援の充実
1 社会教育施設や学校等を活用した地域での学びの場づくりの推進	① 社会教育施設や学校等を活用した学びの場づくりの推進		
	2 地域力を生かしたコミュニティ・スクールの普及と充実		① コミュニティ・スクールの導入等の促進
		V 学び高め合う学校教育	1 子どもの社会的な経験の機会の充実
2 子育て・家庭教育への理解と環境づくり			
	① 子育て・家庭教育や高校生などへの就学支援の充実		
	VI 意欲と指導力のある教職員の確保・育成と活力と魅力にあふれた学校づくり	1 確かな学力の向上を図る取り組みの充実	① 授業力・学力の向上に向けた取り組み
2 生き方や社会を学ぶ教育の充実			② 専門教育の充実
			3 グローバル化などに対応した教育の推進
	VII 県立学校の教育環境の改善	1 かながわの人づくりを担う教職員の確保・育成の計画的な推進	
2 信頼に根ざした活力と魅力にあふれた学校づくり			
			3 豊かな学びを実現する教育環境の整備
	VIII 文化芸術・スポーツの振興	1 かながわの魅力ある歴史・文化芸術等の充実と継承・発展	
2 効率的で主体的な学校運営の推進のための教育環境の改善			
			1 かながわの魅力ある歴史・文化芸術等の充実と継承・発展
	VIII 文化芸術・スポーツの振興	2 健康で豊かな生活の実現とスポーツの振興	
1 かながわの魅力ある歴史・文化芸術等の充実と継承・発展			
			2 健康で豊かな生活の実現とスポーツの振興
	VIII 文化芸術・スポーツの振興	2 健康で豊かな生活の実現とスポーツの振興	
1 かながわの魅力ある歴史・文化芸術等の充実と継承・発展			
			2 健康で豊かな生活の実現とスポーツの振興
	VIII 文化芸術・スポーツの振興	2 健康で豊かな生活の実現とスポーツの振興	
1 かながわの魅力ある歴史・文化芸術等の充実と継承・発展			
			2 健康で豊かな生活の実現とスポーツの振興
	VIII 文化芸術・スポーツの振興	2 健康で豊かな生活の実現とスポーツの振興	
1 かながわの魅力ある歴史・文化芸術等の充実と継承・発展			
			2 健康で豊かな生活の実現とスポーツの振興
	VIII 文化芸術・スポーツの振興	2 健康で豊かな生活の実現とスポーツの振興	
1 かながわの魅力ある歴史・文化芸術等の充実と継承・発展			
			2 健康で豊かな生活の実現とスポーツの振興
	VIII 文化芸術・スポーツの振興	2 健康で豊かな生活の実現とスポーツの振興	

I 生涯学習社会における人づくり

1 思いやる力やたくましく生きる力を身に付ける自分づくりへの支援の充実

① 魅力ある生涯学習の環境整備

取組み1 県立社会教育施設的环境整備	
実績・成果	<ul style="list-style-type: none"> 「価値を創造する図書館¹」及び「魅せる図書館²」として、県立図書館の再整備を進めるため、本館外構改修工事のほか、新棟新築工事の基本・実施設計、収蔵庫の除却工事を実施した。 県立社会教育施設の老朽化対策のため、県立金沢文庫の空調設備改修工事、県立歴史博物館の消火設備更新工事等を実施した。 今後の県立の博物館・美術館等の適切な施設運営を図るため、長寿命化対策のための調査と、収蔵スペース確保対策のための調査を実施した。
課題	<ul style="list-style-type: none"> 築年数が経過した県立社会教育施設について、施設や設備の老朽化や収蔵スペースの狭隘化が進んでおり、計画的に対策を講じることが課題である。
今後の対応方向	<ul style="list-style-type: none"> 県立図書館新棟については、新築工事に着手するとともに、「価値を創造する図書館」の機能を十分に発揮するための具体的な取組みに係る検討を進める。また、「魅せる図書館」としての本館の機能や、収蔵庫として改修する新館についても、引き続き具体化に向けて検討し、再整備を計画的かつ着実に進めていく。 県立社会教育施設の老朽化対策について、長寿命化対策のための調査結果を踏まえながら、今後も継続して実施していく。 長寿命化対策のための調査結果に基づき、長寿命化計画を策定するとともに、収蔵スペース確保対策のための調査結果に基づき、今後30年間程度を想定した収蔵スペース確保のための整備構想を策定していく。
取組み2 県立社会教育施設における生涯学習事業	
実績・成果	<ul style="list-style-type: none"> 県民の「学び」や「学び直し」を支援するため、県立社会教育施設において、資料の収集・整備・保存作業、及び調査研究を活用した展示事業や教育普及活動を実施した。
課題	<ul style="list-style-type: none"> 資料の収集・整備・保存作業、及び展示事業や教育普及活動を一層充実させるとともに、県立社会教育施設以外の場所での事業展開を実施することが課題である。
今後の対応方向	<ul style="list-style-type: none"> 各館で実施しているアンケート結果等を参考に、県民ニーズに応じた講座等の開催や市町村と連携した出前講座、資料のインターネット公開等を実施し、県民の「学び」や「学び直し」の機会を提供していくとともに、これまで以上に広報を行っていく。



県立図書館外構等の再整備状況

1 価値を創造する図書館

図書館の専門性や広域性を活かして、本や人との出会いの機会を提供し、県民のさらなる学びにつなげていくことを支援する機能を備えた図書館。

2 魅せる図書館

県立図書館ならではの特色ある建物や蔵書等を活かして、人を惹きつけ、人が訪れる、魅力ある図書館としての機能を備えた図書館。

県立社会教育施設における展示・講座内容

施設名称	展示・講座名称
県立図書館	「大人の自由研究応援講座」 ほか
県立川崎図書館	「開館60周年記念講演会」 ほか
県立金沢文庫	特別展「聖徳太子信仰」 ほか
県立近代美術館	「日本・ポーランド国交樹立100年記念 ポーランド・ポスター展」 ほか
県立歴史博物館	特別展「横浜開港160年 横浜浮世絵」 ほか
県立生命の星・地球博物館	特別展「アオバトのふしぎ～森のハト、海へ行く～」 ほか

県立社会教育施設の入館者数の推移

年度	県立図書館	県立川崎図書館 (※1)	県立金沢文庫 (※2)	県立近代美術館 (※3)	県立歴史博物館 (※4)	県立生命の星・ 地球博物館	合計
平成29年度	168,237	88,010	88,645	128,927	0	319,134	792,953
平成30年度	142,708	68,892	41,375	141,150	121,415	313,533	829,073
令和元年度 (※5)	143,349	83,244	23,128	99,451	113,331	294,286	756,789

※1 かながわサイエンスパークへの移転・再開館準備のため、平成29年12月1日から平成30年5月14日まで休館。

※2 空調設備改修工事のため、令和元年11月18日から令和2年3月26日まで休館。

※3 葉山館は空調設備等改修工事のため、令和2年1月から6月まで展示休止。

鎌倉館は改修工事のため、平成29年9月4日から令和元年10月11日まで休館。

※4 空調設備等改修工事のため、平成28年6月1日から平成30年4月27日まで休館。

※5 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、令和2年3月4日から令和2年3月31日まで臨時休館等。


② 実践的防災教育の推進

取組み1 DIG (災害図上訓練)³ 等の実践的防災訓練の推進

実績・成果	<ul style="list-style-type: none"> 実践的防災教育のため、児童・生徒等を対象としたDIGを県立学校150校で実施した。 教員対象の「災害図上訓練 (DIG) 研修」を実施し、受講した教員の94%が、ファシリテーターとしてDIGを実施できるとアンケートに回答していることから、県立学校において防災教育のリーダー的役割を果たす人材の育成を図ることができた。
課題	<ul style="list-style-type: none"> すべての生徒がDIGに参加している学校もあれば、クラス単位や防災委員会生徒のみが参加して実施している学校もあるなど、その取組みに違いがあるため、全生徒が参加するDIGの実施を拡大していくことが課題である。
今後の対応方向	<ul style="list-style-type: none"> 全生徒が参加するDIGの取組事例について収集し、学校長を構成員とした学校防災推進会議などを通じて周知していく。

³ DIG (災害図上訓練)

参加者が、大きな地図を囲み、書き込みと議論を行うワークショップ型の災害図上訓練。災害 (DISASTER)、想像力 (IMAGINATION)、ゲーム (GAME) の頭文字をとって「DIG」(ディグ) と名付けられている。

取組み2 地域と連携した学校防災	
実績・成果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防災に関する知識、判断力を身に付け、地域の防災活動に貢献する意識の向上を図るため、全県立学校で防災訓練を実施した。 ・ 災害時の自助・共助の育成のため、生徒を対象とした、「宿泊防災訓練」を県立学校10校で実施した。 ・ 教員対象の「防災教育研修講座」を実施し、受講した教員の92.2%が、防災教育に必要な知識の理解が深まったとアンケートに回答していることから、防災教育担当の教員の指導力が向上した。  <p style="text-align: center;">体育館での宿泊防災訓練</p>
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 近年の風水害の激甚化や自然災害の多様化を踏まえ、こうした災害についても、正しい知識と的確な判断力を身に付け、適切に行動できるよう、いわゆる「気候変動教育」の視点から、指導資料を改訂することが課題である。 ・ 県立学校での「宿泊防災訓練」の実施数が10校に留まっているため、できるだけ多くの生徒が「宿泊防災訓練」を体験できるような方法を検討することが課題である。
今後の対応方向	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和元年度は、幼稚園や小・中学校の教員向けに指導資料を改訂したが、令和2年度は、高校教員向けの指導資料を改訂していく。 ・ 多くの生徒が「宿泊防災訓練」を体験できるよう実施方法等を検討していく。

③ 人権教育の推進

取組み1 人権教育の推進	
実績・成果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 教職員や県及び市町村教育委員会の指導主事など人権教育指導者を対象とした研修会等を開催した。 ・ 人権教育推進のための資料整備、指導資料を作成した。 ・ 人権教育に関する指導方法の改善及び充実に資するとともに、その研究の成果を本県の人権教育に反映させることを目的とした研究委託事業を実施した。 (研究校：小学校2校、中学校2校、高校2校、特別支援学校1校、1中学校区⁴) ・ 人権教育の普及及び人権課題への対応のために、人権移動教室の事業の委託を行うとともに、啓発資料に外部相談窓口を掲載する等、NGO、NPOと連携を図った。
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各種研修会で取り扱う人権課題を、学校で求められていることや今日的なテーマに対応した内容にしていくことが課題である。
今後の対応方向	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童・生徒が豊かな人権感覚をより一層養うことができるよう、各教科や道徳の時間をはじめ、総合的な学習の時間、特別活動など、学校教育活動のあらゆる場面で引き続き人権教育を推進していく。 ・ 新たな人権課題等について、国の施策や学校で生じている課題を把握し、普及啓発資料の作成や研修を実施していく。

④ 読書活動の推進

取組み1 読書活動の推進	
実績・成果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成31年3月策定の「かながわ読書のススメ～第四次神奈川県子ども読書活動推進計画」に基づき、生涯学習指導者研修「読書活動実践コース」、子ども読書

⁴ 中学校区

中学校の通学区であり、1つの中学校とその通学区内にある複数の小学校を総称するもの。

	<p>活動推進フォーラムを開催し、子どもの読書活動に関わる方の資質の向上に寄与した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 子どもが読書への関心を高められるような活動、取組事例をまとめた「取組事例ガイドブック」を令和2年3月に作成し、幼・小・中・高校、図書館、公民館等に配付及びホームページへの掲載を行った。
課 題	<ul style="list-style-type: none"> 子どもたちの読書活動をさらに推進するため、子どもの読書への関心を高めることが課題である。
今後の対応方向	<ul style="list-style-type: none"> 子どもが読書に親しむための人づくり、環境づくり、情報収集・発信のための様々な取組みを、「家庭」、「地域」、「学校等」、「専門・関係機関及び団体等」が緊密に連携して進めていく。 「取組事例ガイドブック」が、子どもの読書活動の推進に携わる方に幅広く活用されるよう、研修やフォーラムなどの機会を活用し、周知を図っていく。

2 社会とかかわる力を身に付ける自分づくりへの支援の充実

① 「シチズンシップ教育⁵」の更なる推進

取組み1 「小・中学校における政治的教養を育む教育」の推進	
実績・成果	<ul style="list-style-type: none"> 「小・中学校における政治的教養を育む教育」指導資料（平成28年度発行）を基に、実践協力校4校（小学校2校、中学校2校）を指定し、公開授業を実施した。 実践協力校連絡会を6回開催し、効果的な指導法について研究協議を実施した。その成果を指導事例集に追加掲載し、ホームページや全県指導主事会議等で周知した。 指導資料及び指導事例集のホームページ閲覧回数が4,554回（前年度比+2,174回）と、周知が図られた。
課 題	<ul style="list-style-type: none"> 実践協力校での指導事例が、国語科や社会科等の一部の教科等に限定されているため、児童・生徒会活動や学級活動などの多様な指導事例等を収集することが課題である。
今後の対応方向	<ul style="list-style-type: none"> 実践協力校を5校（小学校2校、中学校3校）にするとともに、授業等における指導事例や年間を通じた教育活動全般における取組事例を更に収集し、効果的な指導法について実践協力校連絡会で研究協議を行う。協議の成果を指導事例集に追加掲載するなど、市町村教育委員会（政令市を除く）と連携し、全県への周知を図っていく。
取組み2 実践的なシチズンシップ教育の実施	
実績・成果	<ul style="list-style-type: none"> シチズンシップ教育推進プロジェクト会議を3回開催し、有識者等の助言を受け、指導用参考資料を改訂し県立学校へ配付した。 成年年齢引下げに向けて、説明会や研修を通して実践的な授業例を学校へ周知した。 弁護士会、司法書士会、社会保険労務士会、税務署等、専門的な機関と連携して教材開発を行い、授業を行った。
課 題	<ul style="list-style-type: none"> 各学校における、実践的な授業や関係機関と連携した授業等の取組みの一層の推進が課題である。
今後の対応方向	<ul style="list-style-type: none"> 県立学校の担当教員対象の説明会を開催し、改訂版指導用参考資料の周知を図っていく。

⁵ シチズンシップ教育

積極的に社会参加するための能力と態度を育成する実践的な教育として、本県では、キャリア教育の一環で平成23年度からすべての県立高校等で実施し、令和2年3月からは「法に関する教育」「政治参加に関する教育」「経済に関する教育」の3領域と、それらに関わる「モラル・マナーに関する教育」に整理している。

取組み3 県立学校における政治参加教育	
実績・成果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県立高校指定校事業の一環として、県立高校6校で新科目「公共」の単元指導計画及び教材を作成し、授業の開発を行い、政治参加教育に係る授業を実施した。 ・ 税務署等と連携した租税教室を通して、政治と税について考察する、工夫した授業を実施した。（県立学校35校） ・ 模擬投票説明会を県立高校等では担当教員対象に、県立特別支援学校では管理職及び担当教員対象に実施し、全県立学校において、令和元年度参議院議員通常選挙の模擬投票を実施した。
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 模擬投票のない年の各学校における政治参加教育の実施方法について課題がある。 ・ 全県立特別支援学校で実施したのは今回が初めてであり、各学校の様々な工夫の共有が十分でないことが課題である。
今後の対応方向	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各学校における政治参加教育として、模擬投票に代表される「主権者教育」だけでなく、地域課題の解決をテーマとした「地域社会への参画」や外部機関と連携した「租税教育」の充実に向けて、改訂版指導用参考資料の周知・活用促進を図っていく。 ・ 模擬投票等の成果と課題を踏まえ、県立特別支援学校高等部における模擬投票等実践事例集を改訂し、県立特別支援学校へ周知していく。

3 生涯にわたる自分づくりの推進に向けた協働・連携の拡大・充実

① 「かながわ教育ビジョン」の着実な推進

取組み1 「かながわ教育ビジョン」の着実な推進	
実績・成果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国の「第3期教育振興基本計画」等の策定を踏まえ、令和元年10月に「かながわ教育ビジョン」の一部改定を行った。 ・ 県民の教育に関する理解と関心を深めるため、「かながわ教育月間⁶」を設定し、期間中に実施された724件の教育イベントの周知を行った。 ・ 「かながわ人づくりコラボ⁷2019」を開催し、306名の参加者と教育ビジョンの進捗状況をもとに、スポーツを通じた今後の人づくりの方向性等を論議した。
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「かながわ教育月間」を通じた県民意識の高まりを生かした「かながわ人づくりコラボ」における活発な論議に向け、今後とも幅広い世代の方が参加しやすいテーマ・企画としていくことが課題である。
今後の対応方向	<ul style="list-style-type: none"> ・ より多くの県民の方々に「かながわ教育月間」を知っていただき、教育イベントを活性化できるよう、SNSやホームページなどの広報媒体の活用を進めていく。 ・ 幅広い層から、より多くの県民の方々に参加いただけるよう、「かながわ人づくりコラボ」の企画を工夫していく。 ・ 「かながわ人づくりコラボ」をはじめとした各種取組みの成果等について、動画やホームページを活用して発信することにより、より広く取組みの周知を図っていく。

⁶ かながわ教育月間

「かながわ教育ビジョン」で掲げた理念の実現に向け、県民一人ひとりに、スポーツ・文化を含めた教育への関心や参加意識を高めていただくことで、協働・連携によるかながわの人づくり・自分づくりを進め、かながわの教育をより一層推進する契機とするため、教育に関する取組みを集中的に開催する期間。10月1日から文化の日（11月3日）までの34日間。平成28年4月に設定。

⁷ かながわ人づくりコラボ

「かながわ教育ビジョン」の推進を図るため、テーマに沿った基調講演や学校の実践紹介等をもとに、県民の方々と教育論議を行い、これからの「かながわの教育」について、ともに考える場として「かながわ教育月間」中に開催。

有識者の意見

【大柱全体を通して】

- 「生涯学習社会における人づくり」については、施設等のハード面及び学習事業等のソフト面で共に、計画通りに推進されているものと評価できる。

【中柱1－①について】

- 社会教育施設の場合、図書館の「価値を創造する」「魅せる」というコンセプトは高く評価でき、その他施設も予定通りに整備されている。生涯学習事業における課題として「県立社会教育施設以外の場所での事業展開」が指摘されているように、今後、出前型などの事業展開の工夫を期待したいところである。また、施設の入館者数をより増加させるため、県民の学びの場としての意義をもっとPRしてほしい。

【中柱1－②について】

- 実践的防災教育の推進については、大地震や水害など防災は一昔前と違い、若年層がその知識を得ることは大切なものになっている。児童・生徒等を対象にD I Gを150校で実施したばかりでなく、教員対象の実施により防災教育リーダー育成が順調に図られており、地域と連携した学校防災に活かされるであろう。今後は、全校生徒が参加するD I Gや「宿泊防災訓練」を多くの学校で実施し、実のある訓練を行うよう工夫されたい。

【中柱1－③について】

- 人権教育は、2015年9月に国連サミットにおいて採択されたSDG s（持続可能な開発目標）のターゲット4.7にも掲げられている重要な項目であるため、総合的な学習の中でも進めてほしい。

【中柱1－④について】

- 活字離れは今や社会問題になっており、幼少期から本に親しむことが必要である。しかしその手法が分からない保護者が多く、推進フォーラムと取組事例ガイドブックは有効である。

【中柱2－①について】

- シチズンシップ教育は予定通りに実施されているが、子どもたちになぜ政治的教養を得ることが必要かを理解させることが重要だ。今後は小・中学校における実践協力校を増やし、政治参加教育でも関連する県立学校における実践校を拡充していくとともに、専門的な機関との連携を深めることが求められる。また、模擬投票は選挙のある年に限らず、その年の主たる政治的課題をテーマにして、幅広く実施するべきである。

【中柱3－①について】

- かながわ教育ビジョンは徐々に県内に浸透しつつある様子がうかがわれ、かながわ教育ビジョン推進に向けた取組みは評価できる。今後もかながわ人づくりネットワークと連携して、県民への広報活動を活発にして、かながわ人づくりコラボなどの充実を図ってほしい。さらに、これまでの実績を活かして、県内のみならず県外にも、かながわ教育ビジョンや教育月間、かながわ人づくりコラボなどの一連の取組みを示していくことも検討されたい。

Ⅱ 共生社会づくりにかかわる人づくり

1 豊かな心を育む教育の充実と、不登校、いじめ・暴力行為への対応の強化

① いのちの尊重に関する教育の推進

取組み1 「いのちの授業 ¹ 」の取組み	
<p>実績・成果</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ かけがえのない「いのち」や、人への思いやりなどを大切に感じる心を育むため、県内すべての学校で「いのちの授業」を実施した。 ・ 「いのちの授業」の更なる充実を図るため、「かながわ『いのちの授業』ハンドブック」（平成29年度発行）を活用した教員研修や、実践事例の収集、ホームページ掲載等を実施した。 ・ 家庭・地域向けハンドブック概要版リーフレット（平成30年度発行）を増刷し、県PTA協議会等の関係機関・団体と連携し広く配付するなど、家庭や地域における「いのちの授業」を推進した。 ・ 第7回「いのちの授業」大賞の児童・生徒作文の募集において、「ともに生きる社会かながわ憲章賞」を新設した。いのちの大切さや憲章の理念等について考え、記述した作文8,237編（前年度比+1,199編）の応募があり、優秀作品の筆者と授業実践者を表彰し、受賞作品の文集を作成、配付した。 ・ 高校生向けの教材「かながわ『いのちの授業』ワーク集」を作成し、各校で授業やホームルーム活動、行事での講話等でワーク集を活用することを通して「ともに生きる社会かながわ憲章」の理念の理解促進に努めた。 ・ 校長講話等を通して、児童・生徒が「ともに生きる社会かながわ憲章」に触れる機会を実施した。
<p>課題</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「いのちの授業」について、家庭や地域により一層周知していくことが課題である。 ・ 他者を思いやる心など、子どもたちの豊かな人間性を育む教育の充実を引き続き推進することが課題である。 ・ 「かながわ『いのちの授業』ワーク集」の更なる活用や取組みの普及、及び「ともに生きる社会かながわ憲章」の理念の理解がさらに深まるように工夫することが課題である。
<p>今後の対応方向</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 家庭・地域における「いのちの授業」の実践事例のホームページでの紹介や「いのちの授業」大賞表彰式の工夫などにより、家庭や地域への一層の周知を図る。また、学校における「いのちの授業」の取組みを共有し、全校で各教科等において「いのちの授業」を引き続き展開していく。 ・ 「かながわ『いのちの授業』ワーク集」の各学校での活用事例を共有し、各学校における「いのちの授業」を通じた「ともに生きる社会 かながわ憲章」の理解促進を図る。



第7回「いのちの授業」大賞表彰式

¹ いのちの授業

子どもたちの社会性や規範意識の低下、不登校やいじめ・暴力行為などの教育課題、自殺や若者の自立をめぐる問題が生じている中、他者への思いやりや自分を大切にすることを育み、かながわを担う人づくりを進めるため、学校の授業や行事、地域での活動など、様々な場面で「いのちの大切さ」や「他人へのおもいやり」などを伝え、共に学びあう取組み。県内すべての学校（幼稚園・認定こども園・小学校・中学校・中等教育学校・義務教育学校・高校・特別支援学校）で実施。

【令和元年度「いのちの授業」の事例数及び具体例】

校種	事例数	具体例
幼稚園及び認定こども園	95	・ 食育で、大きな鮭をおろす様子を見た。まな板が血に染まり「かわいそう」と言う声のでたり、魚の生臭さに気づいたり、お腹の中が少しずつ見えてくると驚きながらも、興味津々で観察した。イクラが卵であることを知るとともに、魚の命をいただいていることを知り、いのちと食との関係を考えるきっかけとなった。
小学校	889	・ 「自分の番 いのちのバトン」という詩を題材に、自分のルーツである「父・母」の家系図を5代前まで遡って紙に書いた。自分が生まれるまでの命のつながりについては実感でき、10代前だと1,024人、20代前だと1,048,576人のつながりの中で、一人でも欠けたら自分が生まれてこないことに気づいた。感想の中に、「自分が生まれたことは、奇跡だと思った。」「命を大切にしたいと思った。」などがあった。
中学校	414	・ 3年生の道徳の教科書「中学生の道徳 明日への扉」にある「あなたの命は誰のもの」という話を題材として、科学技術や医療の急速な進歩の中、決して軽々しく扱われるべきではない生命の尊さについて考え、自他の生命を尊重する態度を養うことをメインテーマとした。実際に使われている臓器提供意思カードやパンフレットを使い、臓器を提供される人、提供する人の立場になって考え、少人数のグループで意見を出し合う。自分がどのような考えを持っているかを発表しあいながら、考えを深めていく。この授業は、道徳の校内授業研究で行い、成果と課題について協議した。
高等学校及び中等教育学校	330	・ 教育相談コーディネーターより、高校生の自死について講話を行った。自死を選んだ本人の事情だけではなく、残された級友、保護者の視点からの話も行い、本人のみならず、周りにも大きな影響があると別の視点からの話も行った。また、悩みがある場合に何処に相談したら良いか、些細な事でも相談して良いことなど、再確認を行った。
特別支援学校	62	・ 延命治療を拒否していた祖父と、医師からの説明を受けて延命治療を許諾した家族の葛藤を描いた教材を扱った。尊厳死に対する複数の立場の新聞投稿を読みながら、登場人物のそれぞれの立場や心情を考えたり、記事の内容について話し合ったりする活動を行い、命について多面的・多角的に考えることで、生命を尊ぶ心情を実感できた。
計	1,790	

② いじめ・暴力行為などを防止するための普及啓発の推進

取組み1 「かながわ元気な学校ネットワーク推進会議 ² 」を中心とした取組み	
実績・成果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「かながわ元気な学校ネットワーク推進会議」を3回開催し、「行きたくなる学校とは」等のテーマで協議した。 ・ 地域の大人たちが子どもの“育ち”を応援する運動「かながわ子どもスマイル(SMILE)ウェーブ」の一環として、横須賀・湘南三浦・県央・中・県西の5地区で地域フォーラムを開催し、児童・生徒によるいじめや暴力行為等の防止に向けた自校の取組みの発表の他、今後の取組みの協議を行った。 ・ 学校での教育実践を県民に広く理解していただくため、新聞等を活用した広報活動を実施した(37回)。

² かながわ元気な学校ネットワーク推進会議

子どもたちのいじめ・暴力行為及び不登校などの問題を防止し、県内のすべての学校や地域に子どもたちの笑顔があふれることをめざし、学校、保護者、関係機関・団体等、地域社会全体が一体となった取組みを推進するために設置した会議。推進会議は3つのプロジェクト(魅力ある学校づくり、関係機関との連携推進、地域との協働)の推進に対して提言・指導・助言を行う。

	<ul style="list-style-type: none"> 新たな不登校を生まない「魅力ある学校づくり調査研究事業³」を横須賀市教育委員会に委託した。研究指定校での取組みを全県に周知した。
課 題	<ul style="list-style-type: none"> 「平成30年度神奈川県児童・生徒の問題行動等調査」において、公立小・中学校におけるいじめは、前年度認知した件数より5,229件多く、暴力行為は510件増加、不登校は884人増加した。特に小学校3、4年生での増加が課題である。 各学校や地域において、魅力ある学校づくりについて、教職員、児童・生徒、保護者、地域住民が共に考え、語り合っていく機会を確保することが課題である。 「魅力ある学校づくり調査研究事業」の取組みについて、より多くの事例を収集したうえで、全県に普及していくことが課題である。
今後の対応方向	<ul style="list-style-type: none"> 小学校3、4年の児童に必要な指導の在り方や方法、効果的な指導事例等を「指導のポイント」として取りまとめ、全県指導主事会議等を通じて、全県に普及していく。 「かながわ元気な学校ネットワーク推進会議」での協議を基に、県PTA協議会等との連携等により、各学校・地域において、魅力ある学校づくりに向けた様々な対話の場が持たれるよう、地域フォーラムで児童・生徒・保護者・地域の方の対話を取り入れる等の取組みを促進していく。 「魅力ある学校づくり調査研究事業」の取組みを横須賀市全域に拡大し、事例を更に収集するとともに、その取組みの成果を全県に普及していく。 社会全体に、いじめ・暴力行為等の問題行動は見逃さないという機運を醸成するとともに、地域全体で子どもたちの成長を支え、子どもの笑顔があふれる学校や地域づくりをめざし、コミュニティ・スクールや地域学校協働活動の導入及び両取組みの一層の促進を図っていく。
取組み2 小・中学校の「道徳の時間」の取組み	
実績・成果	<ul style="list-style-type: none"> 道徳科授業の充実・改善のため、公立小・中学校（政令市・中核市を除く）を対象に教員研修や研究授業・実践発表を実施した。受講者からは学習評価について具体的で分かりやすく、学校で取り組むことが明確になったという評価が得られた。
課 題	<ul style="list-style-type: none"> いじめ認知件数の増加を踏まえ、道徳科の授業や教科書を活用し、児童・生徒全体で「いじめ問題」を考え、議論するような授業を展開していくことが課題である。
今後の対応方向	<ul style="list-style-type: none"> 「いのちの授業」の中心テーマの一つに「いじめを考える」を設定し、道徳科の授業や教科書を活用した実践事例を収集し、指導資料として取りまとめ、教員研修等で活用していく。

③ 不登校、いじめなどに対する相談体制や支援の充実

取組み1 スクールカウンセラー⁴の配置・活用	
実績・成果	<ul style="list-style-type: none"> スクールカウンセラーを、政令市を除くすべての公立中学校174校（中学校区の小学校にも対応）に配置した。 県立高等学校及び県立中等教育学校では、スクールカウンセラーを前年度より7名増員し、82校を拠点校として配置した。 スクールカウンセラー等の資質向上のため、教育局にスクールカウンセラースーパーバイザー⁵（1名）を、横須賀市と4教育事務所にスクールカウンセラー

³ 魅力ある学校づくり調査研究事業

新たな不登校を生まないために、学校生活のあらゆる場面で、児童・生徒一人ひとりに活躍の場や役割を用意したり、「分かる授業」を工夫したりするなど、全ての児童・生徒が存在感を得られる「居場所づくり」や、豊かな人間関係づくりを後押しする「絆づくり」を図るなど、全教職員の共通認識のもと「魅力ある学校づくり」に取り組むことを目的とした国立教育政策研究所による委託事業。神奈川県は、令和元年度に委託を受けている。

⁴ スクールカウンセラー

臨床心理士等、児童・生徒の心の問題に対応するため、児童・生徒や保護者への相談・助言、教職員への助言等を行う職。

⁵ スクールカウンセラースーパーバイザー

スクールカウンセラーに対する指導・助言や、学校で重篤な事案が発生した場合の児童・生徒へのカウンセリング及び教職員への

	<p>アドバイザー⁶（5名）を配置した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 子どもの発達課題や虐待・貧困等、学校だけでは対応が困難な事例への効果的な関わり方や、問題行動や不登校等の未然防止・早期発見・早期解決に向けた「チーム学校」として相談体制や支援を充実するために、「スクールカウンセラー連絡協議会」をスクールソーシャルワーカーと合同で実施した。 県立高等学校及び県立中等教育学校ではスクールカウンセラーによる相談を18,351件（前年度比+1,580件）実施した。
課 題	<ul style="list-style-type: none"> 緊急対応への適切な支援や、虐待・貧困等への効果的な関わり方等について、すべてのスクールカウンセラーの更なる資質向上を図ることが課題である。 いじめ認知件数の増加を踏まえ、いじめの未然防止にスクールカウンセラーの持つ知見を有効に活用していくことが課題である。 県立高校における現状の配置では、1校の勤務が月2回程度の学校もあり、支援が必要な生徒に対する継続的なカウンセリングや、教職員へのコンサルテーション・授業時の巡回などのカウンセリング以外の業務が十分に遂行できないことが課題である。
今後の対応方向	<ul style="list-style-type: none"> スクールカウンセラーの一層の資質向上に資するために、「スクールカウンセラー業務ガイドライン」を活用した研修や、スクールカウンセラースーパーバイザーやスクールカウンセラーアドバイザー等の巡回相談等を引き続き実施するとともに、緊急対応への適切な支援を行うために、スクールカウンセラー連絡協議会において緊急支援に特化した内容の研修を実施する。 いじめ防止に資するソーシャルスキル・トレーニング⁷やアンガーマネジメント⁸等について、スクールカウンセラーによる児童・生徒への啓発や教員への講習等を推進していく。 県立高等学校及び県立中等教育学校では、スクールカウンセラーの更なる配置拡充に努めていく。
取組み2 スクールソーシャルワーカー⁹の配置・活用	
実績・成果	<ul style="list-style-type: none"> スクールソーシャルワーカーを、公立小・中学校（政令市・中核市を除く）に前年度より2名増員し44名を配置した。また、県立高校には平成30年度から30名配置し、すべての県立学校に対応した。 スクールソーシャルワーカーの資質向上のため、教育局にスクールソーシャルワーカースーパーバイザー¹⁰（2名）を配置した。 公立小・中学校（政令市・中核市を除く）では、スクールソーシャルワーカーの配置増により、更に学校と関係機関との連携が進み、さまざまな悩みを抱える児童・生徒に適切な支援を提供することができた。 県立学校では、スクールソーシャルワーカーの配置により、本人及び保護者との面談や関係機関との連携等、5,845回（前年度比+459回）対応した。
課 題	<ul style="list-style-type: none"> 家庭の生活環境や経済的な問題、親子関係等に関する相談の件数が年々増加するとともに、今後も増加が見込まれる外国につながる外国につながる児童・生徒への支援

コンサルテーションなどを行う職。

6 スクールカウンセラーアドバイザー

特に経験豊富なスクールカウンセラーが担い、スクールカウンセラーに対する指導・助言や重大な事案又は緊急に対応する必要がある事案が発生した学校等に対する助言などを行う職。

7 ソーシャルスキル・トレーニング

対人関係や社会生活を営むための基本的な技能をトレーニングにより、育てる方法。

8 アンガーマネジメント

怒りの感情と上手に付き合うための心理教育、心理トレーニング。

9 スクールソーシャルワーカー

社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、児童・生徒の置かれた様々な環境に働きかけて支援を行う職。

10 スクールソーシャルワーカースーパーバイザー

スクールソーシャルワーカーに対する指導・助言、スクールソーシャルワーカーの活動状況の取りまとめ、事業の方向性等についての検討及び県教育委員会が行う研修会及び連絡協議会での指導・助言などを行う職。

	<p>等、引き続きスクールソーシャルワーカーの配置拡充や効果的な配置の検討を行うことが課題である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ スクールソーシャルワーカーとの協働による効果的な校内支援体制の構築や、より一層の資質向上を進めることが課題である。
今後の対応方向	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和2年度は、スクールソーシャルワーカーを公立小・中学校（政令市・中核市を除く）に2名増員の46名を、外国につながる児童・生徒の割合が多い地域に配置する等、効果的な配置をしていく。 ・ スクールソーシャルワーカーの一層の資質向上に資するために、スーパーバイザーの巡回やスクールソーシャルワーカー連絡協議会等における事例研究を行う。また、講演、教職員への研修等を引き続き実施し、校内支援体制の構築に向けた、より効果的なスクールソーシャルワーカーの活用を推進していく。
取組み3 不登校の児童・生徒への支援	
実績・成果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 不登校の児童・生徒の社会的自立や学校生活の再開に向けた支援を行うため、フリースクール等と学校教育関係機関による「神奈川県学校・フリースクール等連携協議会」を2回開催した。 ・ 同協議会主催で、児童・生徒、保護者等を対象にした不登校相談会を9回開催した。うち7回は進路情報説明会も同時開催。延べ999名が来場した。 ・ 各市町村教育委員会（政令市を除く）で不登校の児童・生徒への支援を行う教育支援センター¹¹専任の教員を対象とした連絡協議会を開催し、効果的な支援法等について協議した。
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「不登校というだけで問題行動と捉えない」などの見方や考え方を社会全体で共有するとともに、学校では、フリースクール等での活動を多様な学びの一つとして認め、積極的に指導要録上の「出席扱い」としていくことが必要である。そのために学校とフリースクール等とのより具体的な連携を図ることが課題である。 ・ 不登校の要因や背景が、児童・生徒の発達障害や起立性調節障害、家庭環境の課題など多様化している状況を受け、教育支援センター専任の教員が、医療、福祉等の専門機関とのネットワークをより充実させていくために、ソーシャルワークのスキルをより高めていくことが課題である。
今後の対応方向	<ul style="list-style-type: none"> ・ 引き続き「神奈川県学校・フリースクール等連携協議会」による不登校相談会や進路情報説明会を開催するとともに、不登校の考え方や、不登校の児童・生徒が地域で学ぶしくみなどを広く紹介するホームページを作成していく。 ・ 不登校の児童・生徒の支援の在り方等を県民とともに考えていく契機とするため、連携協議会主催のフォーラムを開催していく。 ・ 学校向けの啓発資料を改訂し、不登校の児童・生徒のフリースクール等での活動を積極的に「出席扱い」と認めることの必要性や、「支援シート」の有効な活用法を新たに盛り込み、全県へ周知していく。 ・ 平成28年度から県立保健福祉大学と連携し、学校の教員を対象に実施してきた「ソーシャルワークの視点をもった教員の養成研修」に教育支援センターの専任の教員を受講対象とするとともに、教育支援センター向けの「手引き」を新たに作成していく。
取組み4 中学校夜間学級¹²の設置の検討	
実績・成果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県及び全市町村教育委員会の主管課長で構成する「中学校夜間学級等連絡協議会」を3回開催した。中学校夜間学級の設置に係る調査研究を行う「中学校夜間

11 教育支援センター

不登校児童・生徒の社会的自立を目的として、集団生活への適応、情緒の安定、基礎学力の補充、基本的生活習慣の改善等のための相談・指導（学習指導を含む）を、在籍校と連携して組織的・計画的に行うために、市町村教育委員会が設置。

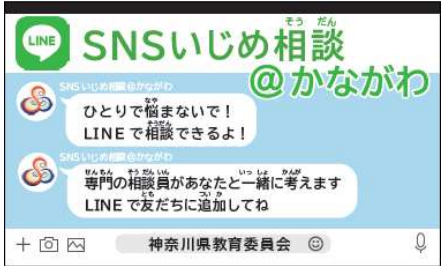
12 中学校夜間学級

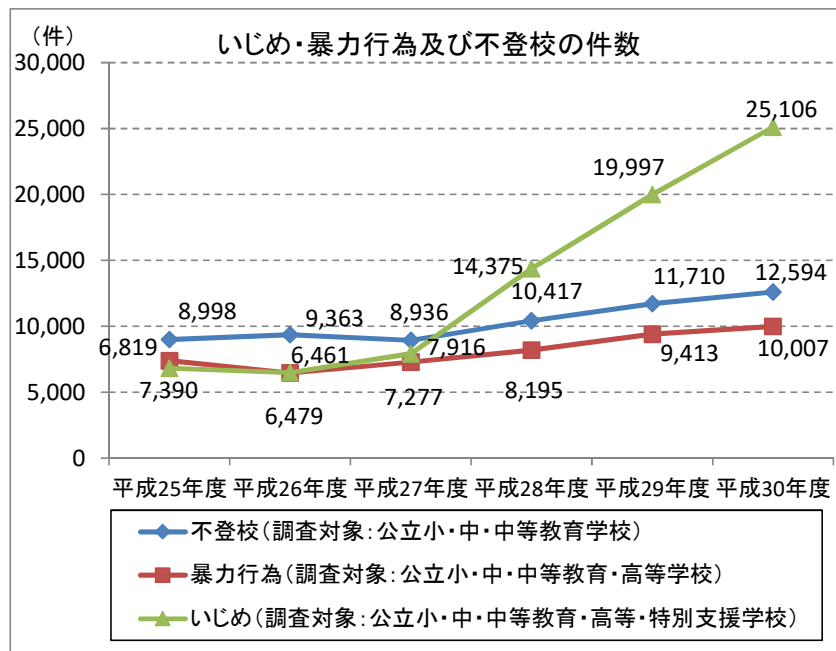
様々な事情により中学校を卒業していない方々を対象に、中学校卒業資格を取得することを目的に義務教育の機会を提供するもの。夜間中学校ともいう。

	<p>学級の設置に関する検討協議会」を1回開催した。複数の市町村から生徒を受入れる広域的なしくみづくり等に関する協議を行う「中学校夜間学級設置準備協議会」を1回開催した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 広報啓発及び県内のニーズを把握するために、夜間中学に関する映画の上映及び体験授業等を行う「夜間中学体験会」を開催した。
課 題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 設置を検討している市町村教育委員会と、県立施設の活用や人的配置について、協議を深める必要がある。 ・ 新たな中学校夜間学級の仕組みとして、広域的に生徒を受入れる仕組みづくりを進めていくことが課題である。 ・ 県民に向け更なる広報活動を図ることが課題である。
今後の対応方向	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新たな中学校夜間学級の設置に向けて、設置を検討している市町村教育委員会と、県立施設の活用や人的配置について、具体的な検討・協議を進めていく。 ・ 広域的に生徒を受け入れるしくみづくりに向け、県教育委員会及び関係市町村教育委員会が参加する中学校夜間学級設置準備委員会において、経費の応分負担や事務分担等について協議を行う。 ・ 県民に向けた広報として、設置を検討している市町村教育委員会と連携し、夜間中学体験会等を開催する。
取組み5 「学校緊急支援チーム¹³」の派遣	
実績・成果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童・生徒及び教員の死亡事案や不祥事など重大な事案が発生した際に、対応について学校を支援し、児童・生徒及び教職員の心のケアに当たるため、県教育委員会の指導主事や臨床心理士等による「学校緊急支援チーム」を18回派遣し、全校集会等における心理教育や個別の生徒のカウンセリングを実施した。 ・ 適切な支援ができるようにするために、指導主事を対象に、スクールカウンセラースーパーバイザーによる研修を実施した(22名参加)。また、「学校緊急支援チーム連絡協議会」を開催し、臨床心理士(10名)と指導主事等(9名)が参加し、情報共有及び事例検討を行った。
課 題	<ul style="list-style-type: none"> ・ チーム構成員のより一層のスキルアップを図ることが課題である。 ・ 緊急時に対応可能な臨床心理士を十分に確保することが課題である。
今後の対応方向	<ul style="list-style-type: none"> ・ チーム構成員のより一層のスキルアップを図るために事例検討等を行い、公立学校の派遣要請に応じて、教職員・生徒・保護者に適切な支援ができるよう努めていく。 ・ 事案発生後すみやかに臨床心理士の派遣依頼ができるよう、円滑な連絡・調整に努めていく。
取組み6 「ソーシャルワークの視点をもった教員の養成研修」の実施	
実績・成果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 教育相談コーディネーターが、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、関係機関等と効果的に連携して児童・生徒を支援できるようにするため、県立保健福祉大学と連携し、ソーシャルワークに関して一定の知識やスキルの習得を行う「ソーシャルワークの視点をもった教員の養成研修」を実施した。 ・ 公立小・中学校(政令市を除く)から10名、県立高等学校及び県立中等教育学校から20名の教育相談コーディネーターが参加した。
課 題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の不登校支援の中核となる教育支援センター専任の教員も、医療、福祉等の専門機関とのネットワークをより充実させていくために、ソーシャルワークのスキルをより高めていくことが課題である。 ・ 県立高等学校及び県立中等教育学校においては、受講した教育相談コーディネーターが、校内の教育相談体制の充実を図るとともに、スクールソーシャルワーカーとの協働による活動実践報告等を行うなど、学校間の情報共有体制に課題がある。

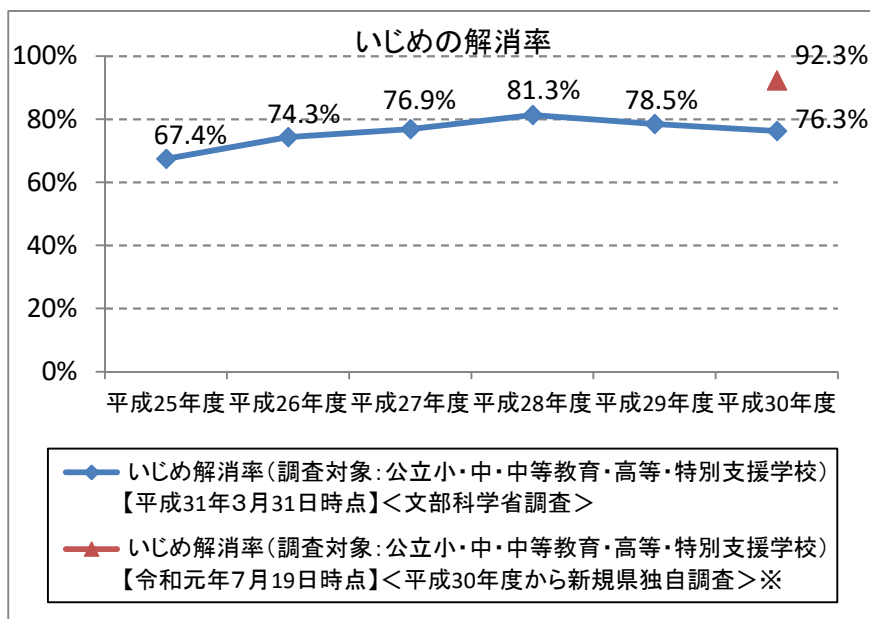
¹³ 学校緊急支援チーム

児童・生徒の事故などの重大な事案が発生した場合に、学校への指導・助言や、児童・生徒・保護者などに対する心のケアなどの支援を行うチーム。

<p>今後の対応方向</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村教育委員会（政令市を除く）と連携し、「ソーシャルワークの視点をもった教員の養成研修」の受講対象に、教育支援センターを担当している専任の教員を新たに追加し、関係機関との連携を推進していく。 ・ より効果的な研修になるよう、県立保健福祉大学と連携して研修内容の充実を図っていく。 ・ 地区内の教育相談コーディネーターが、スクールソーシャルワーカーと効果的な連携を図り、校内支援体制を確立できるように、教育相談コーディネーター会議等の内容の充実を図っていく。
<p>取組み7 教育相談事業の実施</p>	
<p>実績・成果</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県内すべての中高生約44万人を対象に無料通信アプリ「LINE」を活用して、「SNSいじめ相談@かながわ」を8月26日から9月22日までの4週間、毎日18時から21時まで実施した。 ・ 1,473件の相談に対応し、相談後のアンケートでは、「相談は役に立った」「また相談したい」とする意見がいずれも7割超にのぼり、肯定的な評価を得ることができた。 ・ 不登校やいじめといった学校生活に関する悩みや困りごと、子育てや養育といった家庭生活に関する悩みや困りごと等に対応するため、児童・生徒及び保護者等を対象に、県立総合教育センターへの来所相談、専用の電話回線による電話相談、電子メールによる相談を実施した。 ・ 来所相談は5,078件（昨年度比－158件）に、電話相談は6,924件（昨年度比＋356件）に、電子メールによる相談は85件（昨年度比＋1件）に対応した。
	
<p>相談カード（表面）</p>	
<p>課題</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 寄せられる悩みや困りごとの内容は多岐に渡っているため、それぞれの相談にきめ細かく対応していくことが課題である。
<p>今後の対応方向</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和2年度は、「SNSいじめ相談@かながわ」の通年（5月から3月まで）での相談を受ける体制を整え、相談体制の充実を図っていく。 ・ 多岐にわたる相談内容に対応するために、相談員のスキルの向上を図り、児童・生徒や保護者等からの相談に適切に対応していく。 ・ 児童・生徒を取り巻く状況の改善や問題の解決を図っていくために、相談者のニーズを的確に把握し、支援策の検討や適切な情報提供を行う。複雑で深刻と思われるケースでは、積極的に関係機関との連携・協働を図っていく。
<p>取組み8 いじめ防止の研修の実施</p>	
<p>実績・成果</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ いじめ防止対策推進法及び神奈川県いじめ防止基本方針に対する教職員等の理解を深めるため、生徒指導担当者会議やスクールカウンセラー連絡協議会の中で情報提供やグループに分かれての研究協議を実施した。
<p>課題</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各県立学校で実施する研修において、いじめに対する教員の理解をより深めることに課題がある。
<p>今後の対応方向</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各種会議において、引き続きいじめに関する情報提供を行い、各学校でいじめの早期発見、組織的な対応やいじめに対する教員の理解をより深められる研修を実施する。



文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」より



文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」および、神奈川県「神奈川県児童・生徒の問題行動等調査」より作成

※当該年度内に認知したすべてのいじめについて、各学校が、年度を越えて、情報を引き継ぎながら、解消に向けた指導・支援、見守りを続ける必要があるため、「神奈川県児童・生徒の問題行動等調査」では、平成30年度分の調査から、当該年度内に認知したいじめの翌年度の7月時点における解消率を調査項目として新たに加えた。

2 インクルーシブ教育の推進

① 多様な学びの場のしくみづくり

取組み1 インクルーシブ教育実践推進校 ¹⁴ の取組み	
実績・成果	<ul style="list-style-type: none"> 生徒が高校を卒業した後に社会で活躍するために、インクルーシブ教育実践推進校のパイロット校3校で、キャリア教育（3学年合わせて12～13単位）を実施したほか、職場見学・インターンシップ（3学年合わせて13～30か所）を実施したことにより、生徒が将来の進路を具体的に考える機会となり、3年生は進学や就職等に生かすことができた（大学等13.8%、職業訓練機関27.6%、就職41.4%、福祉サービス17.2%）。 また、インクルーシブ教育実践推進校14校で新たな特別募集による入学者選抜を円滑に実施するため、すべての公立中学校長が出席する中学校・高等学校進路相談連絡会を地区ごとに開催し（延べ8回）、入学者選抜に向けた情報を共有した。
課題	<ul style="list-style-type: none"> 新たにインクルーシブ教育実践推進校に指定した県立高校11校において、令和2年度に特別募集による生徒が入学することから、すべての生徒が共に学ぶために、だれにでも分かりやすい授業づくりや、チーム・ティーチング等の多様な形態の指導・支援の定着が課題である。
今後の対応方向	<ul style="list-style-type: none"> インクルーシブ教育実践推進校連絡協議会などにおいて、パイロット校の成果を生かして、インクルーシブ教育実践推進校への指導・助言や学校間の情報共有を引き続き行っていく。
取組み2 「みんなの教室 ¹⁵ 」の取組み	
実績・成果	<ul style="list-style-type: none"> 平成30年度まで実施した「みんなの教室」モデル事業の成果を踏まえて、小学校から高校までの連続したインクルーシブ教育の推進を図るため、教育相談コーディネーターである教員の授業の負担を軽減する非常勤講師を公立小学校（政令市を除く）に新たに配置し、コーディネーターを中心とする校内支援体制を整備した。（15市町、15校）
課題	<ul style="list-style-type: none"> これまでも「みんなの教室」の取組みの成果を周知してきており、すべての市町村での取組みが進むよう普及していくことが課題である。
今後の対応方向	<ul style="list-style-type: none"> 非常勤講師の配置を、政令市を除く30市町村30校の公立小学校に拡大し、各市町村において配置校がインクルーシブ教育推進のモデルとなるよう支援していく。
取組み3 インクルーシブ教育の理解啓発	
実績・成果	<ul style="list-style-type: none"> インクルーシブ教育の推進の趣旨を県民に十分に理解していただくため、インクルーシブ教育推進フォーラムを開催し、「みんなで作るインクルーシブな学校」をテーマに、「みんなの教室」のモデル校やインクルーシブ教育実践推進校のパイロット校による実践報告及びパネルディスカッションを実施した（市町共催3回、県主催1回、延べ810人参加）。
課題	<ul style="list-style-type: none"> 小学校から高校までの連続したインクルーシブ教育の推進を図るためには、市町村教育委員会や学校、家庭、地域が、協働して主体的に「インクルーシブな学校づくり」を進めていけるようにすることが課題である。
今後の対応方向	<ul style="list-style-type: none"> 市町村と共催で実施するフォーラムは、共催市町村の教育委員会や学校の取組みの実践報告などを行うことで、参加者が自分と関係のある地域のこととして理解し、

¹⁴ インクルーシブ教育実践推進校

県立高校改革実施計画の中で、知的障がいのある生徒の高校教育を受ける機会を拡大するため、平成28年度にインクルーシブ教育実践推進校のパイロット校に指定した県立高校3校で、すべての生徒ができるだけ同じ場で共に学び共に育つインクルーシブ教育を実践している。令和元年度には、新たに県立高校11校を指定し、合わせて14校となった。

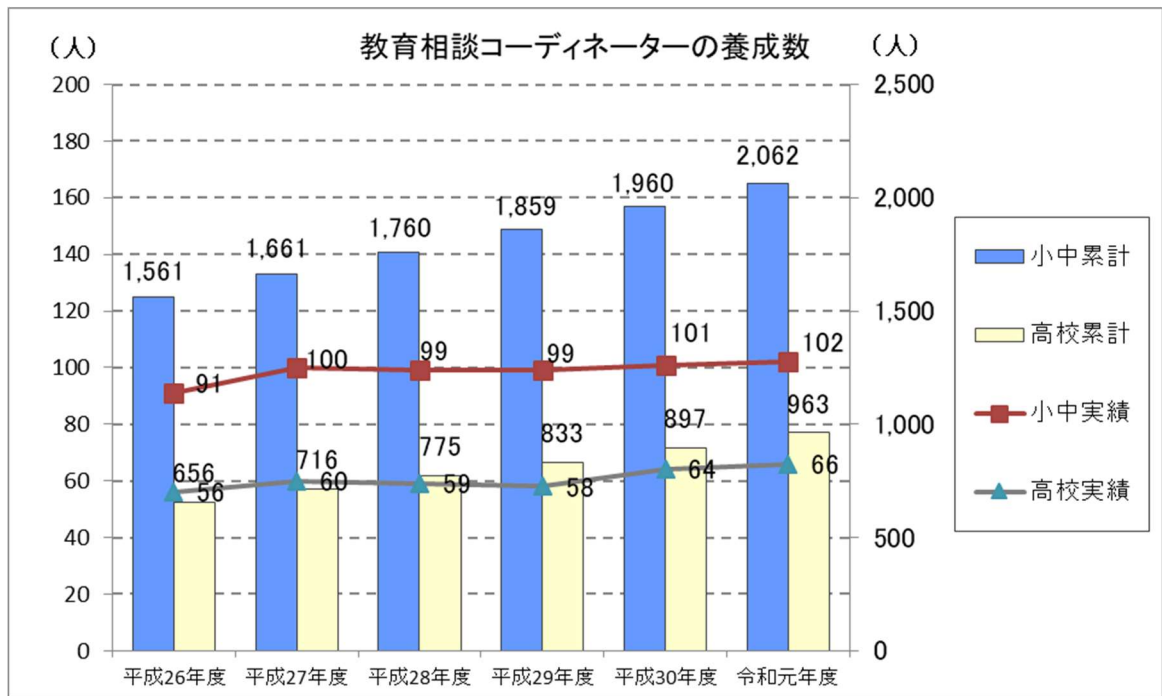
¹⁵ みんなの教室

公立小・中学校（政令市を除く）において、すべての子どもができるだけ通常の学級で共に学びながら、一人ひとりのニーズに応じた指導・支援を受けることができるしくみのこと。

	<p>「インクルーシブな学校づくり」を進めるために自分にできることを考えられるよう内容を工夫していく。</p> <ul style="list-style-type: none"> 幅広い県民の理解を得るため、機会を捉えてリーフレット「かながわのインクルーシブ教育の推進」を活用するなどして基本的な内容を周知していく。
<p>取組み4 県立高校の通級指導¹⁶ 導入校の取組み</p>	
実績・成果	<ul style="list-style-type: none"> 障がいによる学習上、生活上の困難の克服のため、県立高校3校で通級による指導を実施し、対象生徒の学習上、生活上の困難の把握、個別の指導計画の作成により、生徒一人ひとりに寄り添った指導を行うことができた。（対象生徒数18人[令和元年9月1日時点]）
課題	<ul style="list-style-type: none"> 通級による指導以外でも生徒が安心かつ集中して授業に臨めるようにすることに課題がある。 通級指導導入校以外の生徒に対しても機会を広げることに課題がある。
今後の対応方向	<ul style="list-style-type: none"> 通級による指導以外でも生徒が安心して学校生活を送れるよう、各学校において、人権教育等の視点を含めた校内支援体制の構築及び指導方法を工夫・改善していく。 令和2年度から、県立横浜修悠館高等学校で県立高校等に在籍する生徒を対象とする他校通級指導を実施する。
<p>取組み5 教育相談コーディネーターの養成</p>	
実績・成果	<ul style="list-style-type: none"> 児童・生徒が抱える諸問題への適切な支援と校内教育相談体制を構築し、校内の教職員や関係機関との連携、学習支援のための教材の提供やICTの活用などをコーディネートできる人材の養成を図るため、「教育相談コーディネーター養成研修講座」を実施し、168人（公立小・中学校（政令市・中核市を除く）、県立高等学校及び県立中等教育学校の教員）が受講した。 講義「保護者との協働」や実践報告「個別教育計画の活用」等を実施し、研修講座アンケートの自己評価の平均点は3.5（4点満点）となり、教育相談コーディネーターの役割の理解、実践への知識が習得できた。
課題	<ul style="list-style-type: none"> 生徒の教育的ニーズが多様化、複雑化しているため、教育相談コーディネーター養成研修講座に対して、学校から定員を上回る受講希望があり、受講希望のあったすべての学校に対応できなかったことが課題である。 県立総合教育センターの教育相談において、不登校を主訴とする高校生の相談件数が最も多く、高止まりの傾向にあるため、学校の不登校への理解を深め、社会的自立に向けての支援を充実することに課題がある。
今後の対応方向	<ul style="list-style-type: none"> 教育相談コーディネーター養成研修講座の定員を増員していく。 講義・演習「不登校の理解と支援」、実践報告「通級指導導入校の実際」等を新設し、内容の充実を図っていく。

¹⁶ 通級指導

障がいのある生徒（自閉症、情緒障害、学習障害、注意欠陥多動性障害を主たる障がいとする生徒）に対して、大部分の授業を在籍学級で行いながら、一部、特別の教育課程を編成し、障がいに応じた特別の指導を行うこと。



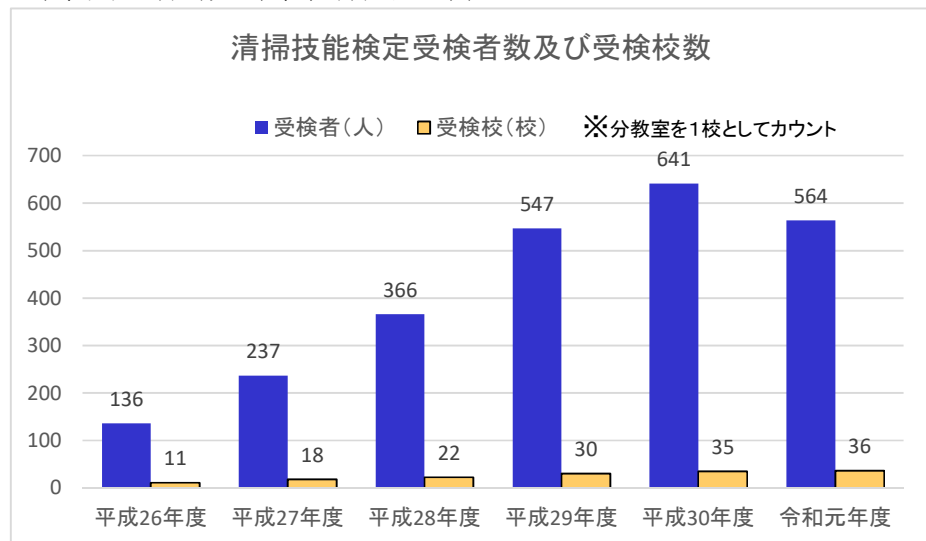
県立総合教育センター取りまとめ資料より作成

② 専門的な指導や支援の充実

取組み1 特別支援学校生徒の就労支援

実績・成果

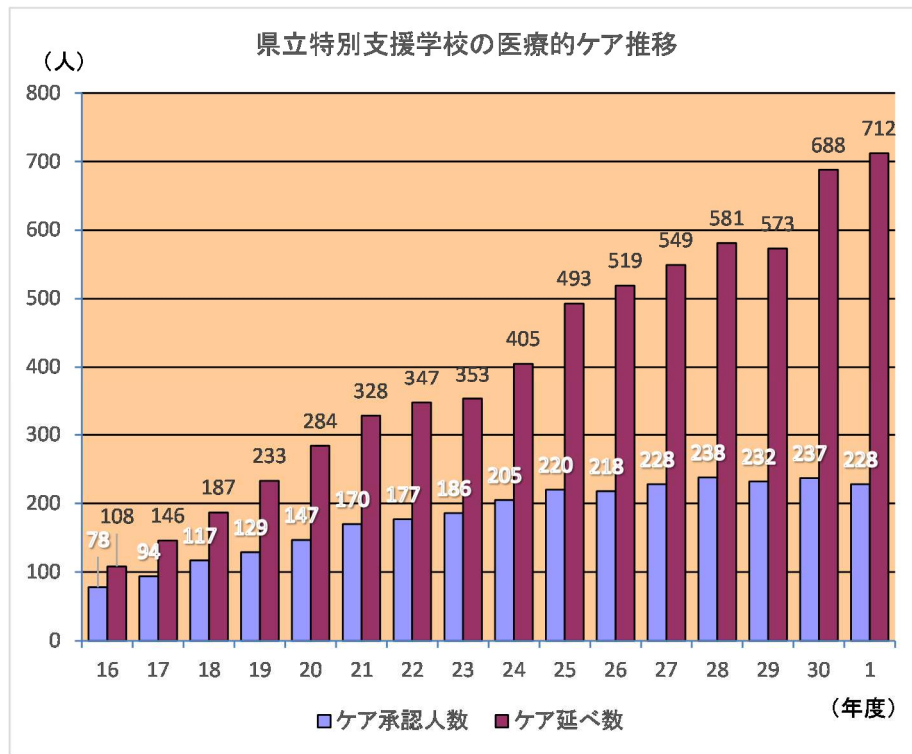
- ・ 社会自立支援員を活用し、実習先等の開拓、卒業生等の職場訪問、在校生の職場学習への助言など、ニーズに合った支援を実施した。
- ・ 社会自立支援員による生徒の実習先及び勤務先協力企業として、239事業所を新規開拓した。
- ・ 清掃技能検定を年2回実施し、36校延べ564名の生徒が受検した。
(タオル163名、自在ぼうき202名、モップ52名、スクイジー20名、ダスタークロス103名、真空掃除機10名、総合種目14名)



課題

- ・ 社会自立支援員が開拓した新規事業所について、学校間で情報共有し、各学校における一人ひとりの生徒の実態に合わせた就労支援の充実につなげることが課題である。
- ・ 清掃業務の事業所で求められる、より実践的な種目（総合種目、真空掃除機、スクイジーなど）の受検者が少ないことが課題である。
- ・ 清掃技能検定について、特別支援学校の就労支援を促進するために、企業や保護者

	<p>など、関係者のより一層の理解を図る取組みが課題である。</p>
今後の対応方向	<ul style="list-style-type: none"> ・ より生徒の実態にあう就労先を見つけるためには、社会自立支援員が開拓した新規事業所に関する情報を各学校がタイムリーに知ることが必要であり、学校間での効果的な情報共有の方法について検討し、実施していく。 ・ 現場実習の受け入れ先の開拓や就労支援において、地域の商工会議所等と連携し、成果をあげている県立特別支援学校の取組みを、全校へ拡大していく。 ・ 企業における特別支援学校の生徒の就労支援への理解啓発のために、県教育委員会のホームページ上に相談窓口を開設し、あわせて企業等に配布しているリーフレット「自立をめざして」の内容の充実を図っていく。 ・ コミュニティ・スクール全校導入にあわせて、地域と結びついた就労支援について検討するよう、学校に働きかけていく。 ・ 清掃業務の事業所で求められる、より実践的な種目を指導する教員について、神奈川県特別支援学校清掃技能検定に係る審査員養成研修において養成していく。 ・ 清掃技能検定についての案内を関係部局と連携して企業へ知らせるとともに、保護者への周知について学校と相談しながら進めていくことで、企業や保護者の参観者数の増加につなげていく。
<p>取組み2 県立特別支援学校における医療的ケアの充実</p>	
実績・成果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 教育、医療、福祉等関係者及び保護者から構成された県立特別支援学校医療ケア等支援事業ワーキンググループからの報告を踏まえて、医療的ケアの共通の手引きや人工呼吸器療法ガイドライン等、今後の対応について当面の方策をとりまとめた。 ・ 公立小・中学校において、医療的ケアを必要とする児童・生徒に対し、県立特別支援学校に配置した看護師を小・中学校に派遣し、当該市町村教育委員会が安全に医療的ケアを実施できる体制を整備するための支援を実施した。 ・ 医療的ケアに従事する非常勤看護師3名を増員した。
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医療的ケアの共通の手引きや人工呼吸器療法ガイドライン等について、各学校の実践を検証することに課題がある。 ・ 公立小・中学校における医療的ケア支援体制整備事業の取組事例について、市町村教育委員会へ周知が不足していることが課題である。 ・ 高度な医療的ケアを必要とする児童・生徒の増加に伴い、看護師の確保に課題がある。
今後の対応方向	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医療的ケアの共通の手引きや人工呼吸器療法ガイドライン等について各学校の実践を検証したうえで、必要な改訂を行い、さらに各県立特別支援学校において医療的ケアへの対応実績を積み重ねていく。 ・ 公立小・中学校における医療的ケア支援体制整備事業の取組事例について、市町村教育委員会へ周知を図っていく。 ・ 人工呼吸器療法等の高度な医療的ケアに対応するため、引き続き看護師の増員に努めていく。
<p>取組み3 県立高校における障がいのある生徒に配慮した就労支援 高校</p>	
実績・成果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生徒の勤労観・職業観を育み、自己理解を進める取組みの一環として、関係機関と連携し、就労体験活動（インターンシップ）等を実施した（2校4人実施）。
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 配慮が必要な生徒の就労体験活動を受け入れられる企業を充実させ、希望するすべての生徒が就労体験できるようにすることが課題である。
今後の対応方向	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県庁インターンシップの受け入れ依頼を行う際に、配慮が必要な生徒の積極的な受け入れについて協力要請するなど、生徒の就労支援の充実を図っていく。



3 「外国につながるのある児童・生徒」への指導・支援の充実

① 「外国につながるのある児童・生徒¹⁷」への更なる指導・支援の充実

取組み1 「外国につながるのある児童・生徒」への支援体制の充実	
実績・成果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「帰国児童・生徒教育及び国際教室担当者連絡協議会」及び「外国につながるのある子ども支援のための関係機関連絡会」を開催し、日本語指導や生活支援等の工夫例、及び県内NPO団体等の取組みについて情報共有や協議を実施した。 ・ 「外国につながるのある児童・生徒への指導・支援の手引き」の全面改訂作業を進め、その経過について全県指導主事会議等で周知した。 ・ 国の補助事業を活用し、厚木市教育委員会の取組みに対して、経費の一部を補助した。また、地域人材を活用した日本語指導等の取組事例等について全県に周知した。 ・ 2市町を対象に、多言語翻訳ICT機器の効果的な活用についての検証を行った。 ・ 令和元年度に国が初めて実施した「外国人の子供の就学状況等調査」により、本県において、不就学の可能性があると考えられる外国籍の子どもが、2,290人確認されたことを受け、全市町村教育委員会の所管課長を集めた会議を臨時に開催し、外国籍の子どもの就学促進について、情報共有や協議を実施した。
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 習慣や制度の違いなどによる家庭生活上の課題に対して、学校での支援では対応が十分でないという課題がある。 ・ 児童・生徒の国籍が多様化する中、それぞれの母語の通訳ができる人材の確保や必要なタイミングで学校等に派遣することが困難であることが課題である。 ・ 外国籍の子どもの就学促進について、外国人家庭の転出入が頻繁な都市部における状況把握が困難であること等が課題である。

¹⁷ 外国につながるのある児童・生徒

「日本国籍であっても母語が日本語でない児童・生徒」や「家族が外国にルーツを持つ児童・生徒」など、外国籍を持つ児童・生徒だけでなく、民族、文化など様々な背景を持った児童・生徒。

今後の対応方向	<ul style="list-style-type: none"> 「外国につながるのある児童・生徒への指導・支援の手引き（改訂版）」を発行し、積極的な活用を促す。 外国につながるのある児童・生徒への支援に当たりスクールソーシャルワーカーを活用するとともに、市町村教育委員会と連携して充実を図っていく。 国の補助事業を活用した経費の一部補助対象を3市町に拡大する。多言語翻訳ICT機器の効果的な活用についての検証結果を、全県へ周知していくとともに、県内NPO団体等との連携を一層強め、日本語指導を含む支援の充実を図る。 外国籍の子どもの就学促進に向けた状況把握のための効果的な取組事例等を収集し、全市町村教育委員会の担当者会議等を通じて普及を図る。
取組み2 多文化教育コーディネーター¹⁸ や学習支援員¹⁹ の派遣	
実績・成果	<ul style="list-style-type: none"> 外国につながるのある生徒に対応するため、NPO等と連携し多文化教育コーディネーター、生活支援者及び学習支援員を外国につながるのある生徒が多く在籍する県立高校に派遣し、継続的な学習や学校生活を支援した。
課題	<ul style="list-style-type: none"> 各校からの派遣回数の増加や対象校の増加等の要望に対応できないこと、多文化教育コーディネーターの人材確保に課題がある。
今後の対応方向	<ul style="list-style-type: none"> 対象校の見直しを行い、対応が必要な学校の精査を行うとともに、学校における学習や学校生活の支援を継続して実施し、個別の支援を推進していく。 「プレスクール」による入学前からの支援、「高校生活支援」による在学中の支援充実、「週末地域日本語・学習支援」による学校外における地域ぐるみの支援といった3つの柱の実現に向けて、令和2年度から横浜北東・川崎地区の4校において、日本語指導員を配置し、入学前から卒業までのトータルで支援を行っていく。
取組み3 日本語を母語としない生徒の県立高校進学への支援	
実績・成果	<ul style="list-style-type: none"> 各学校で行う入学者説明会、学校説明会や12月に県が実施する県外・海外等からの志願者説明会を円滑に行うために、通訳が必要な方に通訳者を派遣した。
課題	<ul style="list-style-type: none"> 各説明会の参加者の多言語化や、通訳を必要とする学校数の増加に伴い、学校への通訳派遣回数増加に適切に対応していくことが課題である。
今後の対応方向	<ul style="list-style-type: none"> 今後も各学校で開催される説明会等の円滑な運営のため、学校の要望に応えられるよう通訳の派遣回数の確保に努めていく。

有識者の意見

【大柱全体を通して】

○ 神奈川県は平成28年10月に「ともに生きる社会 かながわ憲章」を制定し、共生社会の実現に向けた県民総ぐるみの取組みを宣言している。県内の学校教育でもこの考え方を推進すべく様々な施策による“人づくり”を図っており、令和元年度についても着実にこれを実践してきたと評価できる。

【中柱1-①について】

○ 自己の「いのち」はもちろん、他者の「いのち」、更に他の生物の「いのち」をも大切にすることを育むことは、教育の最も大切な使命である。平成29年度に「かながわ『いのちの授業』ハンドブック」、平成30年度にこの概要版リーフレット、令和元年度には「かながわ『いのちの授業』ワー

¹⁸ 多文化教育コーディネーター

日本語を母語としない生徒が、学校生活を円滑に送ることができるよう、各学校と相談の上、適切なサポーターを選任。日本語学習の支援、職員研修会の実施、通訳派遣等の必要な支援をコーディネートする。

¹⁹ 学習支援員

日本語の理解が十分でない生徒が、円滑に学習に取り組むことができるよう、各学校と相談の上、必要な支援を行う。学習支援スタッフとしてかながわハイスクール人材バンクに登録された者で、かつ、外国につながるのある生徒の母語や文化について理解のある者。

ク集」が作成される等、かながわの「いのちの授業」の取組みが年々充実してきている。

【中柱1－②について】

- 県内公立学校のいじめ認知件数及び暴力行為発生件数は増加している。いじめ・暴力行為の根底には、「いのち」を大切にする心の欠如がある。「道徳の時間」や「特別活動」等を通して、「いのちの授業」の一層の充実を図ると同時に、コミュニティ・スクールや地域学校協働活動等を活用して、地域全体で子どもたちの成長を支援し、いじめ・暴力行為は絶対に許さないという雰囲気醸成していくことが大切である。

【中柱1－③について】

- 取組み1、取組み2、取組み6については、複雑で多様な教育的ニーズへの積極的取組みとして評価する。各学校においては、児童・生徒が抱える諸問題への対応に、教育相談コーディネーターが果たす役割が非常に大きい。今後は、取組み6の研修を受講した教育相談コーディネーターを核とした、校内の支援体制の確立が求められる。

“不登校、いじめ・暴力行為への対応の強化”の成果は、必ずしもすぐに現れるものではないが、その兆候を早期に把握し、対応するためにも、児童・生徒、教職員及び保護者が安心して相談できるような体制整備、解決するしくみの定着、直接的な対応要員の養成は真に急がれる課題と思われる。

取組み4の中学校夜間学級の設置は、様々な事情により中学校で十分学べないまま学齢期を過ぎた方が学び直す場であり、また、外国につながるのある方が、日本でよりよく生きる力を育成するという意義もある。昨今の状況を鑑みると、設置に向けた協議を加速する必要がある。

【中柱2－①について】

- 取組み3については、インクルーシブ教育推進に対する積極的な取組みを評価するが、まだ基本的な内容についての県民の理解は低く、「インクルーシブ」という言葉さえ、県民に十分に浸透していない。インクルーシブ教育の理解啓発に当たっては、基本的な言葉や内容を丁寧に説明する等、県民にとって分かりやすいPR活動に力を入れる必要がある。

【中柱3－①について】

- 平成31年4月より「特定技能」による外国人材受入制度が開始され、今後更に外国につながるのある児童・生徒が増加する可能性がでてきている。これらの家族の生活支援と連携した学習支援員、コーディネーターの派遣、学校における相談支援要員の配置・充実等は、計画的に推進することが必要と思われる。

Ⅲ

学びを通じた地域の教育力の向上

1 社会教育施設や学校等を活用した地域での学びの場づくりの推進

① 社会教育施設や学校等を活用した学びの場づくりの推進

取組み1 公開講座や施設開放の充実	
実績・成果	<ul style="list-style-type: none"> 県立学校及び県立社会教育施設が、人材や特色を活用した公開講座を開講した結果、県立学校については約9割の方が「分かりやすかった」、県立社会教育施設については約8割の方が「満足」又は「やや満足」と回答し、それぞれ高い評価を得た。 県民の学習・文化・スポーツ活動の振興に資するとともに、地域に親しまれる学校づくりの促進を図るため、県立学校163校で体育館やグラウンド、特別教室等を開放した。
課題	<ul style="list-style-type: none"> 各県立学校では、学校が開設した講座の受講者アンケートだけでは、幅広い県民の学習ニーズを把握しにくいという課題がある。 地域住民の身近な活動の場として、より一層、県立学校施設開放事業を進めることが必要である。
今後の対応方向	<ul style="list-style-type: none"> 公開講座については、県民の幅広いニーズを把握できるよう、各学校における受講者アンケートの結果をすべての学校が共有し、講座を設定する際に参考とすることができる仕組みを構築していく。 また、公開講座の実施にあたり、教職員の負担軽減につながるよう、補助講師の活用等について各学校に積極的に周知していく。 県立学校施設開放事業については、開放施設の更なる拡充に向け、引き続き県立学校への働きかけを継続していく。
取組み2 生涯学習情報システム「PLANETかながわ」の活用	
実績・成果	<ul style="list-style-type: none"> 生涯学習情報システム「PLANETかながわ」の活用を促進するため、PRチラシやソーシャルメディアの活用、生涯学習指導者研修等で紹介することにより、認知度の向上を図った。また、システムの利便性向上を図るため、情報登録を行う利用機関にアンケートを実施した。
課題	<ul style="list-style-type: none"> 研修での参加者の意見や利用機関へのアンケート結果等から、「PLANETかながわ」の認知度が低く、また、認知はしていても十分に活用されていない状況がみられることや、利用機関の登録者数の伸び悩みがみられるため、認知度の向上や活用・利用方法の周知促進等を図っていくことが課題である。
今後の対応方向	<ul style="list-style-type: none"> 利用機関に実施したアンケートの結果を踏まえ、機能の改善を図るとともに、活用の促進に向けて周知を図っていく。 一般県民向けのPRについては、市町村、大学や公共図書館等と連携し、生涯学習向けパンフレット等に「PLANETかながわ」の二次元コードを記載することを依頼するなど、より効果的なPRを行い、利用促進を図っていく。 市町村専用検索ページを設け、当該市町村民対象の講座等が一覧に表示できるようにするなど、市町村独自のデータベースとしても活用できるように改善し、このような機能について積極的にPRすることで、市町村の登録・活用を促していく。

令和元年度 県立社会教育施設公開講座開設状況

施設名	開設時期	回数	受講者数	講座	
	始期～終期			名称	内容
県立金沢文庫	10月19日～11月17日	6	213	聖徳太子	特別展「聖徳太子信仰」の関連講座。
県立近代美術館	11月2日～12月14日	5	99	「近代」と対話する	鎌倉別館の再開館に合わせ、近代絵画の名品の持つ意味を問い直す。
県立歴史博物館	10月19日～11月9日	3	130	県博セミナーⅠ 「二祖上人と遊行の美術」	特別展に関連し、時宗の思想・美術について専門家が語る。
	2月15日～3月14日	2 (※)	115	県博セミナーⅡ 「井伊直弼と横浜」	特別展に関連し、横浜にゆかりの深い井伊直弼を語る。
合計	—	16	557	—	—

※ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、計画していた4回のうち2回を開催中止。

2 地域力を生かしたコミュニティ・スクールの普及と充実

① コミュニティ・スクールの導入の促進

取組み1 コミュニティ・スクール導入の促進																									
実績・成果	<ul style="list-style-type: none"> ○ 公立小・中学校 <ul style="list-style-type: none"> ・ 国庫事業を活用し、2市町をモデル地区として、コミュニティ・スクールの導入と運営の充実を促進した。また、全市町村教育委員会を対象に研究協議会（年3回）を開催し、国のコミュニティ・スクール推進員（CSマイスター）¹による講話や先進校の視察、モデル地区の取組みの周知等を実施した。 ○ 県立高等学校及び中等教育学校 <ul style="list-style-type: none"> ・ 全校の担当教員を対象に、コミュニティ・スクールの取組みの参考事例の共有を主眼とした研修を実施した。また、特別支援学校の事例をリーフレットに盛り込み、各校の取組みの充実に向けて支援した。 ○ 県立特別支援学校 <ul style="list-style-type: none"> ・ モデル校4校において学校運営協議会を年4回実施した。 ・ 令和2年度全校実施に向けて、県立学校長会議特別支援学校部会において、モデル校4校での具体的な取組内容や運営方法について共有した。 <p style="text-align: right;">コミュニティ・スクールの導入状況 (令和2年1月1日現在)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>校種</th> <th>導入済み校数</th> <th>前年度比</th> <th>全校に占める導入率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>公立小学校</td> <td>255校</td> <td>+60校</td> <td>29.8%</td> </tr> <tr> <td>公立中学校</td> <td>88校</td> <td>+14校</td> <td>21.5%</td> </tr> <tr> <td>県立高等学校</td> <td>142校</td> <td>—</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>県立中等教育学校</td> <td>2校</td> <td>—</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>県立特別支援学校</td> <td>4校</td> <td>—</td> <td>14.3%</td> </tr> </tbody> </table>	校種	導入済み校数	前年度比	全校に占める導入率	公立小学校	255校	+60校	29.8%	公立中学校	88校	+14校	21.5%	県立高等学校	142校	—	100%	県立中等教育学校	2校	—	100%	県立特別支援学校	4校	—	14.3%
校種	導入済み校数	前年度比	全校に占める導入率																						
公立小学校	255校	+60校	29.8%																						
公立中学校	88校	+14校	21.5%																						
県立高等学校	142校	—	100%																						
県立中等教育学校	2校	—	100%																						
県立特別支援学校	4校	—	14.3%																						
課題	<ul style="list-style-type: none"> ○ 公立小・中学校 <ul style="list-style-type: none"> ・ 導入が12市町にとどまっているため、市町村の地域の実情に応じた導入をさらに促進することが課題である。 ○ 県立高等学校及び中等教育学校 <ul style="list-style-type: none"> ・ 更なる取組推進のため、各学校における課題解決のためのサポート体制の整備や、 																								

¹ コミュニティ・スクール推進員（CSマイスター）

コミュニティ・スクールの推進体制の構築や取組みの充実を図り、地域とともにある学校づくりを促進するために文部科学省が委嘱した者。

	<p>研修内容の充実に課題がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 県立特別支援学校 <ul style="list-style-type: none"> ・ 学校の特色を生かした学校設置部会の設置を進めることが必要である。
今後の対応方向	<ul style="list-style-type: none"> ○ 公立小・中学校 <ul style="list-style-type: none"> ・ 全市町村教育委員会との研究協議会において、モデル地区の取組みや、学校運営協議会を行っている学校での取組みの成果等を周知するとともに、協議を通して、各市町村教育委員会によるコミュニティ・スクール導入を促進していく。 ○ 県立高等学校及び中等教育学校 <ul style="list-style-type: none"> ・ 研修内容を充実させるとともに、教育委員会ネットワーク等を活用した事例の共有等について、引き続き検討していく。また、コミュニティ・スクールの手引きを実態や実情に応じて活用しやすいよう改訂していく。 ○ 県立特別支援学校 <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和2年度に全校でコミュニティ・スクールを導入し、学校・保護者・地域住民等が一体となって、学校運営の改善や児童・生徒の地域での活動支援等に取り組んでいく。 ・ 学校運営協議会及び設置部会の取組みの充実に向けて、モデル校及び県立高等学校及び県立中等教育学校の実践事例の共有や、研修等を行っていく。

② 地域学校協働活動等の推進

取組み1 地域学校協働活動の推進	
実績・成果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域全体で子どもたちの学びや成長を継続的に支え、地域の活性化を図る「地域学校協働活動」を実施する4市町67か所（政令市・中核市を除く）に対し、運営経費の一部を補助した。また、地域と学校が連携・協働する体制やしくみを構築するため、県立高校2校においても「地域学校協働活動」を実施した。 ・ 地域学校協働活動に関わるコーディネーター等を対象とした研修会を5回実施した。（262人参加） ・ 多彩な経験や技能を持つ外部人材や企業等の参画により、土曜日等に体系的・継続的な教育プログラムを企画・実施する「土曜日の教育支援活動」を行う8市町44か所（政令市・中核市を除く）に対し、運営経費の一部を補助した。
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校を核とした地域づくりの実現に向けて、コミュニティ・スクールの導入と地域学校協働活動の実施の一体的な推進について市町村の理解をより一層深める取組みに課題がある。また、県立学校においてもコミュニティ・スクールの導入が地域学校協働活動の実施に結び付いていないことに課題がある。 ・ 「土曜日の教育支援活動」の拡充に向けて、未実施市町村の理解をより一層深める取組みに課題がある。
今後の対応方向	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生涯学習・社会教育主管課長会議等を通じて、地域の実情に応じた「地域学校協働活動」や「土曜日の教育支援活動」の実施を市町村に働きかけていく。また、県立学校を核とした地域の活性化が図られるよう、取組みの紹介等を通じて、事業の継続と拡大を図っていく。 ・ 研修会について、早期周知や他課と連携して実施することで、行政職員を含めた多くの受講者に「地域学校協働活動」や「土曜日の教育支援活動」への理解を深めてもらい、活動の浸透、拡大に結びつけていく。 ・ 企業等がそれぞれの特色を生かし、子どもたちの健全な成長のため、多様な体験活動や学習の機会を提供する「企業等による教育プログラム提供事業」の積極的な活用を働きかけていく。 ・ 社会教育主事の活用を図ることにより、県内市町村の学校と地域との連携に向けた取組みを支援していく。

有識者の意見

【大柱全体を通して】

- 学びを通じた地域の教育力の向上に関しては、社会教育・生涯学習施策の充実が図られ、また県立高等学校及び県立中等教育学校で計画通りにコミュニティ・スクールの導入が完了したことは全国的にみても先進的である。今後は導入の成果を検証することで、学校運営協議会がこれまで以上に機能を発揮し、神奈川県らしいコミュニティ・スクールが定着することを期待する。

【中柱1-①について】

- 公開講座や施設開放事業については、県民のニーズの把握に努めながら、充実・拡充の働きかけが行われていることを評価する。市町村立の小・中学校に比べ、県立学校は地域との関係が希薄になりがちなので、県立学校には、地域に開かれた存在となる努力が求められる。県立学校の公開講座は、地域住民に学びの場を提供するだけでなく、地域住民が学校の教育活動に触れる機会にもなるので、県民の幅広いニーズに応えられるよう工夫に努め、一層の充実・拡大を期待したい。この際、公開講座実施に伴う安全管理や事務的作業等において、教職員に過度の負担が生じないようにすることが大切である。このためには、地域住民等学校外の支援を積極的に受け入れることも必要である。地域住民の支援の手が入ることにより、学校と地域との結びつきは一層深まることが期待される。また、「PLANETかながわ」は認知度の低いことが課題視されているが、登録情報が市町村によって偏りがあることもその一因のように思われる。したがって、PRの工夫と共に、市町村等に登録を促すことが課題になると思われる。

【中柱2-①について】

- コミュニティ・スクールについては、すべての県立高等学校及び県立中等教育学校にコミュニティ・スクールが導入され、県立特別支援学校についても、全校導入をめざした取組みが行われており、こうした取組みを評価する。今後は、コミュニティ・スクール未導入の市町村教育委員会に対して、情報提供と支援策を更に講じるなど、導入に向けて一層の働きかけを行う必要がある。

【中柱2-②について】

- 地域学校協働活動の推進については、本県の市町村の実施率は高いとは言えない。地域学校協働本部の市町村（政令市を除く）整備率は全国48.8%に対して、本県は21.3%に留まる（文部科学省調査、令和元年度）。コミュニティ・スクールと共に同本部に関しても、市町村に対する効果的な支援策が課題になろう。社会教育主事の効果的活用も検討されたい。また、学校を核とした地域づくりには、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の連携が大切である。コミュニティ・スクールの普及と充実に向けた一層の努力と同時に、県立学校における地域学校協働活動の実施に向けた取組みを加速する必要がある。

子育て・家庭教育への支援

1 子どもの社会的な経験の機会の充実

① 放課後子ども教室等の推進

取組み1 放課後子ども教室 ¹ 等の推進	
実績・成果	<ul style="list-style-type: none"> 「放課後子ども教室」を実施する26市町村167か所（政令市・中核市を除く。「朝の子どもの居場所づくり」を行う1町2か所を含む。）に対し、設置、運営経費の一部を補助した。 「地域未来塾²」を実施する3市町4か所（政令市・中核市を除く）に対し、運営経費の一部を補助した。
課題	<ul style="list-style-type: none"> 「放課後子ども教室」や「地域未来塾」の拡充に向けて、未実施市町村の理解をより一層深める取組みに課題がある。
今後の対応方向	<ul style="list-style-type: none"> 生涯学習・社会教育主管課長会議等を通じて、「放課後子ども教室」の実施主体である市町村へのきめ細かな情報提供や情報交換と継続的な支援を行っていく。 企業等がそれぞれの特色を生かし、子どもたちの健全な成長のため、多様な体験活動や学習の機会を提供する「企業等による教育プログラム提供事業」の積極的な活用を働きかけていく。 生涯学習・社会教育主管課長会議等を通じて、地域の実情に応じた「地域未来塾」の実施を市町村に働きかけていく。

放課後子ども教室推進事業実施箇所数の推移（政令市・中核市を除く）

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
計	59	69	78	86	95	107	115	123	146	167

放課後子ども教室の主な活動内容（例示）

学習関係	教員OB等が予習復習や宿題など指導、算数パズル、プログラミング学習
運動関係	バスケットボール、卓球、バドミントン、なわとび、ドッジボール
その他	工作、トランプ、けん玉、オセロ、手品、囲碁・将棋

2 子育て・家庭教育への理解と環境づくり

① 子育て・家庭教育や高校生などへの就学支援の充実

取組み1 家庭教育への支援の推進	
実績・成果	<ul style="list-style-type: none"> 県内すべての中学校（政令市を除く）1年生の保護者を対象に「家庭教育ハンドブック すこやか」を配付した結果、保護者からは「親子で読みやすい」「内容が充実している」といった声が寄せられた。 家庭教育や子育てについての学習機会の提供や親子参加型行事の実施、相談対応等の保護者への支援に取り組む3市町（政令市・中核市を除く）に対し、経費の一部を補助した。また、市町村職員等を対象とした研修を実施した。
課題	<ul style="list-style-type: none"> 家庭での教育が難しくなっている社会の中で、孤立化したり、子育てに不安を感じる保護者が少なくないため、保護者や市町村に対する家庭教育支援の取組み

¹ 放課後子ども教室

放課後や週末等に学校の余裕教室等を活用し、子どもたちの安全・安心な活動拠点（居場所）を設け、地域の方々の参画を得て、学習やスポーツ・文化芸術活動、地域住民との交流活動等の機会を提供する取組み。

² 地域未来塾

地域資源を生かし、学習支援が必要な中学生等に対して学習習慣の確立と基礎学力の定着を図る取組み。

	に課題がある。
今後の対応方向	<ul style="list-style-type: none"> 「家庭教育ハンドブック すこやか」の配付など、保護者に必要な情報提供を継続して実施していく。 保護者に身近な地域での家庭教育支援の取組みを促進するため、引き続き、国の家庭教育支援に係る事業の趣旨や内容について、会議や研修等を通じて市町村に情報提供し、その周知に努めていく。 保護者が楽しみながら家庭教育への理解を深めることができる親子参加型のものづくり体験事業についての有効性を市町村に周知し、引き続き積極的な活用を働きかけていく。 神奈川県生涯学習審議会に「神奈川県におけるこれからの家庭教育支援のあり方について」を諮問しており、今後提出される答申を踏まえながら、施策について検討していく。
取組み2 高校生等への就学支援	
実績・成果	<ul style="list-style-type: none"> 学業等に意欲があり、学資の援助を必要とする高校生等を対象に、高等学校奨学金³を貸付希望者全員(2,027人)へ貸付けた。 高等学校奨学金の募集案内等が分かりやすい記載になるよう努めるとともに、県のホームページに制度の全体像を記載したページを設定した。 授業料以外の教育費負担を軽減するため、経済的に困難な世帯を対象に、高校生等奨学給付金⁴を支給対象である申請者全員(12,801人)へ支給した。 授業料に充てるため、一定の収入未満の世帯の生徒を対象に、高等学校等就学支援金⁵を受給資格者全員(106,149人)へ支給した。
課題	<ul style="list-style-type: none"> 高校生等奨学給付金について、更なる給付金の拡充が課題である。 高等学校等就学支援金について、生徒・保護者が受給権の有無を誤認するケースがあるため、より分かりやすい情報提供が課題である。 令和元年度から就学支援金の受給認定処理に当たって、国が開発した就学支援金システムを利用し、マイナンバーによる税情報の照会を開始したが、課税証明書による税情報の確認よりも時間を要しているため、就学支援金システムを利用した認定処理の時間短縮が課題である。
今後の対応方向	<ul style="list-style-type: none"> 給付型の高校生等奨学給付金の拡充について、全国都道府県教育長協議会などを通じて、引き続き国に働きかけていく。 高等学校等就学支援金について、生徒・保護者が受給権の有無を誤認することがないよう、案内文等について更なる工夫をしていく。 就学支援金システムの受給認定処理の基となる課税地の誤記によるエラーを防止するため、申請書等について、更なる工夫をしていく。 就学支援に関する3つの制度を周知するため、県教育委員会ホームページのトップページに一括して掲載し、必要な情報を分かりやすく、すぐ見られるようホームページの改善、充実を図っていく。

3 高等学校奨学金

学業等に意欲があり、学資の援助を必要とする高等学校等の生徒に対する貸付金。

4 高校生等奨学給付金

都道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額の合算額が非課税の世帯に対して、授業料以外の教育費を支援するための返還不要の給付金。

5 高等学校等就学支援金

一定未満の収入の世帯の生徒に対して、授業料に充てるための支援金。

有識者の意見

【大柱全体を通して】

- 放課後対策並びに子育て支援等については、実施規模の拡大が図られ、それなりに充実してきていると評価できる。

【中柱1－①について】

- 放課後子ども教室は平成19年度以来、確実に実施箇所数が増加し、県教委としての支援策が成果を上げていると思われ、努力している様子が見られる。未実施市町村には実施のための条件が整っていないことが多いので、その原因等の把握と支援策について検討されたい。地域未来塾についても同様である。また、この事業を更に充実させていくためにも、県教委が仲介役となって企業との連携を深めていくべきである。

【中柱2－①について】

- 家庭教育支援については、ハンドブックが浸透し、好評を得ているようであり、配布は今後も続けてほしい。子育て・家庭教育支援に関わる研修会等の場合、非参加者に対する動機づけが課題になる。支援を必要とするのはむしろ非参加者である場合が少なくないからである。そこで、「教育」を前面に出さず、親子でものづくりなどを楽しめる学習機会の実施を市町村などに促すよう工夫されたい。また、高校生への就学支援等は、貧困格差の是正が課題とされる今日、教育機会の均等化を図るうえで、支援金制度の普及と充実は不可欠であり、高等学校奨学金及び高校生等奨学給付金が申請者全員に支給されたことは大いに評価できる。高等学校等就学支援金については、認定処理等の時間短縮が課題とされているが、就学支援全般について、PRの工夫も更に検討されたい。

1 確かな学力の向上を図る取組みの充実

① 授業力・学力の向上に向けた取組み

取組み1 全国学力・学習状況調査結果の分析・活用	
実績・成果	<ul style="list-style-type: none"> 平成31年度（令和元年度）全国学力・学習状況調査において、A問題（知識）とB問題（活用）が一体化したこと等を受け、改めて本県の調査結果を総合的に分析し、その傾向と対策を「学びの充実・改善ポイント」として整理した。 この「ポイント」に加え、成果を上げている学校へのインタビュー結果をまとめたコラムを掲載するなど、各学校が本調査結果から児童・生徒の学習状況を把握し、授業改善を行う際の参考となる資料を作成した。そして、全県指導主事会議や学校訪問等を通じて市町村教育委員会や学校に周知した。
課題	<ul style="list-style-type: none"> 各学校は、本調査結果について、対象の教科や学年の担当者だけで活用されている現状があり、学校全体での活用が十分になされていないことが課題である。
今後の対応方向	<ul style="list-style-type: none"> 学校全体での活用により教育活動の充実・改善が図られるよう、学校がカリキュラム・マネジメント¹を行う中で、児童・生徒の実態把握や取組みの検証等に本調査結果を効果的に活用している事例を収集し、全県指導主事会議や学校訪問等を通じて市町村教育委員会や学校に周知していく。
取組み2 「かながわ学力向上実践推進事業 ² 」の推進	
実績・成果	<ul style="list-style-type: none"> 児童・生徒の学習意欲を高め、学びの質を向上させるために、13市町村（政令市・中核市を除く）を「学びづくり推進地域」に指定し、研究を委託した。研究校59校では、大学教授や市町村・県の指導主事等を招聘し、授業の充実・改善に向けた実践研究を実施した。県教育委員会では、好事例を「かながわ学力向上シンポジウム」やホームページ等で全県に周知した。 児童の知識・技能の定着と自学自習の習慣づくりに資するため、「子ども一人ひとりの学びづくり支援システム³」（平成29年度作成）を、「学びづくり推進地域」の公立小学校（政令市・中核市を除く）30校で運用した。自学自習の習慣づくり等を促進する手立てに関する有効な情報を収集した。
課題	<ul style="list-style-type: none"> 各学校でのカリキュラム・マネジメントを充実させ、全教職員が主体的にかかわる授業研究の取組みを進めることが課題である。 知識・技能や思考力・判断力・表現力等の基盤となる児童・生徒の「学びに向かう力」（学習に粘り強く取り組むことや、自らの学びを客観的に把握し、更に向上させようと工夫すること等）を児童・生徒一人ひとりに育成していくことが課題である。 「子ども一人ひとりの学びづくり支援システム」運用の成果を全県に普及していくことが課題である。
今後の対応方向	<ul style="list-style-type: none"> 学校がカリキュラム・マネジメントを行う中で、全教職員が主体的にかかわる学校研究の取組みを最大限に生かしている事例を収集し、全県指導主事会議や学

¹ カリキュラム・マネジメント

各学校が学校教育目標等を達成するため、教育課程の編成、実施、評価、見直しをしていくこと。

² かながわ学力向上実践推進事業

「かながわ学びづくり推進事業」を始めとする県内の児童・生徒の学力の向上を図る取組みの全体像。

³ 子ども一人ひとりの学びづくり支援システム

児童一人ひとりが行うチャレンジ問題や補充問題、確認問題の進捗・正誤状況を学校、市町村・県教育委員会が即時的に把握でき、学校での個別指導に生かすことができるWebシステム。

	<p>校訪問等を通じて市町村教育委員会や学校に周知していく。</p> <ul style="list-style-type: none"> 学校向け「学習評価資料集」（令和元年度作成）を活用し、児童・生徒の「学びに向かう力」を育むための指導や評価について、市町村教育委員会や学校に周知し、カリキュラム・マネジメントを充実させていく。 学校向け「児童一人ひとりの学びの習慣を指導するためのPDCAモデル(仮称)」、児童・保護者向け「自学自習の手引き(仮称)」を新たに作成し、周知していく。
取組み3 生徒学力調査の実施	
実績・成果	<ul style="list-style-type: none"> 県立高校等における授業及び教育活動全般の一層の改善と充実に資することを目的として、生徒学力調査を実施した。 生徒学力調査の結果及び生徒個票を活用して、各学校は、教育課程の改善や授業及び教育活動全般の改善に、生徒は、自己の学習状況の改善につなげることができた。
課題	<ul style="list-style-type: none"> 各学校における調査結果のより一層の活用を促進することが課題であるとともに、生徒の学力を確実に育成するために「高校生のための学びの基礎診断」も含め、適切な調査、診断のあり方について研究していく必要がある。
今後の対応方向	<ul style="list-style-type: none"> 今後も県立高校等における授業及び教育活動全般の一層の改善と充実のため、調査の活用方法を学校に周知していく。
取組み4 授業力向上の推進	
実績・成果	<ul style="list-style-type: none"> 授業力向上推進重点校を6校指定し、「主体的・対話的で深い学び」の視点に基づく授業展開について研究を重ね、取組みを通して、組織的な授業改善につながり、より主体的、協働的な授業が行われるようになった。 教育課程研究開発校⁴等の取組みが進んだ学校を中心に、探究的な学習の取組みを推進し、県立高校等の教育力の向上を図った。また、より一層、質の高い教育の提供に資するため「探究的学習発表会」を県内10地区9会場で開催（全県立高校等対象）予定であったが、新型コロナウイルス感染症への対応のため4地区で中止した。 県立高校等の授業において、主体的な学習活動を通して思考力・判断力・表現力を高めるために、教育課程説明会等において実践事例を紹介した。
課題	<ul style="list-style-type: none"> 授業力向上の推進に向けて、県立高校等の探究的な学習の取組みを進め、「探究的学習発表会」の充実を図っていくことが課題である。 質の高い授業を行うため、各学校において組織的な授業改善を一層進めていくことが課題である。
今後の対応方向	<ul style="list-style-type: none"> 学習指導要領の改訂を踏まえ「主体的・対話的で深い学び」の実現に向け、授業力向上推進重点校の取組みをより一層進め、県立高校等全体にその成果を普及していく。 「探究的学習発表会」は、発表する学校数を増やすなどの工夫により、充実を図っていく。 教科ごとに教員が集まって協議を行う教科会の活性化や、公開研究授業の充実、実践事例の紹介などにより、各学校における組織的な授業改善を促進していく。
取組み5 理数教育の推進	
実績・成果	<ul style="list-style-type: none"> すべての生徒が課題研究に取り組むための支援体制を強化するため、「探究活動に係る指導力向上研修」を横浜国立大学と共同して実施した。（県立高校等教員23名参加） 生徒の科学技術・理数に関する知的探究心を向上させるため、スーパーサイエンスハイスクール指定校及び理数教育推進校⁵を中心に、科学の甲子園等、科学

4 教育課程研究開発校

県立高校改革実施計画に基づく指定校。「『総合的な探究の時間』に係る研究」に取り組む10校では、自ら課題を発見し解決する探究の学びについて研究する。

5 理数教育推進校

県立高校改革実施計画に基づく指定校。理数教育のための教育課程や指導方法、教材等の研究開発を実施。

	に関する知識・技能を競い合う場を周知・提供した。(科学の甲子園神奈川県大会13校22チーム(県立、市立、私立)出場。うち、県立高校1校が全国大会出場の権利を得た。(新型コロナウイルス感染症対策のため、全国大会は中止)) <ul style="list-style-type: none"> 県内スーパーサイエンスハイスクール指定校及び理数教育推進校を中心とした成果の普及の場として、生徒による研究成果発表会を準備したが、新型コロナウイルス感染症への対応のため中止した。
課 題	<ul style="list-style-type: none"> 新学習指導要領に対応した理数教育の推進に向けて、探究活動をより効果的に指導できる教員を育成していくことが課題である。 生徒の科学技術・理数に関する知的探究心を向上させる上で、知識や技能を競い合ったり、交流を深めたりする機会の充実が課題である。 各指定校における研究成果を積極的に普及・共有していくことが課題である。
今後の対応方向	<ul style="list-style-type: none"> 教員の指導力の向上を図るため、横浜国立大学との共同による研修の充実に向け、課題研究に係る先進的な取組みの共有や、成果事例の報告の場を設ける。 生徒の知的探究心や課題を科学的に解決する力の向上に向け、各種の科学技術・理数に係る外部機関主催の取組みの周知を図っていく。 生徒による研究成果発表会や教員による情報交換会等を実施し、研究成果の積極的な普及・共有の機会を設けていく。
取組み6 入院児童生徒等教育保障体制整備事業⁶	
実績・成果	<ul style="list-style-type: none"> 入院児童・生徒等への平等な教育機会の確保のため、県立横浜南養護学校と県立秦野養護学校においてWeb会議システムを活用した授業を実施した。 全県指導主事会議等において、これまでの研究成果及び取組みについて各地域へ周知した。
課 題	<ul style="list-style-type: none"> 機器の老朽化への対応及び無線LAN等のネットワーク環境の更新など、学習環境を維持していくことが課題である。
今後の対応方向	<ul style="list-style-type: none"> ネットワーク環境等を更新するとともに、入院児童・生徒等に対する教育保障の充実を進めていく。 本事業でのICT機器の活用方法について、他校においても活用できるよう共有していく。

② 専門教育の充実

取組み1 実践的専門教育の推進	
実績・成果	<ul style="list-style-type: none"> 本県の次代を担う産業人材の育成を図るため、産業構造の変化や社会のニーズを踏まえながら、県立高校が大学や企業等と連携し、農作業の技術習得だけでなく、市場分析や加工商品の開発を見据えた農業経営を行うなど、実践的な専門教育が推進できた。
課 題	<ul style="list-style-type: none"> 産業現場におけるデュアルシステム⁷などの長期間の実習については、十分な生徒数が受け入れられる企業の開拓が課題である。
今後の対応方向	<ul style="list-style-type: none"> 神奈川県産業教育審議会からの報告なども踏まえ、デュアルシステムの円滑な推進に向けた、実施に伴う具体の課題の把握と解決策の検討を行う場として、企業等や有識者、学校関係者等からなる協議会を設置する。また、生徒と企業とのマッチングや実習先の開拓等を行うコーディネーターを、横須賀三浦地区を中心とした地域に1名配置し、今後さらに必要な地域への配置を目指す。

⁶ 入院児童生徒等教育保障体制整備事業

平成28年度から平成30年度まで文部科学省の委託事業で、長期にわたり又は断続的に入院する児童・生徒の教育機会を保障するため、在籍校、病院、特別支援学校、教育委員会等の関係機関が連携して支援する体制の構築方法に関する調査研究を行った。令和元年度から神奈川県の事業として実施。

⁷ デュアルシステム

企業と学校が協力・連携して、将来の産業を担う人材を育成することをめざし、学校での教育だけでなく、産業現場と連動した実践的な学びの機会が得られる長期企業実習等を通じた教育を組み合わせて展開する。

取組み2 県立高校生学習活動コンソーシアム ⁸ モデル地域の指定校での取組み	
実績・成果	<ul style="list-style-type: none"> 県立高校生学習活動コンソーシアムモデル地域指定校（県立神奈川工業高等学校、県立中央農業高等学校）において、実践的な専門教育を行う上で、デュアルシステムによる企業でのものづくりなどの実習や大学との授業交流など、連携した教育活動の展開により、実践的な専門教育が推進できた。
課題	<ul style="list-style-type: none"> 指定校と企業や大学との連携した取組みは行われたが、指定校と他の高校間での交流がなかったため、今後、高校間での連携を図り、高等学校単位互換システムの活用を推進していくことが課題である。
今後の対応方向	<ul style="list-style-type: none"> 県立高校生学習活動コンソーシアムモデル地域の指定校事業は、令和元年度で終了したが、今後も引き続き取組みを推進していくとともに、高校間の交流を進め、高等学校単位互換システムの一層の活用を図っていく。

2 生き方や社会を学ぶ教育の充実

① キャリア教育⁹の推進

取組み1 公立小・中学校におけるキャリア教育の推進	
実績・成果	<ul style="list-style-type: none"> 「キャリア教育研修講座」を開催し、公立小・中学校教員276名が参加した。国の研修を受講した教員の報告や研究協議を通じて、新学習指導要領におけるキャリア教育の理念を改めて共有した。 中学校での進路学習の指導案等をまとめた指導資料「わたくしたちの生活と進路」を掲載したホームページの利便性向上を図るため再構成した。 小・中学校向け「かながわキャリア教育指導資料」及び「かながわ版キャリア・パスポート」を作成した。
課題	<ul style="list-style-type: none"> キャリア教育における児童・生徒の主体的な学びを進めるため、キャリア教育の意義や、「キャリア・パスポート」活用の趣旨等を、学校全体（教職員、児童・生徒、保護者、地域住民）で改めて共有していくことが課題である。
今後の対応方向	<ul style="list-style-type: none"> 「キャリア教育指導資料」（令和元年度作成）等を「キャリア教育研修講座」等の各種研修等で活用するなどを通じて、県内小・中学校のキャリア教育の更なる充実を図っていく。 「かながわ版キャリア・パスポート」等を活用し、児童・生徒が自らの学びに見通しを立て、学習に取り組み、振り返り、自己の変容や成長を保護者とともに自覚するなどの学びを広げるために、モデル中学校区の選定を含め、市町村教育委員会や各小・中学校への周知・定着の方策について検討していく。
取組み2 「キャリア教育実践プログラム ¹⁰ 」の策定	
実績・成果	<ul style="list-style-type: none"> すべての県立高校等で、生徒の一人ひとりの社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育成するため、生徒が入学してから卒業するまでを見通した指導計画である「キャリア教育実践プログラム」を学校ごとに作成することにより、生徒に身に付けさせたい能力や態度を明確化することができた。
課題	<ul style="list-style-type: none"> 国の「高等学校キャリア教育の手引き」や県の「県立高校におけるキャリア教育の推進について（指針）」では、「基礎的・汎用的能力」をキャリア教育で育成すべき力と捉えていることから、各学校が「基礎的・汎用的能力」に基づいた「キャリア教

⁸ 県立高校生学習活動コンソーシアム

県立高校改革実施計画に基づき、現在、各県立高校・中等教育学校と大学等が行っている高大連携の取組みを発展させ、生徒の多様な学習ニーズに対応し、主体的な学びへとつながる学習機会の提供の充実を図るため形成された共同体。

⁹ キャリア教育

一人ひとりの社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達（社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現していく過程）を促す教育。

¹⁰ キャリア教育実践プログラム

各学校が、特性や実態に応じてキャリア教育を展開するための年間指導計画。その中でシチズンシップ教育やインターンシップ等を位置付けている。

	育実践プログラム」の作成に取り組むことが課題である。
今後の対応方向	・ 高校の教職員向けに実施しているキャリア教育関係の研修講座の中で、「基礎的・汎用的能力」を意識した「キャリア教育実践プログラム」になるよう、国作成の手引きや県作成の指針を参考に指導・助言していく。
取組み3 インターンシップの拡充や大学・短大等との連携強化	
実績・成果	<ul style="list-style-type: none"> ・ インターンシップ受入企業を、新規に221事業所を開拓した結果、全体の受入企業数は1,372事業所となった。また、体験生徒数が751名増加し、生徒の就業体験を充実することができた。 ・ 全県立高校等に対し、県立高校生学習活動コンソーシアムで協定を結んでいる大学等による取組みやプログラムを紹介するなどの連携強化により、授業等における交流活動の活性化に寄与できた。 ・ 専修学校各種学校協会との連携により、「仕事のまなび場」事業（平成16年から継続実施）において職業教育に関連した体験講座を夏季休業期間中に開講し、生徒の就労観の育成と職業意識の伸張に寄与できた。
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一人でも多くの生徒が希望する職種や業種でインターンシップを体験できるよう、希望に沿った受入企業の確保が課題である。 ・ 県立高校生学習活動コンソーシアムの協定を締結した機関は87機関と増えているが、最も活用されている「高校で実施される出前授業等の受講」においても57校（39.6%）にとどまっており、大学等が提供するプログラム等の各学校での一層の活用促進が課題である。 ・ 「仕事のまなび場」における体験学習の有用性を、今まで以上に学校と共有していくことが課題である。
今後の対応方向	<ul style="list-style-type: none"> ・ コンソーシアムサポーターの活用により、生徒の希望に沿ったインターンシップ受入企業を拡充していく。 ・ コンソーシアム協議会において学校及び参加機関の取組事例を報告するとともに、教育課程説明会や県ホームページなどで広く周知することにより、県立高校生学習活動コンソーシアム事業の積極的な活用を促していく。 ・ 「仕事のまなび場」の有用性についての教育課程説明会等での周知や次年度開講予定の講座に関する情報の事前（前年度の3月中）の周知を徹底するとともに、事後にはすべての担当者を集めて事例発表の機会を設けるなど、学校への情報提供・情報共有の更なる充実を図る。

② 職業教育の充実

取組み1 地域企業等と連携した職業教育	
実績・成果	・ 各専門高校において、地域企業との連携による産業人材の育成に取り組み、例えば、地元食材の「クロカジキ」を使った商品開発など、実践的な教育活動を通じて職業教育を進めることができた。
課題	・ より実践的な職業知識や技術を習得するために、デュアルシステムなどの長期間の実習を産業現場で実施していくことが必要である。
今後の対応方向	・ 各専門高校において、産業現場におけるデュアルシステムなどの長期間の実習が実施できるよう、教育課程や受入企業の確保など、課題を解決していくための協議会を令和2年度に設置する。

3 グローバル化などに対応した教育の推進

① 児童・生徒の英語力向上の推進

取組み1 公立小・中学校教員の外国語教育に関する指導力の向上に向けた取組み	
実績・成果	・ 神奈川大学と連携し、中学校英語教諭免許取得認定講習に公立小学校（政令市を除く）教員29名を派遣した。

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 小学校における指導体制の充実を図るため、県域に小学校英語専科担当教員を40名配置した。この専科担当教員を対象とした連絡協議会を開催した。 ・ 各地域の外国語教育に係る教員の指導力向上を図るため、国の中央研修に派遣した英語教育推進リーダーを講師として、各地区（政令市・中核市を除く）の公立小学校中核的教員120名、公立中学校英語科教員84名に対して伝達研修を実施した。
課 題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和2年度に小学校で新学習指導要領が全面实施されることから、外国語活動・外国語の授業時数の増加に対応した増員・配置が課題である。 ・ 国の英語教育推進リーダー養成研修事業は終了するが、新学習指導要領の全面实施に向けて、より質の高い授業づくりに向けた教員研修や授業研究を継続していくことが課題である。
今後の対応方向	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和2年度、県内市町村（政令市を除く）に小学校英語専科担当教員を68名配置し、小学校における指導体制の更なる充実を図っていく。 ・ 令和2年度から3年計画で、小・中学校外国語教育の教員研修を新たに開催し、本県の外国語教育の実状をより踏まえた研修内容に改善していく。 ・ 研修協力校による小・中・高等学校の円滑な接続及び系統的な指導に関する研究を行い、全県教育課程説明会等を通じて、その成果等を全県に周知していく。
取組み2 生徒の実践的英語力の向上に向けた取組み	
実績・成果	<ul style="list-style-type: none"> ・ グローバル人材の育成の一環として、生徒の主體的な英語学習を促し、英語4技能をバランスよく育成するために、県立高校等25校7,393名について、英語4技能の測定が可能な検定試験の検定料の半額を県が負担した。 ・ 生徒の外国語によるコミュニケーション能力の育成及びその伸長を図るために、全県立高校等の全課程にネイティブ・スピーカーである外国語指導助手（ALT）を配置した。
課 題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実践的英語力の向上に向けた取組み等を通じて、県立高校生等の英語力については、CEFR¹¹ A2レベル¹²相当以上の英語力を持つと思われる3年生の割合が、前年度に比べて1.6ポイント向上し46.1%となったが、令和元年度の目標値55.0%を達成できなかったことが課題である。
今後の対応方向	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和2年度は、県立高校生等6,250名を上限として、英語資格・検定試験の受験料の補助を引き続き実施し、教員による試験結果の分析データを活用した授業改善などにより、生徒の英語力の更なる向上に取り組んでいく。 ・ 生徒の英語力の更なる向上を図る上で、実践的な英語力を高めることが大事であることから、全県立高校等の全課程に引き続きALTを配置し、日本人教員とALTが協力して、よりきめ細かい指導を行っていく。

県立高校等において、高等学校第3学年等に所属している生徒のうち、CEFR A2レベル相当以上の英語力を有すると思われる生徒の割合

平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
25.4%	38.6%	43.7%	44.5%	46.1%

※ 平成29年度までは、英検準2級相当レベル

¹¹ CEFR

外国語の学習、教授、評価のためのヨーロッパ共通参照枠のことで、外国語運用能力の評価のために欧州評議会が発表したもの。

¹² CEFR A2レベル

「ごく基本的な個人情報や家族情報、買い物、地元の地理、仕事など、直接的関係がある領域に関しては、文やよく使われる表現が理解できる。簡単で日常的な範囲なら、身近で日常の事柄について、単純で直接的な情報交換に応じることができる。」レベルと定義されている。

② グローバル化などに対応した先進的な教育の推進

取組み1 英語教員の海外派遣	
実績・成果	・ 県立高校英語教員6名を1か月程度ニュージーランドに派遣し、英語教授法の研修を受講させたことで、派遣教員の英語教授力が向上した。また、帰国後、研修成果の発表を行うことで、成果普及に寄与した。
課題	・ 県立高校等における英語の授業の質の向上及び英語教員全体の指導力向上のために、より一層派遣教員の研修成果の普及を図っていくことが課題である。
今後の対応方向	・ 引き続き、県立高等学校及び県立中等教育学校の英語教員を海外に派遣し、英語教授法に係る研修を受講させるとともに、派遣教員による公開研究授業及び教育課程説明会での成果発表を通じてその成果を広く普及し、各校の指導法の改善を通じて、生徒の英語力の更なる向上に取り組んでいく。
取組み2 高校生の海外派遣	
実績・成果	・ グローバル人材の育成のため、県内の高校生10名を米国メリーランド州に、専門学科で学ぶ県立高校生6名を台湾新北市に教育特使として派遣する予定であったが、新型コロナウイルス感染症への対応のため中止した。
課題	・ より多くの高校生が異文化に対する理解を深め、国際的視野を広げることができるよう、派遣生徒数を拡大していくことが課題である。
今後の対応方向	・ 引き続き、米国メリーランド州と台湾新北市に教育特使として生徒を派遣し、現地での活動の更なる充実を図るとともに、派遣生徒数を拡大していく。
取組み3 国際バカロレア ¹³ 認定校の教育課程の充実	
実績・成果	・ 国際バカロレア認定校である県立横浜国際高等学校における教育課程の充実に向けて、計画的な教員養成及び教育施設の拡充を実施するとともに、国際バカロレアの先進的な教育理念の普及に努めた。
課題	・ 国際バカロレア機構によるカリキュラム変更に対応するために、教員養成の計画の見直しや、生徒の多様な進路希望に対応するために、更なる教育課程の充実が課題である。
今後の対応方向	・ 国際バカロレア認定校の教育課程の実施に向けた教員養成に努めるとともに、生徒の多様な進路実現を目指し、更なる教育課程の充実を図っていく。

③ ICTを活用した教育の推進

取組み1 県立学校におけるICT機器の整備や活用	
実績・成果	<p>○ 県立高等学校及び県立中等教育学校</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 生徒の情報活用能力の育成に向けたICTを活用した授業づくりを一層進めるため、県立高校19校34教室のコンピュータ教室の機器等を整備（コンピュータ教室：18校33教室を更新、1校1教室を新規整備）するとともに、工業高校化学科用分析システムを4校に導入した。 ・ 更新した33教室のうち9教室を多目的に活用できるコンピュータ教室としたことにより、普通教科情報の授業における言語活動の充実につながった。 ・ ICTを活用した授業改善を図るため、84校に合計1,438台の生徒用無線LANアクセスポイント、全校に82台のタブレット型端末、全校に可動式プロジェクタを整備した。HR教室をカバーする無線LANの環境を整備したことにより、多くの教科・科目において、タブレット型端末を活用した主体的・対話的で深い学びの授業実践につながった。 <p>○ 県立特別支援学校</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県立特別支援学校では、児童・生徒がいつでもICT機器を利用できる学習環境を維持するため、タブレット型端末308台他、合計581台の情報機器を更新し、

¹³ 国際バカロレア

1960年代にスイスで開発された、世界各国の学校で導入されている教育プログラムで、多様な文化の理解と尊重の精神を通じて、より良い、より平和な世界を築くことに貢献する、探究心、知識、思いやりに富んだ若者の育成を目的とした「全人教育」を行う。

	<p>また、学習用アプリケーションを追加した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 児童・生徒の障がいの状態や発達の段階に応じたタブレット型端末等の活用事例について研修や会議等で共有した。 ・ 県立横浜南養護学校と県立秦野養護学校において、分身ロボットを導入し、入院中の児童・生徒等を対象に教室と病院等をつなぐ授業を実施した。
課 題	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県立高等学校及び県立中等教育学校 <ul style="list-style-type: none"> ・ すべての学校で効果的にタブレット型端末が活用されるよう、引き続きICT機器や無線LAN環境等の整備を進めるとともに、ICT活用実践事例を周知していくことが課題である。 ○ 県立特別支援学校 <ul style="list-style-type: none"> ・ 引き続きICT機器を利用できる学習環境を整備していくため、機器の老朽化への対応及びネットワークの整備等が課題である。
今後の対応方向	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県立高等学校及び県立中等教育学校 <ul style="list-style-type: none"> ・ パソコン教室以外で活用できるICT機器の整備を引き続き継続していく。 ・ パソコン教室以外で使用できる授業支援システムの導入を検討していく。 ・ ICT機器活用の好事例を全校に周知するために、様々な機会を活用していく。 ・ GIGAスクール構想におけるネットワーク整備を進め、ネットワーク未整備教室（体育館含む）へのLAN整備やアクセスポイントの増設による無線LAN環境の更なる充実を図り、学習活動におけるタブレット端末の活用を促進する。あわせて、家庭学習に資するため、タブレット端末等を所持していない生徒に、学校に整備する端末等を貸与する。 ○ 県立特別支援学校 <ul style="list-style-type: none"> ・ 児童・生徒用のICT機器の更新及び整備、GIGAスクール構想のネットワーク整備として無線LANの追加等を実施し、児童・生徒がいつでもICT機器を利用できる学習環境の充実を図っていく。 ・ 今後もICT機器を活用した実践事例を研修や会議等で共有するとともに、授業での効果的な活用について、指導の充実を図っていく。また、臨時休業時などにも活用できるよう遠隔教育に必要なICT環境の整備を進める。
取組み2 ICT利活用授業研究推進校¹⁴の取組み	
実績・成果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 教職員が、主体的・対話的で深い学びの視点から、ICTを活用した授業づくりを進めていくため、研究推進校において公開研究授業や校内研修会を実施した。（6回実施） ・ 指定校各校の実践事例と課題の共有や情報交換を行うため、ICT利活用授業研究推進校指定校研究協議会を開催した。
課 題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全ての県立高校等において、主体的な学習活動等を通じて生徒の思考力・判断力・表現力を高められるよう、情報モラルを含む、ICTの活用方法や効果的な指導方法など、教員の授業力の向上を図ることが課題である。
今後の対応方向	<ul style="list-style-type: none"> ・ ICT利活用授業研究推進校指定校研究協議会を開催し、各指定校の課題や、3年間の見通しを共有し、意見交換等を行うことにより、県立高校等全体への普及を図っていく。
取組み3 プログラミング教育の推進	
実績・成果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 問題解決能力の育成に資するプログラミング教育の導入に向け、プログラミング教育研究推進校¹⁵（5校）に、プログラミングにより制御できる組立ロボット

14 ICT利活用授業研究推進校

県立高校改革実施計画に基づく指定校。ICTを活用したアクティブ・ラーニングなどの指導方法や教材等に関する研究開発を実施。

15 プログラミング教育研究推進校

県立高校改革実施計画に基づく指定校。問題解決の手順等を学ぶ方法の一つとしてのプログラミング学習に関する研究開発を実施。

	及びその制御用端末を整備した。また、各指定校では、大学等の外部有識者の助言を取り入れながら、多くの教科等でプログラミング教育に係る授業づくりを推進した。
課 題	・ 生徒の問題解決能力の育成を、プログラミング教育という手法で推進して行けるよう、各学校が、自校の実情に合わせ、しっかりとした計画に基づいた指導方法などの研究を継続していくことが課題である。
今後の対応方向	・ 特定の教科・科目に限らず、学校の教育活動全体を通して、プログラミング的な思考力を養う授業を各学校で展開していく。

有識者の意見

【大柱全体を通して】

- 神奈川県では、学校現場の教育課題である「確かな学力の向上を図る取組みの充実」、「生き方や社会を学ぶ教育の充実」、「グローバル化などに対応した先進的な教育の推進」を3つの柱として授業改善等に取り組んで来ており、成果を上げている。

【中柱1－①について】

- 全国学力・学習状況調査の活用や生徒学力調査の活用など、小・中・高等学校に渡って取組みを進めている点は評価されるが、調査結果の活用が十分になされていないという課題があることが確認されており、今後に期待したい。高等学校においても授業改善が進んでおり、校長を中心にカリキュラム・マネジメントに取り組んでいる学校もあり、成果を広げていただきたい。また、入院児童生徒等教育保障体制整備事業の取組みでICT機器を活用した「教室と入院児童・生徒をつなぐ授業」は、学校が休業を余儀なくされた場合の学習の保障にも応用できるのではないかとと思われるので、更なる活用とその応用を期待する。

【中柱1－②について】

- 専門教育、職業教育についても、企業と連携したデュアルシステムによる実習等は、生徒だけでなく、地域の人々の意識の向上の観点からも、貴重な取組みと言える。地域産業や農業等幅広い産業に対応した教育活動は、社会に向けた人材育成に必要であり評価する。今後は、受入企業の拡大のために、理解と協力を得る努力が求められる。

【中柱2－①について】

- キャリア教育、職業教育は、児童・生徒が将来社会とどのような関わりをもって生きていくのかを考え、自分自身が主体的な学びを進めていくうえで重要と思われる。特に、小・中学校段階では、「キャリア・パスポート」をもとに児童・生徒自身が振り返り、改善していくことが重要であり、保護者と共有することで親子間での目標設定が期待できるとともに、「働くこと」を通して得られる責任感、達成感・喜びを実感できるような具体的なメニューを工夫し、モデル校を選定して試行・評価するような取組みを検討してみてもどうか。

【中柱2－②について】

- デュアルシステムについては、長期間の実習を実施できるよう学校と企業と同じ認識で運営をしていく必要がある。

【中柱3－①について】

- 英語力向上の推進において小学校で授業日数の増加に伴い、小学校英語専科担当教員の配置などきめ細かい対応に取り組んでおり継続していくことを期待する。また、県立高校生等の英語力については、CEFR A2レベル相当以上の英語力を有する生徒の割合を目標値として定めて指導し、年々成果を上げている。引き続き目標達成に期待する。

【中柱3-②について】

- 高校生の海外派遣は、新型コロナウイルス感染症対策の長期化により中止されたことは残念であるが、今後とも継続されることを期待する。

【中柱3-③について】

- ICT機器の整備や活用については、GIGAスクール構想は必要不可欠であり、タブレット型端末の更なる普及による深い学びの授業実践に期待する。

グローバル化などに対応した教育や、ICTを活用した教育の推進など、新たな課題についても大きな成果を上げていると言えるが、新型コロナウイルス感染症対策の観点から、従来とは違った視点も必要になってくるのではないか。学校が休業し、対面授業ができないという課題に対して、オンライン学習は有効であり、ICT機器の整備を進めるとともに、教育格差を生じさせないために、端末や通信環境が整っていない家庭の生徒への対応が必要である。

意欲と指導力のある教職員の確保・育成と活力と魅力にあふれた学校づくり

1 かながわの人づくりを担う教職員の確保・育成の計画的な推進

① 多様で優秀な教職員の確保と指導力の高い教職員の育成

取組み1 神奈川県公立学校教員採用候補者選考試験の充実																																													
実績・成果	<ul style="list-style-type: none"> 採用試験の工夫・改善や、大学からの依頼に応じて、志願者説明会に赴き、神奈川の教員になることの魅力や、試験制度を説明するなど広報活動の工夫により、採用試験の全校種の合格倍率は県内の3政令市及び近隣の5都県市の平均3.2と比べて高い倍率を維持しており、受験者の質を保つことができた。 <p>教員の採用者数（教員採用候補者選考試験）（令和2年4月1日現在）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">最終合格倍率</th> <th colspan="2">採用者数</th> </tr> <tr> <th>平成30年度</th> <th>令和元年度</th> <th>平成30年度</th> <th>令和元年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小学校</td> <td>3.4</td> <td>3.0</td> <td>358</td> <td>375</td> </tr> <tr> <td>中学校</td> <td>5.8</td> <td>5.9</td> <td>201</td> <td>181</td> </tr> <tr> <td>中等教育学校</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>1</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>高等学校</td> <td>6.1</td> <td>5.0</td> <td>384</td> <td>387</td> </tr> <tr> <td>特別支援学校</td> <td>3.1</td> <td>2.8</td> <td>132</td> <td>144</td> </tr> <tr> <td>養護教諭</td> <td>15.5</td> <td>11.2</td> <td>16</td> <td>21</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>4.9</td> <td>4.3</td> <td>1,092</td> <td>1,111</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 政令市を除く神奈川県所管分</p>		最終合格倍率		採用者数		平成30年度	令和元年度	平成30年度	令和元年度	小学校	3.4	3.0	358	375	中学校	5.8	5.9	201	181	中等教育学校	-	-	1	3	高等学校	6.1	5.0	384	387	特別支援学校	3.1	2.8	132	144	養護教諭	15.5	11.2	16	21	計	4.9	4.3	1,092	1,111
	最終合格倍率		採用者数																																										
	平成30年度	令和元年度	平成30年度	令和元年度																																									
小学校	3.4	3.0	358	375																																									
中学校	5.8	5.9	201	181																																									
中等教育学校	-	-	1	3																																									
高等学校	6.1	5.0	384	387																																									
特別支援学校	3.1	2.8	132	144																																									
養護教諭	15.5	11.2	16	21																																									
計	4.9	4.3	1,092	1,111																																									
課題	<ul style="list-style-type: none"> 全国的に採用試験の倍率低下が続いており、採用試験受験者をより一層獲得していくことが課題である。 																																												
今後の対応方向	<ul style="list-style-type: none"> 今後も人材の確保が厳しい状況が続くことを踏まえ、大学との連携を強化した広報活動を行うとともに、採用試験の改善について検討していく。 																																												
取組み2 障がい者雇用の促進																																													
実績・成果	<ul style="list-style-type: none"> 「神奈川県教育委員会障がい者雇用推進会議¹」において、障がい者雇用に係る職種・職域の拡大及び障がい者が働きやすい職場づくりに係る検討を実施した。 令和元年度実施の教員採用選考では、身体に障がいのある人に加え、知的障がいのある人及び精神障がいのある人に対象を広げ、「障がいのある人を対象とした特別選考」を実施し、4名を採用した。 行政事務職員、小中学校事務職員の「障がいのある人を対象とした職員採用選考」において、行政事務職員は13名、小中学校事務職員は8名を採用するとともに、障がいのある人を対象に学校技能員の採用選考を実施した。 障がい者の能力や適性を生かす雇用の拡充のため、これまで障がい者を採用してこなかった、高校の実習助手、特別支援学校の寄宿舎指導員、図書館等の司書の採用選考を実施し、高校の実習助手は9名、図書館等の司書は1名を採用した。 障がい当事者の視点に立つとともに、「ともに生きる社会かながわ憲章」に掲げる「障がい者の社会参加を妨げるあらゆる壁、いかなる偏見や差別も排除する」との理念等を踏まえ、「神奈川県教育委員会障がい者活躍推進計画」を策定した。 																																												

¹ 神奈川県教育委員会障がい者雇用推進会議

県教育委員会において障がい者の雇用を推進するため、教育局関係課、県立高等学校、県立特別支援学校、教育事務所により構成する会議を、平成31年4月に設置。

課 題	<ul style="list-style-type: none"> 障がい者の能力や適性を生かす雇用の拡充のため、障がい者雇用に係る職種・職域の拡大や、より一層の働きやすい職場づくりが課題である。 障がいのある教員の採用に当たり、大学等の教員養成機関において教員を目指す障がい者の割合は決して多くないという状況の中、受験者確保に向けた対応が課題である。
今後の対応方向	<ul style="list-style-type: none"> 障がい者雇用の法定雇用率達成を目指すとともに、職員が働きやすく、より定着が図られる雇用形態による障がい者雇用の推進するため、多様な雇用形態による「神奈川県教育委員会サポートオフィス」を設置する。 「サポートオフィス」において、チャレンジ雇用を実施し、障がい者への就労経験の機会の提供を通して、就労支援を図るとともに、教育委員会における障がい者雇用の推進を図っていく。 短時間勤務を可とする柔軟な勤務形態と通勤負担の少ない勤務地への派遣などを通して、障がい者が働きやすく定着しやすい雇用を進め、教育委員会における障がい者雇用の推進を図っていく。 「神奈川県教育委員会障がい者活躍推進計画」に基づき、働きやすい職場づくりに取り組んでいく。 障がいのある教員の採用に当たり、大学等の教員養成機関において教員を目指す障がい者の割合は決して多くないという、全国に共通する教育委員会固有の構造的課題が存在するため、全国都道府県教育長協議会などの場を活用し、各都道府県の課題や取組状況などについて共有するとともに、引き続き国への働きかけを実施する。 教員採用試験の説明会で、障がい者に対する試験実施上の配慮や、採用後の合理的配慮の例などの説明を充実していく。
取組み3 「かながわティーチャーズカレッジ²」の実施	
実績・成果	<ul style="list-style-type: none"> 優秀な人材を確保するため、教員志望者に対し、「かながわティーチャーズカレッジ」を実施し、268名が受講した。 「シンポジウムを通して、教員という仕事の魅力と責任、身に付けるべき力について考えることができましたか」というアンケートに対して、「とても思う」「思う」と合わせて99.6%が回答したことにより、受講者の教職への理解の深化を図ることができた。
課 題	<ul style="list-style-type: none"> 全国的に教員志望者が減少している中、カレッジでも平成29年度をピークに受講者数が減少傾向にあるため、受講者数の増加を図ることが課題である。
今後の対応方向	<ul style="list-style-type: none"> 受講者アンケートの結果等を踏まえ、より効果的な講座としていくとともに、「かながわティーチャーズカレッジ」の趣旨や概要をより積極的に広報することで、その応募者数の拡大を図っていく。
取組み4 「フレッシュティーチャーズキャンプ³」の実施	
実績・成果	<ul style="list-style-type: none"> 新規採用予定者の不安解消を図るための採用前研修「フレッシュティーチャーズキャンプ」で実施する、総合教育センターでの集合研修と赴任予定校での赴任予定校研修のうち、集合研修は新型コロナウイルス感染拡大を防ぐために中止した。 赴任予定校研修の内容の共通性を確保するため、実施要領に研修パターンを例示した。
課 題	<ul style="list-style-type: none"> 令和元年度は集合研修が中止となったが、今後も新規採用予定者が赴任後の教育活

2 かながわティーチャーズカレッジ

教員志望者に対し、指導主事等の講座や学校現場の体験を通し、教職に求められる使命感と責任感を持ち、多様な教育的ニーズに対応する実践力の向上を図るとともに、神奈川県での教育の理解を深めることを目的に、平成20年度から実施。

3 フレッシュティーチャーズキャンプ

採用前研修として、新規採用予定者が任意で参加する研修で、着任に当たっての不安解消を図るとともに、神奈川県での教育に関する理解や、教育公務員としての自覚・意欲を高めるため、教員として直ちに必要となる技能・知識や実践力を習得し、教員生活がスムーズにスタートできるよう平成20年度から実施。

	動に抱える負担感や困り感の軽減を図っていくことが課題である。
今後の対応方向	・ 引き続き、現職教員による実践報告や協議などの活動を通して、負担感や困り感の軽減に向けた情報提供ができるよう、研修内容の充実を図る。
取組み5 「高校生のための教職セミナー⁴」の実施	
実績・成果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 教員を志望する県内の高校生に対し、教職への理解を深め、将来の神奈川の教員として優秀な人材を育成するため、セミナーを実施した。 ・ 大学教員や外部講師、現職教員等を招聘し、全8回の講座を実施。延べ337名の高校生が参加した。 ・ 「教員になりたいという気持ちが高まりましたか」というアンケートに「とても高まった」、「高まった」と回答した参加者は95.8%であった。アンケートの自由記述には、「授業の展開の仕方が具体的に分かった。」「高校生のうちに貴重な体験をすることで、自分が教員になってからのイメージを持つことができた。」など、前向きな感想が多かった。
	 <p style="text-align: center;">高校生のための教職セミナー</p>
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 教職セミナーの受講者による、「かながわティーチャーズカレッジ」の受講申込みが少ない状況がある。 ・ 全国的に教員志望者が減少している中、将来の教育人材を確保するためにも教職セミナーへの受講者数の増加を図ることが課題である。
今後の対応方向	<ul style="list-style-type: none"> ・ 教職セミナーを受講した高校生が、引き続き「かながわティーチャーズカレッジ」の受講者となるための方策を検討していく。 ・ 高校生の段階から教職の魅力を伝え、本県の教員を目指してもらうための取組みとして、新たに教育局職員による学校訪問を実施する。この機会を捉え、広報活動などを積極的にを行い、より多くの受講者確保を図る。
取組み6 効果的・効率的な研修の実施に向けた取組み	
実績・成果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中堅教諭等資質向上研修の一部免除について検討した結果、令和2年度から、免許状更新講習の受講をもって、中堅教諭等資質向上研修の一部（教諭の場合、8日のうち3.5日）免除を実施することとした。 ・ 研修の効果測定について、受講者アンケートの様式を一部変更し、研修後に実践したい内容を記述させた。その結果、中堅教諭等資質向上研修（高等学校）受講者の7割以上が、研修の目的及び内容を理解したことが分かる記述をしていることから、改善の効果が見られた。
課題	・ 初任者や若手教員向けの基本研修について、多様な経歴を持った新規採用者の増加に対応した内容にしていくことが課題である。
今後の対応方向	・ 基本研修を中心に研修体系を整理していくとともに、臨時講師などの勤務経験者等に対する個別対応を求める国通知を踏まえ、引き続き対応を検討し、実施していく。
取組み7 教員研修の充実	
実績・成果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校運営等の中核的な役割を担う人材を育成するため、県立特別支援学校に在籍する自立活動教諭を対象とした研修を中堅教諭等資質向上研修に新設し、21人が受講した。 ・ 教職としての専門性を高める研修の充実を図るため、「SDGsの理解を深め

⁴ 高校生のための教職セミナー

教員を志望する高校生に対し、キャリア教育の一環として、講座の受講やグループ活動等を通して、教職への理解を深め、その資質や意欲の向上を図ることにより、将来の神奈川の教員、次世代を担うべき優秀な人材を育成することを目的に、平成27年度から実施。

	<p>る研修講座～企業を取組から学ぶ～」他11講座を新設し、783人が受講した。受講者アンケートの「今後の教育活動に役立つ研修か」という項目について評価の平均値は3.7（4点満点）であり、今後の教育活動に役立つ研修が実施できた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 就学前教育の充実を図るため、公立の幼稚園教諭、保育教諭等を対象に、新規採用教員研修講座や幼保小連携研修講座など10種の研修講座を開催し、延べ995名が参加した。受講者アンケートでは、実際の保育の事例を交えた講演や、幼稚園と小学校の双方からの実践発表が参考になった等の意見が得られた。
課 題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 総合教育センターの新庁舎への移転が行われることを踏まえ、受講者にとって充実した研修が提供できるよう研修の内容や実施形態について検討することが必要である。 ・ 新学習指導要領の円滑な実施に向けて、カリキュラム・マネジメントに関する研修を充実させることが必要である。 ・ 各幼稚園において子どもと向き合う時間を確保するために、集合研修の在り方や実施方法について検討する必要がある。 ・ 就学前教育と小学校教育との連携の更なる充実を図るため、研修内容等について検討する必要がある。
今 後 の 対 応 方 向	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新庁舎の施設・設備を効果的に活用した研修の在り方について検討していく。 ・ 現在、授業力に特化した内容を扱っていない15年経験者研修・25年経験者研修において、新学習指導要領の内容を扱うよう改善していく。 ・ 幼児教育に係る研修の在り方や実施方法、研修内容等について、市町村教育委員会等と検討しながら見直し、引き続き、幼稚園教諭、保育教諭等の資質向上を図っていく。

② 県教育委員会の不祥事防止の取組み

取組み1 不祥事防止の取組み	
実 績 ・ 成 果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 教職員一人ひとりが不祥事防止を自分のこととして取り組むため、各所属で不祥事ゼロプログラム⁵を作成し、職員の全員参加により職場研修等を実施した。 ・ 各所属の研修支援のため、毎月、不祥事防止職員啓発・点検資料を発行した。 ・ 不祥事防止啓発リーフレットを使い、全県立学校長が一人ひとりの教職員と個別面談し、不祥事防止の指導を実施した。 ・ わいせつな行為やセクシュアル・ハラスメントによる事案の発生抑止をより一層強化するため、懲戒処分の指針を改正した。（令和2年4月1日施行） ・ 不祥事防止を啓発するDVDや新たに作成した体罰防止リーフレットを配付し、全県立学校における研修での活用を促進した。 ・ 教育局職員が県立学校を訪問し、校長との面談で不祥事防止の取組状況の確認と必要な指導を実施した。（77校訪問） ・ 教育長から一人ひとりの教職員に対して、不祥事防止、パワーハラスメント防止についてメッセージを送信した。

⁵ 不祥事ゼロプログラム

不祥事の未然防止を図るため、各所属で不祥事の発生リスクや発生事案等に基づいた課題の抽出を行い、課題に応じた取組項目ごとに目標を設定し、行動計画を定めたもの。平成18年度から実施。

		【教育委員会における懲戒処分者数】																																										
		(懲戒処分者数の推移)	(事案別懲戒処分数)																																									
			(単位：人)																																									
			<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>平成27年度</th> <th>平成28年度</th> <th>平成29年度</th> <th>平成30年度</th> <th>令和元年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>わいせつな行為等</td> <td>5</td> <td>5</td> <td>7</td> <td>8</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td>体罰等</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>4</td> <td>1</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>酒気帯び運転等 (同乗含む)</td> <td>3</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>交通事故、交通違反等</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>3</td> <td>1</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>5</td> <td>20</td> <td>10</td> <td>6</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>14 (8)</td> <td>27 (22)</td> <td>24 (13)</td> <td>16 (9)</td> <td>17 (9)</td> </tr> </tbody> </table>	年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	わいせつな行為等	5	5	7	8	7	体罰等	0	1	4	1	3	酒気帯び運転等 (同乗含む)	3	1	0	0	2	交通事故、交通違反等	1	0	3	1	0	その他	5	20	10	6	5	計	14 (8)	27 (22)	24 (13)	16 (9)
年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度																																							
わいせつな行為等	5	5	7	8	7																																							
体罰等	0	1	4	1	3																																							
酒気帯び運転等 (同乗含む)	3	1	0	0	2																																							
交通事故、交通違反等	1	0	3	1	0																																							
その他	5	20	10	6	5																																							
計	14 (8)	27 (22)	24 (13)	16 (9)	17 (9)																																							
			(参考：教育関係職員定数)																																									
			<table border="1"> <thead> <tr> <th>平成27年度</th> <th>平成28年度</th> <th>平成29年度</th> <th>平成30年度</th> <th>令和元年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>53,994</td> <td>54,016</td> <td>29,062</td> <td>29,103</td> <td>29,141</td> </tr> </tbody> </table>	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	53,994	54,016	29,062	29,103	29,141																															
平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度																																								
53,994	54,016	29,062	29,103	29,141																																								
		<p>※ 処分者数は、県立学校等（事務局職員含む）及び市町村立学校（政令指定都市を除く）の人数</p> <p>※ 表中の（ ）内は、県立学校等処分者数で内数</p> <p>※ 服務監督責任により処分を受けたものを除く。</p> <p>※ 教育関係職員定数は、教育委員会事務事業の概要による。（平成27年度及び平成28年度は、政令指定都市含む。）</p>																																										
課 題	<ul style="list-style-type: none"> ・ わいせつな行為など懲戒免職となる重大な事案が減少していないため、教職員の遵法意識や当事者意識を高めることが課題である。 																																											
今後の対応方向	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今後も、わいせつな行為や体罰等の防止対策に重点を置き、職員啓発資料の内容を充実するとともに、教育委員会ネットワークを活用した教員への働きかけを通して、教職員一人ひとりの遵法意識や当事者意識の醸成を図る取組みを行っていく。 																																											

2 信頼に根ざした活力と魅力にあふれた学校づくり

① 小中一貫教育の推進

取組み1 小中一貫教育推進のための研修の実施	
実績・成果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 小中一貫教育サポートデスクを設置し、市町村教育委員会（政令市を除く）や公立小・中学校（政令市を除く）に指導主事を派遣した。「小中一貫教育推進ガイドブック」（平成30年度改訂）を基に、その重要性や取組事例等について周知した。 ・ 全市町村教育委員会を対象に研究協議会（年3回）を開催し、コミュニティ・スクール導入と一体に小中一貫教育を推進する地区の取組事例等を周知した。
課 題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村教育委員会（政令市を除く）による小中一貫教育の推進に際し、県教育委員会として、学校数や規模など、各市町村の実情に即した、きめ細かな支援を行っていくことが課題である。
今後の対応方向	<ul style="list-style-type: none"> ・ 引き続き小中一貫教育サポートデスクを設置し、市町村教育委員会（政令市を除く）等の個別の訪問や、市町村教育委員会（政令市を除く）担当者による研究協議会の開催をする中で、各市町村の実情に即した効果的な推進が図られるよう、必要な情報提供や助言等を行っていく。

② 県立高校改革の推進

取組み1 県立高校改革実施計画（全体） ⁶ 、同（Ⅰ期）及び同（Ⅱ期）の推進・普及	
実績・成果	<ul style="list-style-type: none"> 令和4年度入学生から実施される新学習指導要領への対応のため、県立高校改革実施計画（Ⅰ期）で研究指定している各指定校等において、実践的な研究等を実施した。 各指定校の研究協議会や研究成果発表会の充実に向けて3年間の計画を示し、年間3回以上のテーマ別研究協議会を実施することにより、指定校間で研究成果を共有する機会を設けることができた。 Ⅰ期計画に基づく再編・統合により、令和2年度に開校する4校の校名を決定した。 県立高校改革の取組みについて周知を図るため、リーフレットを209,800部作成し、県内のすべての国・公立中学生に配布した。
課題	<ul style="list-style-type: none"> 質の高い教育の充実に向けて、各指定校に対し継続的に支援を行うことが課題である。 Ⅱ期計画に基づく学科改編等を円滑に進めることが課題である。 県立高校改革の着実かつ円滑な推進に向けて、継続的に生徒、保護者等への周知・広報や卒業生、地域の方等への丁寧な説明を行うことが課題である。
今後の対応方向	<ul style="list-style-type: none"> 各指定校の研究の推進に向けて、連絡を緊密に取り合い、訪問し指導・助言するなどの支援を充実していく。 Ⅱ期計画に基づく学科改編等に向けて、準備委員会の開催や設置計画の策定など、準備を着実に実施していく。 県立高校改革の着実かつ円滑な推進に向けて、県立高校の魅力や改革の取組みを継続的に周知・広報するとともに、丁寧な説明を行っていく。

令和2年度開校に向けて再編・統合等に取り組んだ県立高校

統合後	統合前	統合後	統合前
横浜氷取沢高等学校	氷取沢高等学校	高浜高等学校 ※	高浜高等学校
	磯子高等学校		平塚商業高等学校（定時制）
横須賀南高等学校	横須賀明光高等学校	相模原弥栄高等学校	弥栄高等学校
	大楠高等学校		相模原青陵高等学校
平塚農商高等学校	平塚農業高等学校（全日制）		
	平塚商業高等学校（全日制）		

※高浜高等学校への定時制課程の移行

③ 県立特別支援学校の教育環境の整備

取組み1 県立特別支援学校の整備	
実績・成果	<ul style="list-style-type: none"> 横浜北部地域及び周辺地域の特別支援学校の過大規模化に対応するため、横浜市青葉区の旧県立中里学園跡地を活用し、あおば支援学校を新設した（校舎の新築工事及び体育館の改修工事を実施）。 西湘地域の特別支援学校の地域的課題に対応するため、令和3年度の開設を目指し、湯河原町において、小田原養護学校湯河原・真鶴方面分教室（仮称）校舎の新築工事に着手した。 特別支援学校の整備のあり方について、昨年度設置された「神奈川県の特設支援教育のあり方に関する検討会」において、引き続き検討した。
課題	<ul style="list-style-type: none"> 小田原養護学校湯河原・真鶴方面教室（仮称）開校後の地域と連携した学校運営や湯河原町有施設等の使用等の調整が課題である。

⁶ 県立高校改革実施計画（全体）

計画期間の全体にわたる改革内容とともに、今後の展望を示した計画。

今後の対応方向	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き湯河原町と協議し、地域とともにある学校づくりを進めていく。 「神奈川県の特例支援教育のあり方に関する検討会」の成果を踏まえ、今後の特例支援教育の充実を図っていく。
取組み2 スクールバスの運行	
実績・成果	<ul style="list-style-type: none"> 県立特別支援学校に通う児童・生徒の教育を受ける機会及び安全な通学を保障するため、116台（継続97台、更新13台、増車6台）のスクールバスの運行及び整備を実施した。 スクールバスの運行により、1,656人の児童・生徒の通学に寄与した。
課題	<ul style="list-style-type: none"> 卒業後の自立と社会参加に向け、自力通学を基本とする高等部知的障害教育部門の生徒のうち、自力通学が難しく保護者等が付き添って通学している生徒に対し、今後は学びの保障の観点からも、必要な通学支援を講じることが課題である。
今後の対応方向	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、障がいのある児童・生徒の教育を受ける機会及び安全な通学を保障するためのスクールバスの運行を行っていく。 高等部知的障害教育部門においては、路線バスによる通学にあたり、見守りがあれば通える生徒に対して、通学支援員の配置を充実していく。 障がいの状態により、通学支援員がいても公共交通機関での通学が難しい生徒には、スクールバスに乗車できるよう、座席配置の工夫や運行ルートの見直し、登校便を増車する。

④ 教員の働き方改革の推進

取組み1 学校経営アドバイザーの派遣	
実績・成果	<ul style="list-style-type: none"> 市町村（政令市を除く）における教員の働き方改革の取組みを支援するため、平成30年度に引き続き、県内5地区の小・中学校（モデル校5校）に学校経営アドバイザーを派遣した。 教員（総括教諭・教諭）の1日の平均学内勤務時間が、平成29年度調査と比べ、モデル校すべてにおいて減少した。また、教員一人当たりの1日の平均学内勤務時間では約35分減少するなど、働き方改革に寄与した。
課題	<ul style="list-style-type: none"> モデル校での取組みの成果を県内に広く還元していくことが課題である。
今後の対応方向	<ul style="list-style-type: none"> 成果報告書を公立小・中学校（政令市を除く）に発出するとともに、県のホームページに掲載し、活用を促進していく。
取組み2 神奈川の教員の働き方改革に関する指針の策定	
実績・成果	<ul style="list-style-type: none"> 教員が、心身ともに充実して子どもたちと向き合い、誇りとやりがいを持って職務に従事できる環境を整備するために、神奈川の教員の働き方改革検討協議会からの意見や国の動向を踏まえ、令和元年10月に、「神奈川の教員の働き方改革に関する指針」を策定した。 国の「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」の改正を受けて、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例」（以下「給特条例」という。）を改正するとともに、「県立学校の教育職員の業務量の管理に関する規則」を制定した。（令和2年4月1日施行） 「神奈川の教員の働き方改革に関する指針」を給特条例に位置付けるに当たり、時間外在校等時間の上限の設定等、所要の改正を行った。
課題	<ul style="list-style-type: none"> 指針に示した各取組みの効果検証の方法を定めることが課題である。 勤務時間の客観的な把握を行うため、勤務時間管理システムを導入する予定だが、システムが導入されるまでの間の勤務時間の把握が課題である。
今後の対応方向	<ul style="list-style-type: none"> 指針の取組みを実効あるものとするために、県及び市町村教育委員会の代表、校長会等の代表で構成される「神奈川県教職員人材確保・育成推進協議会」に「働き方改革部会」を新たに設置し、学校現場の声を聴きながら、各取組みの効果を検証していく。 勤務時間管理システムを導入するまでの間は、時間外登下校簿等を活用し、勤

	<p>務時間の把握を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> 学校と保護者・地域等がコミュニティ・スクールのしくみを活用するなど、連携を図り、「神奈川の教員の働き方改革に関する指針」や学校運営の基本方針を踏まえ、学校運営体制の構築に取り組む。
取組み3 外部人材の活用	
実績・成果	<ul style="list-style-type: none"> 業務アシスタント⁷については、県立学校全校配置を継続した上で、これまでの各校の業務アシスタント活用事例のうち、効果的な事例を取りまとめ、各校に周知した。 県立高校等延べ61校で「かながわハイスクール人材バンク」を活用し、サポートティーチャーや学校支援スタッフなどによる、学習支援や進路支援を行い、きめ細かな指導を実現するとともに、教員の業務負担の軽減を図ることができた。 教員の部活動指導に対する負担軽減のため、部活動の顧問となることができる部活動指導員を県立高校10校に配置した。 部活動指導員を配置した学校へのアンケートでは、顧問教員の部活動指導の負担感が79%に軽減された。
課題	<ul style="list-style-type: none"> 業務アシスタントの活用状況については、各校の実情が異なることから、配置の効果について差異があることが課題である。 かながわハイスクール人材バンクが、学校現場で更に有用な活用ができるようにするための学校のニーズと登録者のマッチングは、引き続き課題である。また、国庫補助金を活用した事業であるため、申請通りに国から補助がなされない場合に、十分な配置ができないことが課題である。 部活動指導員の配置による教員の負担軽減だけでなく、部活動の質的向上が課題である。 市町村立学校の教員については、授業や児童・生徒指導等、教員の本来業務だけで所定の勤務時間を超過していることが課題である。また、働き方改革の推進に有効であるとされるスクール・サポート・スタッフについて配置に至っていないことが課題である。
今後の対応方向	<ul style="list-style-type: none"> 業務アシスタントについては、継続的な教員及び業務アシスタント本人へのアンケート調査などにより、その効果を把握、検証する中で、各学校の実情を踏まえた配置の工夫をしていく。 今後も、学校のニーズと登録者のマッチングを工夫し、「かながわハイスクール人材バンク」を活用した教育支援を実施していく。また、国の動向を見据えながら、国からの予算が減少した場合は、国へ要望していく。 これまでの配置効果の検証結果をもとに、部活動指導員の配置校を15校に増やし、県立高校等の教員の一層の負担軽減を図るとともに、部活動指導員の配置効果を検証する中で質的向上について調査・研究していく。 市町村立学校における働き方改革を支援するため、「神奈川の教員の働き方改革に関する指針」に盛り込んだスクール・サポート・スタッフを新たに配置する。

有識者の意見

【大柱全体を通して】

- 神奈川県では、学校現場の一方の主役である教師の採用・育成等について、高校生の段階から、教職セミナーなどを通して、早期かつ多角的に行われており、採用試験の倍率も維持できていることから、引き続き努力していただきたい。

⁷ 業務アシスタント

教員以外の者でも対応可能な業務を行い、教員の事務的な業務をサポートする非免許職の第1号会計年度任用職員。

【中柱1－①について】

- 障がい者雇用の促進について、「神奈川県教育委員会障がい者雇用推進会議」において職場づくりに係る検討や「神奈川県教育委員会障がい者活躍推進計画」を策定するとともに、「神奈川県教育委員会サポートオフィス」を設置するなど、幅広い取組みによる雇用の促進を評価する。また、「高校生のための教職セミナー」から「かながわティーチャーズカレッジ」への接続に問題があるようだが、後者の方が、よりハードルが高そうに見えることと、前者によって分かった気になってしまう高校生もいるのかもしれない。教職は、厳しい目にさらされがちであることから、厳しい現実を知らせる必要もあるが、やはり夢のある仕事であることを前面に出すなど、工夫いただきたい。

【中柱1－②について】

- 不祥事防止の取組みは工夫されており評価できるが根絶には至らないので、教職員一人一人の教師としての自覚と意識を高める取組みをしていく必要がある。

【中柱2－①について】

- 小中一貫教育の取組みについて未だに保護者への周知が十分とは言えず、更なる周知の工夫や保護者への理解を考慮する必要がある。

【中柱2－②について】

- 県立高校改革の推進において、周知に工夫が見られ評価できる。また、再編・統合については丁寧な周知を継続して行う必要がある。

【中柱2－③について】

- 特別支援学校を必要とする児童・生徒が増加する中、特別支援学校の整備やスクールバスの運行も重要である。様々な障がいのある児童・生徒や医療的ケアを要する児童・生徒が増加する中、今後に向けた十分な教育環境の整備を期待する。

【中柱2－④について】

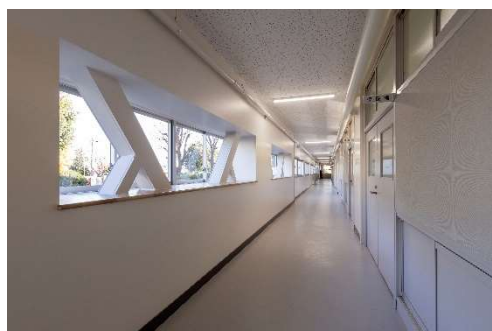
- 教員の働き方改革についても、成果を上げている。学校経営アドバイザーや外部人材の活用などについては重要な取組みであり、「教員の働き方改革検討協議会」による「神奈川の教員の働き方改革に関する指針」の策定は大きな成果だが、そこに止まらず、引き続き、種々の場で教員の「誇りとやりがい」について議論を深めていただきたい。また、保護者や地域と連携しコミュニティ・スクールなどを活用しながら、教員が「働き方改革」を自覚できるような体制を構築していくことを期待する。

VII 県立学校の教育環境の改善

1 豊かな学びを実現する教育環境の整備

① 校舎等の耐震補強・老朽化対策等の実施

取組み1 「県立学校施設再整備計画」(新まなびや計画) ¹ に基づく県立学校の環境整備	
実績・成果	<ul style="list-style-type: none"> 県立学校において、子どもたちの安全を確保し、安心して快適に過ごせる環境整備を進めるため、「県立学校施設再整備計画」(新まなびや計画)に基づき、耐震化対策や老朽化対策、トイレ環境改善など総合的な施設整備を実施した。 耐震化対策については、県立光陵高等学校など13校において耐震化工事が完了し(県立高校等の耐震化率79%:令和2年4月1日現在)、併せて県立二俣川看護福祉高等学校など12校において老朽化対策を実施した。 トイレ環境改善については、県立神奈川工業高等学校など83校の整備工事を実施し、各学校において1棟以上の整備が完了した。 空調設備の整備については、県立磯子工業高等学校など10校において令和2年度工事の設計を実施した。
課題	<ul style="list-style-type: none"> 耐震化対策や老朽化対策等を計画に則り、継続的に実施していくことが課題である。
今後の対応方向	<ul style="list-style-type: none"> 耐震化対策については、小規模な補強が必要な校舎等約200棟について、計画第2期末の令和5年度までに耐震化を実施することとしており、令和2年度は31校で耐震化工事を進めていく。 老朽化対策については、計画第2期末の令和5年度までに、耐震化対策と併せた施設の長寿命化を、計画第2期・3期では、給排水管更新等、総合的な施設の長寿命化対策を進めていく。 トイレ環境改善については、計画第2期末の令和5年度までにすべての校舎等を整備していく。 空調設備の整備について、高校は生徒の使用頻度が高い特別教室を、特別支援学校は特別教室・体育館を対象とし、整備工事を進めていく。



鉄骨ブレース等による耐震化工事後の校舎

② 実験・実習等に係る設備の整備

取組み1 実験・実習等に係る設備や備品の整備	
実績・成果	<ul style="list-style-type: none"> 専門高校の備品の現状把握に努め、備品整備計画を進めた。特に老朽化が著しいドラフターや油圧ショベル等を優先的に更新することにより、安全で効率的な実習が実現できた。
課題	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、計画的な整備を行っていくことが課題である。

¹「県立学校施設再整備計画」(新まなびや計画)

まなびや計画で残された課題である、小規模な耐震補強が必要な校舎等の耐震化、総合的な老朽化対策及びトイレの洋式化等の整備等について、県立高校改革実施計画と整合を図り、平成28～令和9年度の12年間(第1期は平成28～令和元年度、第2期は令和2～5年度、第3期は令和6～9年度)に、概ね1,500億円の事業規模により取り組んでいく。

今後の対応方向	<ul style="list-style-type: none"> 各専門高校における備品の耐用年数と老朽化や使用状況、新学習指導要領を踏まえた必要性等を精査し、今後使用する備品や新たに必要とする備品の整備を計画的に進めていく。 自校の実習設備の整備に加え、産業現場における長期間の実習での設備の活用など、外部機関との連携を深めた取組みについて、引き続き推進していく。
取組み2 地域と連携した実習	
実績・成果	<ul style="list-style-type: none"> 商品開発や販売実習、ものづくりなど、各専門高校が、それぞれの産業の特性を生かし、地域の企業や自治会等と連携することにより、生徒の活動の場を広げることができた。
課題	<ul style="list-style-type: none"> これまで以上に生徒の活動の場を広げるため、より多くの受入企業の確保が課題である。
今後の対応方向	<ul style="list-style-type: none"> デュアルシステムなどの地域の企業等と連携した実習の推進に向け、「県立高校生学習活動コンソーシアム」の参加企業等に実践事例の紹介をするとともに、実習の受入れなどについて積極的に働きかけていく。

③ 災害に備えた整備

取組み1 災害に備えた物品等の整備	
実績・成果	<ul style="list-style-type: none"> 避難所の指定の有無にかかわらず、県立学校に地域住民が避難してくることを想定し、市町と協議し、避難者への対応や市町への連絡方法等の初動体制の整備に取り組んだ。 県立学校の全教職員及び県立特別支援学校の児童・生徒のための備蓄食料合計9食分(3日分)について、令和元年度中に期限切れとなる1.8食分を更新した。 県立学校へ災害時用トイレを7年間で計画的に整備しており、5年目の令和元年度は対象となる138校へ整備を行った。
課題	<ul style="list-style-type: none"> 大規模地震だけでなく風水害にも対応できるよう、体制を整備していくことが課題である。 各学校の状況に即し、必要な物品を把握し、整備していくことが課題である。
今後の対応方向	<ul style="list-style-type: none"> 近年の災害の特性にも対応できるよう、市町と協議、連携し、初動体制の整備等をさらに進めていく。 災害時に県立学校において必要となる物品について、引き続き、更新、整備を行っていく。

2 効率的で主体的な学校運営の推進のための教育環境の改善

① ICT環境の整備

取組み1 校務用パソコンの整備	
実績・成果	<ul style="list-style-type: none"> 教員の業務負担軽減のため、常勤教員1人につき校務用パソコン1台の配備を持続できるよう、ノートパソコン2,864台を配備し、計画的な更新を進めた。
課題	<ul style="list-style-type: none"> 令和2年度以降耐用年数が経過する校務用パソコンについて、引き続き計画的に更新を行っていくことが課題である。
今後の対応方向	<ul style="list-style-type: none"> 常勤教員が使用する校務用パソコンを引き続き計画的に更新していく。 全県立学校に配置している業務アシスタントについて、使用状況を勘案して校務用パソコンの配備を行い、更なる教員の負担軽減を図っていく。 ICT支援員の配置など、機器やネットワークの管理に係るサポート体制を整備していく。 多様化する情報化社会に対応した総合的な情報政策の推進を図る「県教育委員会高度情報化推進会議」等において、ICTを活用した学校運営の効率化等について引き続き検討していく。

取組み2 ネットワークセキュリティー機能強化	
実績・成果	<ul style="list-style-type: none"> ネットワークトラブル発生時の教員業務の負担を軽減するため、ネットワーク機器を更新した。 ホームページ作成・更新作業を簡略化し、教員の業務負担を軽減するために、CMS²を段階的に導入したことで、172校中136校（令和2年3月末時点）でホームページのCMS化が図られている。
課題	<ul style="list-style-type: none"> 導入校においても、CMSの操作に慣れていない教員がいるため、教員に知識や具体的スキルを習得させることが課題である。
今後の対応方向	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、CMSの操作研修を教員に行うことで、ホームページ更新等に掛かる作業時間を短縮し教員の負担軽減を図っていく。

有識者の意見

【大柱全体を通して】

- 全体的に、教育環境の整備については、課題を把握し、計画的に取り組まれているが、財政状況から、実施に向けて大変苦勞していることがうかがえる。児童・生徒が安全・安心で快適な教育環境の下、学校生活を送ることを考えると、今後も総合的な施設設備の改善を継続的に行うことが必要であり、予算面において一層の努力が求められる。

【中柱1－①について】

- 大規模な耐震補強工事や緊急を要する老朽化対策工事は既に完了し、その他の耐震工事や老朽化対策等についても「県立学校施設再整備計画」（新まなびや計画）に基づいて、着実に実施されてきたと判断している。しかし、厳しい財政状況から、計画に沿って進めることが課題となっている。

【中柱1－②について】

- 今後の生徒数の減少に対応し、教育環境・設備に優れた私立学校にも負けない県立学校の魅力を発信し続けることはますます重要と考えられる。例えば専門高校では、最新の実習・実験設備の整備はもとより、外部機関での多様な実習機会を提供するなど、教育環境面における工夫は継続していただきたい。専門高校では備品の耐用年数、老朽化への取組み、地域企業との連携等の課題がある。計画的な整備と企業・大学等とのコンソーシアムの有効活用を期待する。

【中柱2－①について】

- ICT環境の整備については、常勤教員一人につき校務用パソコン1台が配備されたことやネットワーク機器が更新されたことを評価する。パソコンについては教員の業務負担軽減となり、本来の教科指導、授業準備等に専念することができるようになった。結果として質の高い授業を行い、生徒と向き合う時間が生じ、円滑な学校運営に携わることになり、教員の働き方改革にも繋がる。しかし、機器の導入とともに機器・ネットワーク管理対応等のサポート体制（専門職員の配置、ヘルプデスクへのTV会議システムによる問合せ体制など）を併せて整備することが肝要である。学校横断でICT技術活用推進プロジェクトを設置し、ICTの専門家も交えた、学校運営の効率化や連携強化策の研究・検討を行うことも考えてみてはどうか。

² CMS（コンテンツ・マネジメント・システム）

ホームページなどのウェブコンテンツを構成するテキストや画像、レイアウト情報などを一元的に保存・管理し、サイトを構築し、編集するソフトウェアのこと。

文化芸術・スポーツの振興

1 かながわの魅力ある歴史・文化芸術等の充実と継承・発展

① 文化財保護の充実

取組み1 国・県指定文化財等の保存修理・整備に対する補助	
実績・成果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 貴重な文化財を次世代に確実に継承するため、市町村及び所有者等が行う国・県指定文化財等の保存修理・整備等に対する補助を40件実施した。 ・ 県指定重要文化財の指定をした。 「小田原市中里遺跡の弥生時代中期出土品」 「木造薬師如来立像（秦野市）」（鎌倉時代）
	 
	<p style="text-align: center;">県指定重要文化財 小田原市中里遺跡の 弥生時代中期出土品（写真は小田原市提供）</p> <p style="text-align: center;">県指定重要文化財 木造薬師如来立像</p>
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今後、建造物等の保存修理・耐震対策など高額な補助事業の要望も想定されるため、長期的な対応の検討が課題である。 ・ 県内における貴重な文化財の保護を図るため、県指定にふさわしい候補物件を選定するにあたり、現状で未指定の文化財や市町村指定文化財の再検討が課題である。
今後の対応方向	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指定文化財の保存継承を図るため、市町村及び所有者等が行う保存修理・整備等に対し、引き続き補助を実施していく。また、文化財所有者や市町村と十分な協議のうえで、適切な補助のあり方について引き続き検討していく。 ・ 近現代など新しい時代の物件も視野に入れながら、県指定文化財候補の選定を進めていく。
取組み2 文化財保護の普及啓発	
実績・成果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 文化財保護意識の高揚と啓発を図るため、縄文時代から弥生時代の移行期に暮らした人々の文化・社会をテーマに、「かながわの遺跡展」を県立歴史博物館と綾瀬市教育委員会との共催により実施した。 ・ 文化財保護意識の醸成を図るため、県内の中学生を対象とした文化財保護ポスター事業を実施した。（応募作品469点）
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「かながわの遺跡展」については、利用者の多様なニーズに応えるため、魅力あるテーマを設定していくことが課題である。 ・ 文化財保護ポスターの事業については、減少傾向にある応募数への対応が課題である。
今後の対応方向	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「かながわの遺跡展」については、引き続き市町村の関係組織との連携や積極的な情報発信を行うとともに、アンケート結果の検討を踏まえて展示内容に対する満足度の一層の向上を図っていく。 ・ 文化財保護ポスターについては、応募数の減少した地域や少ない地域に積極的

	な働きかけを行うほか、応募の増加につながる対応策を検討していく。
取組み3 民俗芸能記録保存調査事業	
実績・成果	・ 貴重な民俗文化財が失われないよう、平成30年度から3年をかけて現状等を記録する「民俗芸能記録保存調査（鹿島踊）」を実施した。また、調査対象の保存団体代表者向けに中間報告会を実施した。
課題	・ 次期記録保存調査の対象候補の検討が課題である。
今後の対応方向	・ 鹿島踊調査について、調査結果を整理し、報告書を作成していく。また、次期調査対象については、緊急性・希少性・広域性などの観点から、専門家の助言も得ながら検討し決定していく。

指定の状況（令和2年4月1日現在）

区分	有形文化財	無形文化財	民俗文化財	記念物	合計
国指定	347	1	8	72	428
県指定	253	0	48	88	389
合計	600	1	56	160	817

登録の状況（令和2年4月1日現在）

区分	件数
登録有形文化財	262
登録有形民俗文化財	1
登録記念物	9
合計	272

② 「鎌倉」の世界遺産登録の再推薦

取組み1 「鎌倉」の世界遺産登録の再推薦に向けた取組み	
実績・成果	・ これまで行ってきた「鎌倉」文化遺産比較研究の成果を取りまとめた冊子に、国際共同研究の成果を新たに加えて増刷した。 ・ 現状においては新たなコンセプトの構築にはさらに時間を要することから、「鎌倉」の世界遺産登録を中長期的な目標とし、令和2年度から当面の間、これまで共同で行ってきた推薦書案の作成に係る活動については休止することを4県市で決定した。
課題	・ 中長期的な世界遺産への再推薦・登録を目指し、新たなコンセプトの構築に結び付く調査研究及び情報収集の実施が課題である。
今後の対応方向	・ 市が行う調査研究を支援していくとともに、引き続き国等からの情報収集を行っていく。 ・ 文化財保護ポスター事業における「世界遺産を目指す鎌倉」部門を今後も継続するなど、引き続き県民への普及啓発活動を実施する。
取組み2 「鎌倉」の貴重な文化遺産の修理・修繕に対する補助	
実績・成果	・ 「鎌倉」の世界遺産登録再推薦に備えるため、国重要文化財「鶴岡八幡宮摂社若宮」などの新たな構成資産になり得る重要な文化財の保存修理事業について、重点的な県費補助を実施した。 ・ 新たな構成資産となり得る重要な文化財に対する重点的な県費補助を行った結果、文化財の効果的、計画的な修理、修繕を実施することができ、文化遺産の保存と活用に寄与した。
課題	・ 「鎌倉」の世界遺産登録の再推薦のために必要な文化遺産を適切に保護、継承するため、史跡「名越切通」など新たな構成資産となり得る重要な文化財の整備の継続が課題である。
今後の対応方向	・ 引き続き、整備事業への県費補助を行っていく。

2 健康で豊かな生活の実現とスポーツの振興

① 学校における食育の推進

取組み1 栄養教諭 ¹ の配置・活用による食育の推進	
実績・成果	<ul style="list-style-type: none"> 学校における食育の推進のため、公立学校の栄養教諭や食育担当者を対象に、指導力向上を図る研修講座12講座、情報共有のための連絡会4回を開催した。 学校における食育推進研修講座の受講者の99.2%が、食育推進のために必要な知識の理解が深まったと回答していることから、栄養教諭等の指導力を向上させることができた。
課題	<ul style="list-style-type: none"> 受講者の経験や求められる知識・技能について、ニーズに応えた研修を実施することが課題である。
今後の対応方向	<ul style="list-style-type: none"> 食育の効果的な実施のため、引き続き各種研修講座等の内容を工夫改善することで、受講者のニーズに応じていく。
取組み2 給食での現地産物の利用拡大	
実績・成果	<ul style="list-style-type: none"> 公立学校において、「かながわ学校給食地場産物利用促進運動²」や「かながわ産品学校給食デー³」を実施し、地産地消の学校給食を推進した。 地産地消の奨励と学校給食のイメージアップを図るため、公立小・中学校及び公立特別支援学校を対象に「かながわ学校給食夢コンテスト⁴」を実施した。(応募件数767件前年比459件増)
課題	<ul style="list-style-type: none"> 学校給食での地場産物の利用拡大が課題である。
今後の対応方向	<ul style="list-style-type: none"> 学校給食での地場産物活用の情報提供により、一層の利用拡大を図っていく。 引き続き、「かながわ学校給食夢コンテスト」を実施していく。

② 健康・体力づくりの推進

取組み1 「子ども☆キラキラプロジェクト ⁵ 」の推進	
実績・成果	<ul style="list-style-type: none"> 子どもの体力・運動能力の向上や運動習慣の確立、生活習慣の改善を図るため、「子ども☆キラキラプロジェクト」の一環として、体力向上キャラバン隊や体力向上サポーターの派遣(28校)、トップアスリートによるスポーツ教室(8校)などを実施した。 体力向上や体力テストの指導ポイントを盛り込んだ、指導用DVDを作成した。 「令和元年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査(スポーツ庁)」の本県結果は、体力の指標となる体力合計点について、全対象で全国平均値を下回っているが、政令市を除く県域の中学2年生男子の体力合計点が、本調査開始以来、初めて全国平均値を上回った。
課題	<ul style="list-style-type: none"> 「子ども☆キラキラプロジェクト」の取組みを体力合計点の結果につなげることが課題である。

¹ 栄養教諭

学校教育法で、児童・生徒の栄養の指導と管理をつかさどることとされており、学校での食育指導と給食管理を一体的に行っている。

² かながわ学校給食地場産物利用促進運動

地場産物を給食により一層取り入れてもらうため、公立学校での積極的な利用を働きかけている。

³ かながわ産品学校給食デー

かながわ学校給食地場産物利用促進運動の取組みとして、学校給食に県産食材を使用し、食育指導を行う日を設けるよう公立学校に働きかけており、多くの学校がこの取組みに参加している。

⁴ かながわ学校給食夢コンテスト

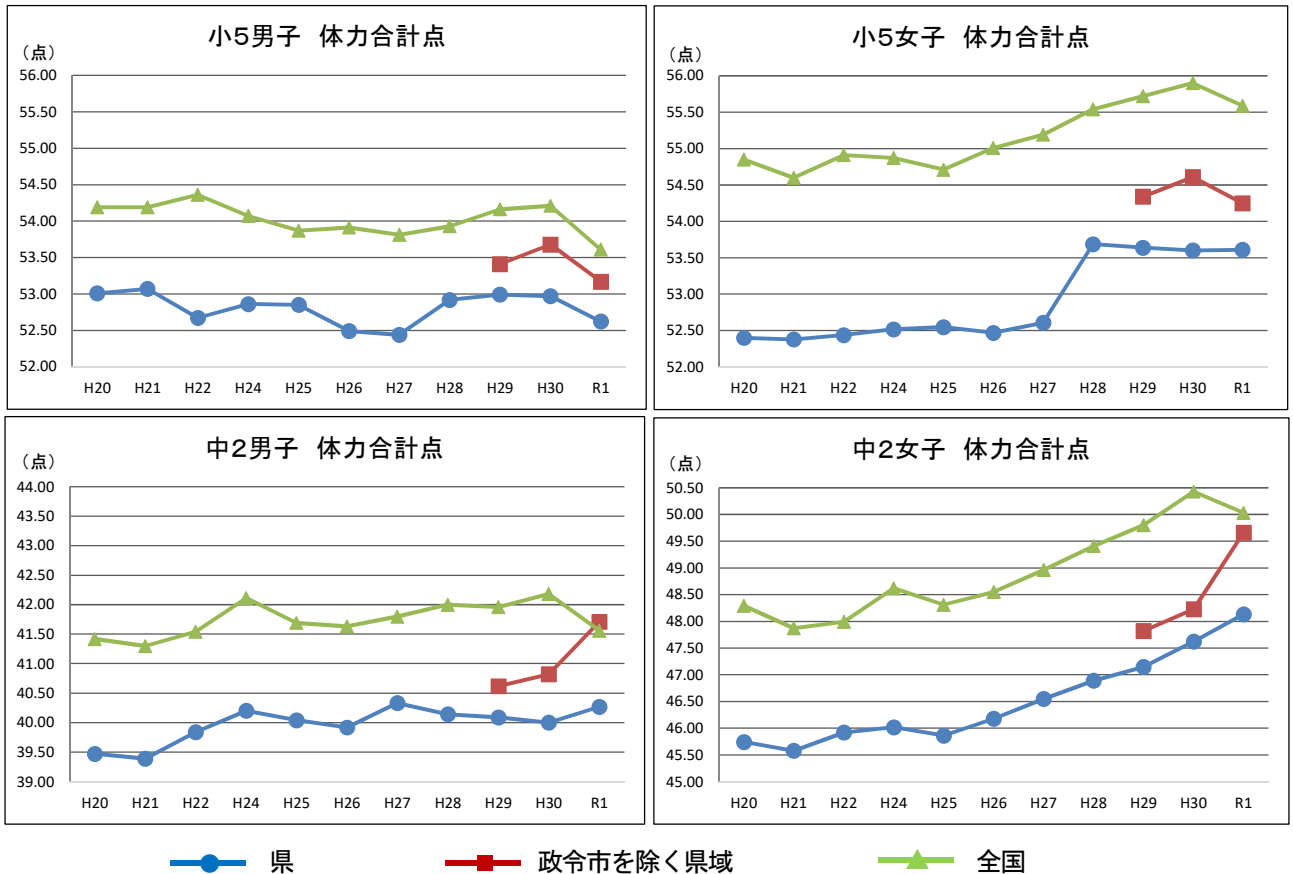
学校給食のイメージアップと食育の推進を目的として、公立小・中学校及び公立特別支援学校を対象に「学校の献立」と「夢の献立」の2部門で給食メニューの募集を行い表彰する。平成30年度から実施。

⁵ 子ども☆キラキラプロジェクト

子どものころから未病を改善する基礎づくりの取組みの一環として、子どもの体力・運動能力の向上や運動習慣の確立、生活習慣の改善を目指し、「体力向上キャラバン隊」や「体力向上サポーター」の派遣、トップアスリートによるスポーツ教室の開催、運動習慣カードの配付など様々な取組みを行っている。

<p>今後の対応方向</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童が自己の体力・運動能力を最大限発揮する体力テストの実施等を支援する「体力向上キャラバン隊」や「体力向上サポーター」など、「子ども☆キラキラプロジェクト」の取組みを工夫改善し、実施することで、本県児童の体力向上につなげていく。 ・ 作成したDVDを公立小・中学校に配付するとともに、全県指導主事会議等において、その活用を周知徹底していく。 ・ 体力つくりの取組みを研究協議する「健康・体力つくり推進フォーラム」で、大学教授等の学識経験者の助言を得て課題の解決に取り組んでいく。
-----------------------	---

「令和元年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査（スポーツ庁）」の本県（公立小・中）結果



「令和元年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査（スポーツ庁）」より作成

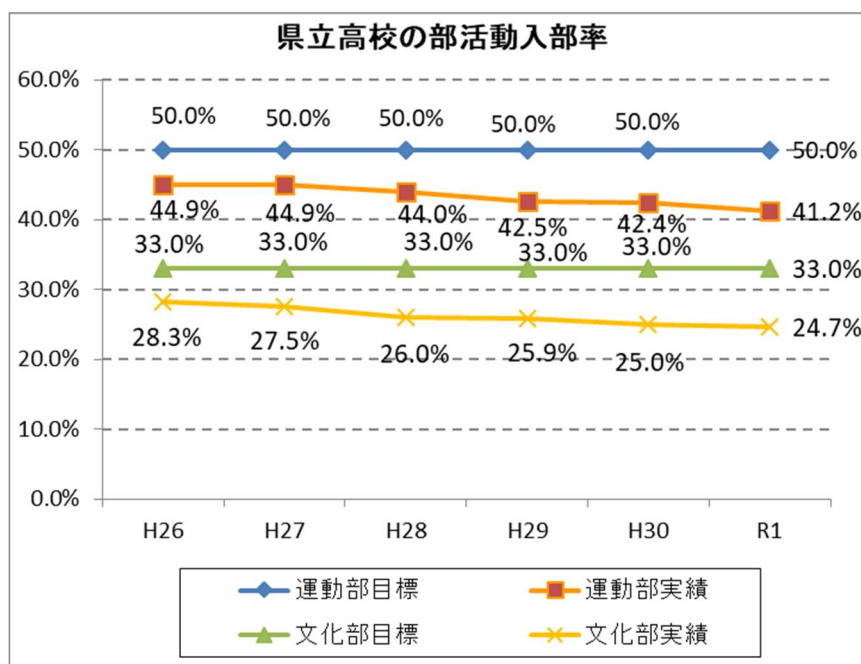
③ 部活動の活性化と適切な運営

<p>取組み1 「かながわ部活ドリームプラン21 versionⅢ⁶」の推進</p>	
<p>実績・成果</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 参加した誰もが満足でき、より多くの生徒が参加できる部活動を目指し、部活動の活性化を図るため、「かながわ部活ドリームプラン21 versionⅢ」の取組みの一環として、安全対策支援指導者派遣（14校）や強化支援指導者派遣（6校）を実施した。 ・ 県立高校全日制の入部率は、平成30年の67.4%から65.9%にやや減少した。
<p>課題</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 入部率が減少傾向となっていることから、部活動のあり方を検討することが課題である。

⁶ かながわ部活ドリームプラン21 versionⅢ

「自主的・自発的な部活動を通じた人づくり」を基本方針に、「参加した誰もが満足できる部活動」「より多くの生徒が参加できる部活動」をめざし、「環境整備の推進」「指導体制の充実」「参加促進」の3つの観点から、外部指導者の派遣や優れた成績を収めた部の表彰、指導者の資質向上を図る研修会、学校体育団体への補助など様々な取組みを行っている。

今後の対応方向	<ul style="list-style-type: none"> 令和3年度に向けて、部活動の活性化や入部率だけでなく、誰もが満足できる部活動を目指し、新たな事業を検討していく。
----------------	--




高校教育課・保健体育課取りまとめ資料より作成

④ がん教育の推進



取組み1 がん教育指導者研修講座	
実績・成果	<ul style="list-style-type: none"> がん教育の指導者としての理解を深めるため、公立学校教員等を対象とした「がん教育指導者研修講座」を2回実施した。 受講した教員の97.1%が、がん教育の今後の課題と取組みについて理解することができたとアンケートに回答していることから、指導者としてのがん教育の理解を深めることができた。
課題	<ul style="list-style-type: none"> 中学校における新学習指導要領の全面実施、高等学校における令和4年度入学生以降の実施に向け、授業における指導力向上が課題である。
今後の対応方向	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き指導者研修を継続し、指導力の向上が図られるよう、研修内容を充実させていく。
取組み2 がん教育モデル事業	
実績・成果	<ul style="list-style-type: none"> がん教育のモデル事業の実践を通じて、外部人材を活用したがん教育の授業のイメージをつかむため、公・私立の小・中・高等学校の教員を対象に、研究授業を実施した。 受講した教員の88.1%が、実践的な理論や技術が身に付き今後の職務に生かされるとアンケートに回答していることから、外部講師を活用したがん教育の授業について理解を深めることができた。
課題	<ul style="list-style-type: none"> 学習指導要領の実施に向け、外部講師を確保し、活用体制を充実することが課題である。
今後の対応方向	<ul style="list-style-type: none"> がん・疾病対策課と連携し、外部講師のリスト化を進めることにより、外部講師の活用体制を充実させ、外部講師を活用したがん教育を一層推進していく。

⑤ スポーツ振興の拠点の整備

取組み1 県立体育センター及び県立総合教育センターの再整備	
<p>実績・成果</p>	<ul style="list-style-type: none"> 県立体育センター等の再整備について、PFI事業及び県直営事業の2つの手法により施設整備を進め、スポーツ関連施設については、令和2年1月末に工事を完了し、令和2年度の供用開始とスポーツ局への移管に向け整備を進めることができた。 総合教育センター棟については、令和3年4月の供用開始に向けて、PFI事業により整備を進めている。
 <p>県立体育センター※ スポーツアリーナ2</p>	
<p>課題</p>	<ul style="list-style-type: none"> 令和2年度にスポーツ関連施設が供用開始する中、同じ敷地内で総合教育センター棟の工事は継続中であるため、スポーツセンターの利用者の安全を確保しながら工事を円滑に進めることが課題である。
<p>今後の対応方向</p>	<ul style="list-style-type: none"> スポーツ関連施設の利用者の安全確保を図りながら工事が進められるよう、適時・適切にPFI事業者との調整を実施する。

※ 県立体育センターは令和2年4月に県立スポーツセンターと名称が変わりました。

県立体育センター及び県立総合教育センターの再整備のスケジュール

		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
内容	PFI方式					4月 総合教育センター棟 供用開始予定
	県直営方式				4月 スポーツセンター 供用開始	
		<p>新築等建物の設計・施工</p>				
		<p>陸上競技場スタンド改築工事 スポーツアリーナ設備改修工事</p>				

⑥ 学校におけるオリンピック・パラリンピック教育の推進

取組み1 オリンピック・パラリンピック教材の活用	
<p>実績・成果</p>	<ul style="list-style-type: none"> 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会（以下「東京2020大会⁷」）に向け、児童・生徒がスポーツに対する関心と理解を深め、その価値や意義を感じるため、「かながわオリンピック・パラリンピック教育学習教材」を活用した教員研修を開催した。受講した教員の95.3%が、具体的な指導法が理解できたと回答しており、教材を活用した指導力を向上することができた。
<p>課題</p>	<ul style="list-style-type: none"> 「かながわオリンピック・パラリンピック教育学習教材」を活用した授業実践の拡大が課題である。
<p>今後の対応方向</p>	<ul style="list-style-type: none"> 東京2020大会の開催に向けて、授業での一層の活用を推進するとともに、大会終了後に、そのレガシーを継承する取組みとして、「かながわオリンピック・パラリンピック教育学習教材」の改訂を検討していく。 東京2020大会の開催に向けて、全ての県立学校において、オリンピック・パラリンピックに係る「1校1プログラム」を各校で計画し実施する。

⁷ 東京2020大会

大会の名称については、東京2020組織委員会とIOC（国際オリンピック委員会）間において「東京2020オリンピック・パラリンピック競技会」を継続することが合意されている。

取組み2 「かながわパラスポーツ ⁸ 」の普及・促進	
実績・成果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童・生徒及び教員のスポーツに対する意識と技能の向上のため、県立特別支援学校でスポーツ教室を計118回実施した。 ・ スポーツ教室に地域の小・中・高等学校の児童・生徒及び住民の方々が1,177名参加した。 ・ 県立特別支援学校全校にソフトフロアホッケーやペガールボール等のパラスポーツ用具を整備した。 ・ 「かながわパラスポーツ」の理解促進のため、県立高校の生徒を対象にパラスポーツの体験授業を3校で実施した。 ・ 体験授業に参加した生徒の76.8%が、今後もパラスポーツに関わってみたいと回答しており、「かながわパラスポーツ」の理解促進が図られた。 ・ 子どもたちにオリンピック・パラリンピックの会場観戦を通して、スポーツの素晴らしさを体験し、一生の財産として心に残る機会を提供するため、学校連携観戦チケットについて、組織委員会と調整した。
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各学校の取組みによってこれまで蓄積されたノウハウが他校に十分に共有されていないことが課題である。 ・ スポーツ教室の実施回数や地域の参加者を増加させることが課題である。
今後の対応方向	<ul style="list-style-type: none"> ・ これまでのスポーツ教室の取組事例を集約し、県立特別支援学校の教員が集まる会議において、学校間で共有することによって、スポーツへの関心が高まるようなスポーツ教室を実施していく。 ・ 「かながわパラスポーツ」の具現化として行ってきた県立高校のパラスポーツ体験授業は、当初の計画どおり、令和元年度で終了する。実施した体験授業の内容を、ホームページで発信し、共有していく。 ・ 東京2020大会の開催の時期を踏まえ、県立特別支援学校については、学校連携観戦チケットの一部経費を県が負担して一括購入し、市町村立学校については、学校連携観戦チケットの購入費用の一部を補助するよう対応を図っていく。

有識者の意見

【大柱全体を通して】

- 教育ビジョンに示された“かながわの魅力ある歴史・文化の保護や継承等”については、文化財関係など、市町村への支援や普及等、県としての重要な役割を果たしている。
また、“健康で豊かな生活の実現とスポーツの振興”については食育、給食、体力づくり等の視点から、多くの取組みが継続的に行われ、成果を上げている。しかし、今回の新型コロナウイルスの関係で、東京オリンピック・パラリンピックを始め、多くのスポーツの大会が延期となり、子どもたちのスポーツへの関心や意欲の低下が懸念される。今後も教材を用いたオリンピック・パラリンピック教育の推進が必要である。

【中柱1-①について】

- 文化財の保存・修理については、熱心に行われているが、県民がそれらの意義や重要性を理解し尊重するよう働きかけるなど、生涯にわたる自分づくりの支援となる取組みがなされるよう期待する。ポスター事業については、応募作品数が大幅に減少しているようだが、中学生への文化財への意識付けに有効な事業なので注力してほしい。

【中柱1-②について】

- 「鎌倉」の世界遺産登録が中長期的な目標になり、また推薦書案の作成活動が休止したため、県

⁸ かながわパラスポーツ

本県ではパラスポーツを「障がいのある人がするスポーツ」という考えから一歩進め、すべての人が、自分の運動機能を生かして、同じように楽しみながらスポーツを「する」、「観る」、「支える」と捉え、取組みを進めている。

民の関心が薄れ、支援や協同に影響し、登録が更に遅延する可能性がある。県民への周知が不足しているため、登録実現に向けてのPRを積極的に行うとともに、継続して文化遺産の保護や整備の継承が求められる。

【中柱2-①について】

- 栄養教諭等の研修や連絡会を実施し、食育の推進を図ったことを評価する。給食デーや夢コンテストは、食育教育の具体的な取組みの柱になることは間違いないだろう。今後も拡充してほしい。

【中柱2-②について】

- 健康・体力づくりについては子どもの体力・運動能力の向上を図り、継続的に行ってきたプロジェクトや、新しい指導用DVDの効果か、初めて中学2年生の男子が全国平均を上回ったことを評価する。今後も大学や民間企業・団体などと連携して積極的に取組みを進め、他の学年も向上するよう期待する。

【中柱2-③について】

- 学校生活を充実させる活動の一つとして、部活動は有意義なものであるが、教員の負担などの課題もある。部活動に入る楽しさなどを伝え、生徒が自発的に加入していく環境づくりが求められる。

【中柱2-④について】

- がん教育については、今後の学習指導要領の実施に向け、公立学校教員の指導者研修会やがん教育のモデル事業を実施したこと等、多くの有益な教育活動が行われてきたことを評価する。がんは若いほど病の進行も速いので、生徒に正しい知識を持ってもらうことが必要である。そのためにも指導者の育成は重要と考える。また外部講師の活用も有効なので拡充してほしい。

【中柱2-⑤について】

- 県立体育センターがスポーツセンターと改称し、令和2年度から施設の利用が開始される。施設の充実が県民の文化的暮らしの向上につながる。神奈川のスポーツ振興の拠点として大きな役割を果たすことを期待する。

新型コロナウイルス感染症への県教育委員会の対応について

県内で国内初となる感染者が確認された令和2年1月16日以降、県教育委員会では文部科学省の通知等に基づき、新型コロナウイルス感染症への対応について、次のとおり県立学校・市町村教育委員会及び県立社会教育施設への周知、徹底を図ってきたところですが、今後も継続して、情勢に応じた対応を図ってまいります。

1 令和元年度の対応

(1) 県立学校及び市町村立学校への対応について

- 1月16日に、県内で国内初となる感染者確認の報告を受け、手洗い、うがい、咳エチケット等の、通常の感染症予防対策を確認するほか、児童・生徒等の健康観察を強化することなどを、県立学校に通知するとともに、全市町村教育委員会にも同様の対応を依頼した。
- 1月24日に、文部科学省から、新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する対応について通知があり、同通知の内容を踏まえ、引き続き、手洗い、うがい、咳エチケット等、感染症対策の適切な対応をとるとともに、「神奈川県新型コロナウイルス肺炎、専用ダイヤル」開設の周知などを、県立学校に通知するとともに、全市町村教育委員会にも同様の対応を依頼した。
- 1月28日に、文部科学省から、新型コロナウイルス感染症の「指定感染症」への指定を受けた学校保健安全法上の対応について通知があり、同通知の内容を踏まえ、当該感染症に罹患した児童・生徒等があるときは、治癒するまで出席停止とできることなどを、県立学校に通知するとともに、全市町村教育委員会にも同様の対応を依頼した。
- 2月5日に、文部科学省から、高等学校入学者選抜等について、必要に応じ志願者や保護者に新型コロナウイルスに関する情報提供等に努めることや、感染者又は感染が疑われる者への受検機会を確保する観点から追検査の実施などについて検討を依頼する旨の通知があり、同通知の内容を、県立学校に周知するとともに、政令市を除く市町村教育委員会にも周知を依頼した。
- 2月6日に、入学者選抜等で県立学校への来校者が増加することなどを踏まえ、手洗い、うがい、マスクを着用しての咳エチケットなどの感染症予防対策の再度の確認、児童・生徒等の健康観察の引続きの実施、また、来校者等への対応として玄関等への消毒液設置などの衛生管理に努めることなどについて、県立学校に通知した。
- 2月12日に、令和2年度の高等学校入学者選抜等において、2月に実施する検査の志願者が新型コロナウイルス感染症と診断されるなどして、2月の検査を受検できない状況が生じた場合には、希望者に対して3月に追加の検査を実施することとし、その旨を記者発表した。
- 2月18日に、文部科学省から、手洗いや咳エチケットなどの基本的な感染症対策を徹底すること、日常の健康管理や発熱等の風邪の症状が見られる場合の対応など、学校における新型コロナウイルス感染症対策のポイントをまとめた通知があったことから、同通知の内容を、県立学校に周知するとともに、政令市を除く市町村教育委員会にも周知を依頼した。
- 2月21日に、新型コロナウイルスの感染拡大が懸念されていること、航空機等での移動は渡航生徒の健康が憂慮されることから、令和2年3月中に実施を予定していた、姉妹校交流や海外派遣などの事業を中止することとし、県立高等学校あて通知した。

- 2月21日に、文部科学省から、2月5日に県立学校等に周知した、高等学校入学者選抜等における新型コロナウイルス感染症への対応について、都道府県衛生部局等から学校の臨時休業の要請等があった場合には入学者選抜試験の延期等について検討するよう追加で通知があり、同通知の内容を、県立学校に周知するとともに、政令市を除く市町村教育委員会にも周知を依頼した。
- 2月26日に、県くらし安全防災局長等から、「新型コロナウイルス県内感染のまん延防止の取組方針」が通知されたことを受け、当面の間における県教育委員会及び学校主催の行事や授業実施に当たっての考え方などを「新型コロナウイルス感染の県内におけるまん延防止に係る県教育委員会の取組方針」として取りまとめ、県立学校を含む教育委員会各所属に通知するとともに、全市町村教育委員会にも参考送付した。

【取組方針の基本的な考え方】

ア 学校が行う児童・生徒等が参加する行事等

(ア) 不要不急の行事等は原則、延期

(イ) 延期が不可能な場合、中止または代替手段へ切り替え

(ウ) 不要不急の行事等ではなく、指導上の観点から延期や中止、代替手段への切り替えが不可能な場合、規模縮小等を検討

イ 社会教育施設が行う行事等

(ア) 「新型コロナウイルス県内感染のまん延防止の取組方針（令和2年2月18日付けくらし安全防災局長、総務局長、健康医療局長通知）」どおり

(イ) 児童・生徒等が対象の場合は、アの（ア）、（イ）による

- 2月26日に、文部科学省から、児童・生徒等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の当面の間のお休みの出席停止及び学校の臨時休業の措置に関する方針等についての通知があり、同通知の内容を踏まえ、県教育委員会として、児童・生徒等が新型コロナウイルス感染症に罹患した場合等の学校における当面の対応を定め、県立学校に通知するとともに、全市町村教育委員会にも参考送付した。また、文部科学省から、学校の卒業式・入学式等の開催に関する考え方についての通知があったことを受け、同通知の内容を、県立学校に周知するとともに、政令市を除く市町村教育委員会に対しても周知を依頼した。
- 2月28日の文部事務次官通知を受け、感染防止を図り、子どもたちの安全、安心を確保するために、県立学校については3月2日から春季休業の開始日までの間、臨時休業とし、全市町村教育委員会に対しても同様の対応を要請した。
- 3月30日に、県立学校については、4月6日から2週間程度を臨時休業とした。また、4月2日に、全市町村教育委員会に対して、県立学校の取組を参考として、2週間程度の臨時休業等、感染拡大防止の取組への協力を要請した。

中国から帰国した児童・生徒等への対応等について

- 1月27日に、文部科学省から、中国・武漢に滞在する日本人を帰国させるためのチャーター機の派遣に伴い、外務省が実施する帰国希望者調査への協力依頼があり、県立学校及び政令市を除く市町村教育委員会に対し周知を依頼した。

- ・ 1月28日に、文部科学省から、中国・湖北省に修学旅行等で滞在している児童・生徒等の氏名等の情報提供等について依頼があり、県立学校及び政令市を除く市町村教育委員会に対し、情報提供を依頼した。
- ・ 1月30日に、文部科学省から、中国から一時帰国した児童・生徒等について、入国から2週間の間に発熱や呼吸器症状が出た場合の対応や、就学援助等の扱い、新型コロナウイルス感染症を理由とした偏見が生じないように児童・生徒等の人権に十分配慮することなどについての通知があり、同通知の内容を、県立学校に周知するとともに、政令市を除く市町村教育委員会にも周知を依頼した。
- ・ 2月7日に、文部科学省から、一時帰国によって日本人学校と学籍が二重になること等を理由に、一部において学校への受入れが許可されない事例が発生しているとして、居住実態に基づいて学齢簿を編製するなどの柔軟な対応により、速やかに学校に受入れるよう通知があったことを受け、同通知の内容を、県立学校に周知するとともに、政令市を除く市町村教育委員会にも周知を依頼した。
- ・ 2月19日に、他県において感染が確認された方の治療にあたっている病院や、帰国した方々を受け入れた宿泊施設に勤務する方の子どもがいじめに遭うという事案が発生したことから、改めて、新型コロナウイルス感染症を理由とした偏見が生じないようにするなど、児童・生徒等の人権に十分配慮することや、スクールカウンセラー等の活用により組織として中国から帰国した児童・生徒に対する心のケアを行うことなどについて、県立学校に通知するとともに、全市町村教育委員会に対しても同様の対応を依頼した。

(2) 県立社会教育施設の対応について

- ・ 1月24日に、職員等に対する咳エチケットや手洗い等の感染症対策の推奨及び、利用客や職員等に咳や発熱等の症状がある場合のマスク着用や医療機関への受診を勧めることを依頼するとともに、「神奈川県新型コロナウイルス肺炎専用ダイヤル」の開設などについて周知した。
- ・ 1月28日に、新型コロナウイルス感染症が「指定感染症」に指定されることに伴い、指定後は、患者に対する入院措置や公費による適切な医療の提供等が実施可能となることなどについて周知した。
- ・ 1月29日に、利用客向けの注意喚起ポスターの活用を依頼した。
- ・ 3月2日に、新型コロナウイルス感染拡大を防ぐ観点から、3月4日から3月15日まで臨時休館等とした。(県立の図書館は、サービスの一部(窓口及び郵送(有料)による予約図書等の貸出及び返却、並びに電話、ファクシミリ、インターネットによる検索・調査相談)を継続、県立金沢文庫は、改修工事のため休館)
- ・ 3月11日に、引き続き感染拡大を防ぐ観点から、3月末まで臨時休館等を延長した。(県立の図書館は、サービスの一部を継続)
- ・ 3月24日に、引き続き感染拡大を防ぐ観点から、期限を定めず当分の間、臨時休館等を延長した。(県立の図書館は、サービスの一部を継続)

2 令和2年度の対応（8月31日時点）

（1）県立学校及び市町村立学校への対応について

- 4月7日に、新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下、「特措法」という。）に基づく、国の緊急事態宣言が発令されたことに伴い、知事からの協力要請を受け、県立学校については5月6日まで臨時休業を延長し、全市町村教育委員会に対しても同様の対応を要請した。
- 5月4日に、国の緊急事態宣言が5月31日まで延長されたことに伴い、知事からの協力要請を受け、県立学校については5月31日まで臨時休業を延長し、全市町村教育委員会に対しても同様の対応を要請した。
- 5月22日に、緊急事態宣言が解除され、県立学校の臨時休業を終了し、6月1日に再開する場合に備え、学校の教育活動の再開に向け、必要となる様々な配慮や工夫、留意すべき事項について、「教育活動の再開等に関するガイドライン」として取りまとめ、「県立学校における教育活動の再開に向けた準備等について」を県立学校に通知した。あわせて、全市町村教育委員会へガイドラインを参考に、所管する各学校における教育活動の再開に向け、必要な検討、準備を進めるよう依頼した。

【学校の教育活動の再開に関する基本的な考え方】

- 臨時休業終了後の学校の教育活動については、社会全体が長期にわたり新型コロナウイルスとともに生きていかなければならないという認識の下、次世代を担う子どもたちの健康には、より慎重に対応する必要がある。
- 学校の教育活動の再開については、ガイダンスなどの準備期間、分散登校、時差通学・短縮授業など段階的に行っていく。
- 学校の教育活動の再開後は、引き続き基本的な感染症対策の実施の徹底を図るなど、新型コロナウイルス感染症の感染防止に万全の措置を講じる。
- 今後の国の動向や県内の感染状況等により、段階的再開の日程の変更はあり得る。

- 5月25日の国の緊急事態宣言の解除を受け、知事からの協力要請が解除されることから、県教育委員会としての対応を以下のアからウのとおりとし、同日に、「国における緊急事態宣言解除に伴う県立高等学校における教育活動等の再開について」等を県立学校に通知した。あわせて、全市町村教育委員会へ休業要請の解除と、今後の学校再開についての適切な対応を依頼した。

ア 県立学校は、6月1日から教育活動を再開する。

イ 学校としての必要な受け入れ態勢を整えるため、5月31日まで臨時休業を継続する。

ウ 臨時休業終了後の県立学校の再開に当たっては、ガイダンスなどの準備期間、分散登校、時差通学・短縮授業など、段階的に行っていく。

- 6月24日に、県内の新規陽性患者数が減少傾向となっており、6月18日に新型コロナウイルス感染症対策の神奈川県対処方針が改定され、営業時間の短縮や県域を越えた移動の自粛の要請等が解除（ステップ2へ移行）されたこと等を受け、5月22日に示した「ガイドライン（高等学校・中等教育学校）」における県立高校等の段階的な再開の期間等を変更し、「通常登校」の実施時期の前倒しを、以下のア及びイのとおり予定することとし、同日に、県立高等学校及び中等教育学校に通

知した。

ア 「分散登校Ⅱ」（6月22日～27日）及び「時差短縮Ⅰ」（6月29日～7月4日）までは、当初の予定のとおりとする。

イ 「時差短縮Ⅱ」（7月6日～8月29日）の期間中である、7月上旬（6月19日から概ね3週間後）における県内感染状況が現状と同程度である場合は、「時差短縮Ⅱ」の期間を1週間に短縮し、7月13日から「通常登校」に移行する。

県立特別支援学校については、感染すると重症化するリスクが高い児童・生徒等が在籍していることなどから、教育活動の段階的再開については、より一層慎重に進めていくことが必要であるため、「ガイドライン（特別支援学校）」に記載した予定通りとする。

なお、県内の感染状況や国の動向等により、期間等については変更する場合がある。

- 7月3日に、5月22日に示した「県立学校の教育活動の再開等に関するガイドライン（高等学校・中等教育学校）」及び6月24日付け「県立高校等の「通常登校」の実施時期の前倒しの予定について（通知）」を踏まえ、「県立高等学校及び県立中等教育学校における「通常登校」に向けた部活動の再開ガイドライン」を、以下のアからエのとおり策定し、県立高等学校及び中等教育学校に通知した。

ア 現時点で予定通り7月13日から「通常登校」に移行した場合は、感染症対策を講じながら公式大会やコンクール等への参加を含め通常通り部活動を実施する。

イ 各種目の中央競技団体等が作成したガイドライン等に示された練習内容や競技実施上の留意点等も踏まえ、各学校の実情に応じ、日頃の校内練習や大会参加に当たっての必要な感染防止対策を講じる。

ウ 生徒の怪我防止には十分留意するとともに、部活動の再開時期が高温多湿の時期となることから、特に熱中症予防に係る対応について、顧問、生徒共に「神奈川県立学校熱中症予防ガイドライン」をもとに、万全な対策を講じる。

エ 部活動ごとに活動方針及び活動計画を作成することや生徒の健康状態を把握することなどの「事前の確認事項」、健康観察票をもとに、健康状態を確認した上で、参加させることなどの「活動前後の留意事項」、「3密」の回避や、必要に応じて適宜、手洗いやうがい、使用器具等の消毒を行うなど、感染防止対策に万全を期すことなどの「活動時の留意事項」を踏まえ、各学校で部活動を実施する。

- 7月3日に、市町村立中学校等で長期間にわたり臨時休業等が実施されていたことを踏まえ、令和3年度の神奈川県公立高等学校入学者選抜等における学力検査については、中学校で学習していないことは出題しないという前提に立ち、その出題範囲を以下のアからオのとおりとし、市町村教育委員会等に通知した。

ア 公立高等学校入学者選抜における学力検査では、社会、数学、理科については、学習指導要領に示された全ての学習内容を中学校第3学年の1月末までに学ぶことは難しいと判断し、次の表

の内容（当該各教科の教科書において最後に学習する内容）について、出題範囲から除く。

教科	出題範囲から除く内容(※)
社会	公民的分野で学習する内容のうち、「私たちと国際社会の諸課題」
数学	中学校第3学年で学習する内容のうち、「資料の活用(標本調査)」
理科	第1分野で学習する内容のうち、「科学技術と人間」 第2分野で学習する内容のうち、「自然と人間」

※内容の単元名は「中学校学習指導要領(平成20年3月告示)」の内容に基づく。

- イ 国語、外国語(英語)については、3年間を通じて学習すべき内容を繰り返し学ぶという教科の特性があり、学習指導要領上の特定の学習内容を出題範囲から除くことは難しいと判断しているが、漢字及び英単語を学習する順序が各中学校で使用する教科書により異なるため、公平性を担保する観点から、漢字や英単語を問う問題（読み・書き・意味）において、中学校第3学年で新たに学習する漢字及び英単語は、出題範囲から除く。
- ウ 学力検査の他、各校の特色に応じて実施する特色検査のうち、学力向上進学重点校等で実施している、記述型の自己表現検査についても、学力検査と同様の内容を出題範囲から除く。
- エ 県立中等教育学校入学者決定検査における適性検査では、公立高等学校入学者選抜における学力検査と異なり、各教科で学習した内容を問うのではなく、これからの社会で必要とされる幅広い教養を育成していく上での基礎的な力を測ることから、出題範囲の限定は行わない。
- オ 県立中等教育学校入学者決定検査におけるグループ活動（与えられた課題について、自分の意見をまとめた後、グループでの話し合いを行い、集団の中での人間関係構築力の基礎的な力と中等教育学校で学ぼうとする意欲や目的意識をみる検査）については、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を講じて適切に実施することが困難であると判断し、実施しない。
- 7月9日に、新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部会議における県内の感染状況に関する評価を踏まえ、県立高校等については生徒の安全、安心の確保と、生徒の学びの保障をさらに図ることを両立させるため、7月13日から予定していた「通常登校」への移行については、生徒の通学時の感染リスクを軽減するため、朝の「時差通学」と組み合わせて実施することとし、同日、以下のアからケの内容について各県立学校に通知した。あわせて、全市町村教育委員会に対しても、県立学校あての通知内容を伝えるとともに、感染拡大防止の取組みを引き続き徹底するよう通知した。
 - ア 朝の混雑時間帯を避けるため、始業時刻を概ね30分程度繰り下げる「時差通学」（授業開始時刻を通常の8時50分から概ね9時20分以降とする。）を実施する。
 - イ 「時差通学」による授業開始時刻は、学校や生徒の状況により各学校長が判断する。
 - ウ 公共交通機関等の状況から、上記により難しい場合は教育委員会と協議する。
 - エ 「時差通学」の継続については、原則として概ね3週間後の県内の感染状況等により判断する。ただし、その時点で「時差通学」を継続しない場合であっても、学校長の判断により個別に「時差通学」を継続することは可能とする。
 - オ 授業については、原則として各学校の通常の授業時間及び時間数で実施する。
 - カ 部活動については、感染症対策を講じながら、「部活動の再開ガイドライン」（7月3日付けで通知）等に基づき実施する。

- キ 学校行事については、感染症対策を講じた上で実施可能とし、今後、実施に当たっての対応等を記載した「ガイドライン」を作成し、各学校に示す予定。
 - ク 県立特別支援学校については、5月22日付けで示した「ガイドライン（特別支援学校）」に記載した予定通りとする。
 - ケ 今後も、県内の感染状況等を踏まえ、「時差短縮」や「分散登校」に戻すことを含め、教育活動の段階や期間等について検討し、変更することがある。
- ・ 7月17日に、県立高校等の「通常登校」の実施に伴い、各学校行事の留意事項等について、「県立高等学校及び県立中等教育学校における学校行事に関するガイドライン」として取りまとめ、同日、県立高等学校及び中等教育学校に通知した。

【学校行事の実施に関する基本的な考え方等】

- 学校の教育活動に関する指導計画の見直しにあたっては、行事と授業のバランスを取りながら、各学校や生徒の実情を踏まえて学校行事の実施について判断する。
- 実施に当たっては、感染防止に万全の措置を講ずる。
- 今後の状況の変化に柔軟に対応できるようにする。
- 卒業式、入学式については、時期を改めて、留意点等を学校に示す予定。
- 特別支援学校については、8月31日からを予定している「通常登校」の実施に合わせ、学校行事ガイドラインを示す予定。

- ・ 7月29日に、県対策本部会議における県内の感染状況の報告を受け、8月1日以降の県立高等学校及び県立中等教育学校の教育活動については、概ね30分程度始業時間を繰り下げる「時差通学」を引き続き実施することとした。その後については、8月下旬に県内の感染状況等を踏まえ判断することとしている。
- ・ 8月26日に、県立学校の8月31日以降の教育活動について、県立高等学校及び県立中等教育学校については、「時差通学」の時間帯を拡大して継続し、また、県立特別支援学校については、より慎重な対応が必要な児童・生徒等が在籍していることを考慮し、「時差通学・短縮授業」を継続することとし、同日、以下のア及びイのとおり県立学校に通知した。
 なお、これらの措置は、当面（概ね年内）継続する。

ア 県立高等学校及び県立中等教育学校について

学校長が、地域の公共交通機関の状況を勘案の上、生徒の登校時にできるだけ朝の混雑時間帯を避けることができ、また、学校における通常の教育活動が展開できる範囲で、概ね8時30分以降に授業開始時刻を設定すること。

イ 県立特別支援学校について

- 登校時刻については、学校長が地域の交通事情の現状等を改めて確認し、必要に応じて設定し直すことも可能とする。
- 下校時刻については、学校長が、学びの保障（学校行事等に係る授業時間の確保や、高等部における現場実習、進路指導等）や校内の感染症対策に取り組む時間の確保、地域の交通事

情、さらには「放課後等デイサービス」への円滑な接続等、各学校の実情を勘案し、概ね午後2時から午後3時30分の間で設定すること。

- 併せて、これまで「通常登校」移行前は原則として実施しないとしていた学校行事や、活動を一部制限していた部活動については、別に示す各ガイドラインに則った実施を可能とする。

(2) 県立社会教育施設の対応について

- ・ 4月7日に、特措法に基づく緊急事態措置に係る神奈川県実施方針（以下、「県実施方針」という。）が出されたことから、4月8日に、8月31日まで臨時休館等とした。（県立の図書館は、サービスの一部を継続）
- ・ 4月10日に、県実施方針が改定され、施設の使用停止及び催物の開催の停止要請が出されたことから、4月12日に、県立の図書館において臨時休館中も実施してきたサービスのうち、窓口で行っている予約図書等の貸出及び返却を5月6日まで休止とした。
- ・ 5月5日に、県実施方針が改定されたことから、県立の図書館の窓口で行う予約図書等の貸出及び返却の休止を5月31日まで延長した。
- ・ 5月25日の、国の緊急事態宣言解除を受け、新型コロナウイルス感染症に対する万全な拡大予防対策を講じた上で、以下のアからウのとおり段階的に再開館することとした。

ア 県立図書館及び県立川崎図書館については、予約貸出及び返却のための窓口サービスを5月27日から先行実施し、6月9日から再開館する。

イ 県立歴史博物館、県立金沢文庫（一部）、県立近代美術館（一部）については、6月9日から再開館する。

ウ 県立生命の星・地球博物館については、施設内の燻蒸作業完了の後、7月1日から再開館する。

- ・ 5月26日に、県立の図書館や博物館で実施する感染拡大予防対策の共通事項をまとめた「新型コロナウイルス感染拡大予防対策ガイドライン」を各施設に通知した。これを受け、各施設では、ガイドラインに基づき具体的な対策マニュアルを作成した。

※ 以上の対応に係る「点検・評価」は、今後の対応を含め、来年度に実施する予定です。

【参考】 新型コロナウイルス感染症に対する県教育委員会の予算措置等について

1 県立学校における対応状況

時期	内容		予算額	
臨時 休業中 (3/2～)	感染症 対策	感染拡大防止対策のためのマスク・消毒液等の購入【4補】	2億4,758万円	
	学習 支援	臨時休業中の学習機会への対応（GIGAスクールの推進） 【4補】	3億2,858万円	
	家計 支援	家計が急変した生徒に対する学習機会の保障 （高校生等奨学給付金等）	既決予算対応	
		臨時休業に伴う修学旅行、姉妹校交流事業等キャンセル料 【4補】	4,670万円	
	その他	特別支援学校における給食キャンセル料の補填【当初その2】	1,661万円	
学校 再開 (6/1～)	感染症 対策	感染症対策用品など学習環境の整備に必要な経費【6補】 （サーモグラフィー等）	5億3,223万円	
		特別支援学校生徒の通学環境対策の実施【4補、6補】 （ジャンボタクシー）	6,809万円	
	学習 支援	補充のための授業に係る非常勤講師等の任用【4補】 （夏季4週間）	4億1,651万円	
		補習等を実施するための学習指導員の配置【4補、6補】 （ハイスクール人材バンク）	8,400万円	
	心の ケア	臨時休業により不安定な精神状態にある生徒への対応するため、 学校再開後1カ月のスクールカウンセラーの追加配置 【4補】	751万円	
	家計 支援	高校生等奨学給付金【6補】 （オンライン学習に係る通信料の上乗せ）	1億1,272万円	
		修学旅行、姉妹校交流事業等キャンセル料【6補】	1億8,245万円	
	その他	夏季休業期間中の特別支援学校における授業実施に向けた給 食実施委託【4補】	1,242万円	
		夏季休業期間中の特別支援学校における送迎用スクールバス 委託【4補】	1億 289万円	
		暑さ対策としての扇風機等の購入	既決予算対応	
		全国大会代替大会開催事業費補助【6補】	1,000万円	
		県立特別支援学校給食緊急奨励費【6補】	300万円	
	合計			21億7,135万円

2 市町村立学校等への対応状況

時期	内容		予算額
臨時 休業中	学習	朝のTVホームルーム	既決予算対応
	支援	GIGAスクールの推進に係る事務指導費【4補】	200万円
学校 再開	感染症 対策	公立幼稚園マスク等購入費補助【4補、6補】	2,461万円
	学習 支援	教員の追加配置【6補】 ※政令市を除く	4億3,309万円
		補充のための授業に係る非常勤講師等の任用【4補】 (夏季4週間) ※政令市を除く	1億7,203万円
		スクールサポートスタッフの配置【4補、6補】 ※政令市を除く	5億2,510万円
		補習等を実施するための学習指導員の配置【4補、6補】 ※政令市を除く	22億1,782万円
	心の ケア	臨時休業により不安定な精神状態にある児童・生徒への対応す るため、学校再開後1カ月のスクールカウンセラーの追加配置 【4補】 ※政令市を除く	2,780万円
		臨時休業により不安定な精神状態にある児童・生徒への対応す るため、学校再開後1カ月のスクールソーシャルワーカーの追 加配置【4補】 ※政令市・中核市を除く	495万円
臨時休業における生活の変化等における不安や不登校等の対応 にかかる、フリースクールとの連携強化【4補】		2,217万円	
合計			34億2,960万円

3 県立社会教育施設における対応状況

時期	内容		予算額
施設 再開	感染症 対策	感染拡大防止対策のためのマスク・消毒液等の購入	既決予算対応

4 県教育委員会事務局における対応状況

時期	内容		予算額
随時	感染症 対策	職員厚生管理費（消毒液等）	既決予算対応
	その他	内定取消者等緊急雇用事業費	

※ 各表中の金額は、表示単位未満切り捨てのため合計と符合しないことがある。

※ 既決予算対応：随時執行

当初その2：4月1日以降執行

4補：4月補正予算、4月24日以降執行

6補：6月補正予算（その2）、7月10日以降執行

※ このほか、各県立学校では、感染拡大防止対策のために必要な物品については、当初予算の維持運営費など既決予算の中で必要に応じて執行できるように措置している。これにより、消毒作業用の使い捨て手袋やフェイスシールド等を購入し、活用している。

